



操作マニュアル

事業者機能

Ⅲ. 決算業務編

消費税申告書

第3-a版

全国商工会連合会

■ ご注意

- ・本書の著作権は株式会社ミロク情報サービスが所有しています。
- ・本製品の仕様および本書の内容に関しては、将来予告無しに変更することがあります。
- ・本書の内容の一部または全部を無断で転載することは、禁止されています。
- ・例として使用されている事業者情報は、実在の会社・組織を示すものではありません。
- ・ネット de 記帳は、全国商工会連合会の登録商標です。
- ・Windows の正式名称は、Microsoft® Windows® Operating System です。
- ・Microsoft®、Windows®、Windows® 10、Windows® 8.1、Windows® RT、Windows® 7 は、米国 Microsoft Corporation の米国および、その他の国における登録商標または商標です。
- ・Adobe Reader は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・Adobe Flash は、米国 Adobe Systems 社の米国およびその他の国における登録商標または商標です。
- ・Oracle と Java は、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。
- ・シーオーリポーツは株式会社エイチ・オー・エスの登録商標です。
- ・Zend、ゼンドは、ゼンド・ジャパン株式会社の商標または登録商標です。
- ・wijmo は、グレープシティ株式会社の商標または登録商標です。
- ・その他、記載の会社名、商品名は各社の登録商標または商標です。
- ・製品の仕様および機能は、改良のため予告なく変更させていただく場合があります。

■ 本書の表記

本書では次のアイコンおよび記号を使用しています。

本書では、個人の場合を主に説明しています。

アイコン、記号	説明
	実行すると元に戻すことができない処理について記載しています。 (例) 終了時操作の注意 終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。インターネットエクスプローラーの右上にある [×] ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。
	処理の手順について記載しています。
	説明の補足事項を記載しています。
	関連する機能や操作について操作マニュアルの参照先を記載しています。 →がある場合は、同一マニュアル内の参照先にリンクが貼られています。「見出し」部分にカーソルを合わせるとリンク先へジャンプすることができます。 (例) 消費税基本情報の設定 → 「2.1.1 消費税基本情報を設定する」参照
	→がある場合は、別冊のマニュアルを指しているため、リンクは貼られていません。 (例) パスワード変更について → 「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照
『 』	システム名、処理名の名称を表記するときに用います。
« »	画面やウィンドウ、ダイアログの名称を表記するときに用います。
[]	画面名称、ボタン名称、項目名を表記するときに用います。
「 」	画面内の項目名、参照先を表記するときに用います。
	キーボードのキーを表記するときに用います。
	処理画面を終了するときに用います。
	ヘルプ機能を起動するときに用います。
	現在行っている処理の一つ前の画面に戻ります。

■ 事業者機能マニュアルの構成

事業者機能操作マニュアルは、次の構成になっています。

概要・基本操作

必要な環境設定、および共通の操作について説明しています。

I. マスター関係登録編

事業者ごとに管理する情報(補助科目・摘要・工事など)の設定について説明しています。

II. 日常業務編

仕訳帳、出納帳、振替伝票、入・出金伝票を使った仕訳入力について説明しています。入力した仕訳は、各種元帳や財務報告書として出力することができます。月次決算・決算確定の説明も含まれます。

III. 決算業務編

「固定資産台帳」の印刷、「決算書」や「分析グラフ」の作成方法、「決算更新」について説明しています。

III. 決算業務編 所得税確定申告書

「個人決算書」と「所得税確定申告書」の作成方法について説明しています。

III. 決算業務編 消費税申告書

「消費税申告書」の作成方法について説明しています。

IV. 決算業務編 電子申告編

決算業務で作成した申告書類をもとに、国税庁(税務署)へ電子申告を行うためのデータ作成方法について説明しています。

■ 目次

1	消費税申告書作成の概要	10
1.1	消費税申告書作成の流れ	10
1.2	消費税申告書のメニュー体系	11
1.3	『ネット de 記帳』の起動方法	12
1.3.1	『ネット de 記帳』を起動する	12
1.3.2	ログインをする	12
1.3.3	パスワードを変更する	14
1.3.4	トップ画面の構成	15
1.4	『ネット de 記帳』の終了方法	16
1.5	消費税申告書の画面構成	18
1.5.1	消費税申告書の画面構成	18
1.6	消費税申告書で使用するキー操作	19
1.7	『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について	20
1.7.1	『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ	21
1.7.2	『ネット de 記帳』の個人番号の操作	22
1.7.3	エラーメッセージ・警告メッセージ	23
2	消費税基本情報を設定する	26
2.1	消費税基本情報	26
2.1.1	消費税基本情報を設定する	28
2.1.2	消費税基本情報の設定項目(個人の場合)	29
2.1.2.1	[基本情報]タブ	29
2.1.2.2	個人番号を連携する	32
2.1.2.3	個人番号を解除する	40
2.1.2.4	[申告情報]タブ	41
2.1.2.5	[還付金融機関等]タブ	43
2.1.2.6	[作成税理士情報]タブ	44
2.1.3	消費税基本情報の設定項目(法人の場合)	45
2.1.3.1	[基本情報]タブ	45
2.1.3.2	[申告情報]タブ	45
2.1.3.3	[還付金融機関等]タブ	46
2.1.3.4	[作成税理士情報]タブ	46
2.1.4	『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ	47
2.1.5	事業者情報を取り込む	48
2.1.6	税理士情報を取り込む	50
3	消費税申告書を作成する	54

3.1 消費税申告書	54
3.1.1 消費税申告書作成の流れ.....	54
3.1.2 消費税計算情報を設定する	55
3.1.2.1 [消費税計算情報]タブ.....	56
3.1.2.2 [過去情報設定]タブ	58
3.1.2.3 中間申告回数を自動設定する	60
3.1.2.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えてる場合	61
3.1.3 申告書を選択する.....	62
3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合	63
3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合	64
3.1.4 仕訳データの集計期間を短縮する	65
3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合	66
3.1.5 申告書・付表を入力する.....	67
3.1.5.1 詳細説明	68
3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ.....	69
3.1.5.3 簡便法の計算について	70
3.1.6 申告書を再計算する	72
3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合	73
3.1.6.2 付表5-(2)の計算について	74
3.1.7 課税期間を変更する	75
3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合	76
3.1.8 調整消費税等を入力する.....	77
3.1.8.1 詳細説明	78
3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合	80
3.1.9 金額修正を行う	81
3.1.9.1 「原則課税」の金額修正の詳細説明	83
3.1.9.2 「簡易課税」の金額修正の詳細説明	85
3.1.9.3 特定課税仕入を入力する.....	88
3.1.9.4 営む事業を変更する	90
3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ	94
3.1.9.6 旧税率の金額修正	99
3.1.10 金額修正を解除する	100
3.1.11 申告書・付表の入力項目	101
3.1.11.1 「原則課税」の申告書・付表の入力項目	101
3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目	104

3.1.11.3	中間申告書の申告書・付表の入力項目	107
3.1.12	マイナス金額発生時の計算および出力	108
3.1.12.1	簡易課税「付表 5-(2)」の計算方法	108
3.1.12.2	簡易課税「付表 4」の計算方法	113
3.1.12.3	簡易課税「付表 5」の計算方法	114
3.1.12.4	マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税)	115
3.1.12.5	マイナス金額をゼロに置き換える項目(簡易課税)	116
3.1.13	電子申告データの仕様に適合しているかチェックする	119
3.1.13.1	国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ	122
3.1.13.2	電子申告エラーチェック結果の保存	124
3.1.14	入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン)	125
3.1.14.1	中間申告書の電子申告データ作成について	126
3.1.14.2	申告書の参照モード表示	127
3.1.14.3	入力完了チェックを解除する	128
3.1.15	消費税申告書を印刷する	129
3.1.15.1	消費税申告書出力の詳細説明	131
3.1.15.2	[印刷]ボタンクリック時にエラーが表示された場合	132
3.1.15.3	「原則課税」の印刷条件設定	133
3.1.15.4	「簡易課税」の印刷条件設定	135
3.1.15.5	中間申告書の印刷条件設定	137
4	付録	140
4.1	索引	140

MEMO

1

消費税申告書作成の概要

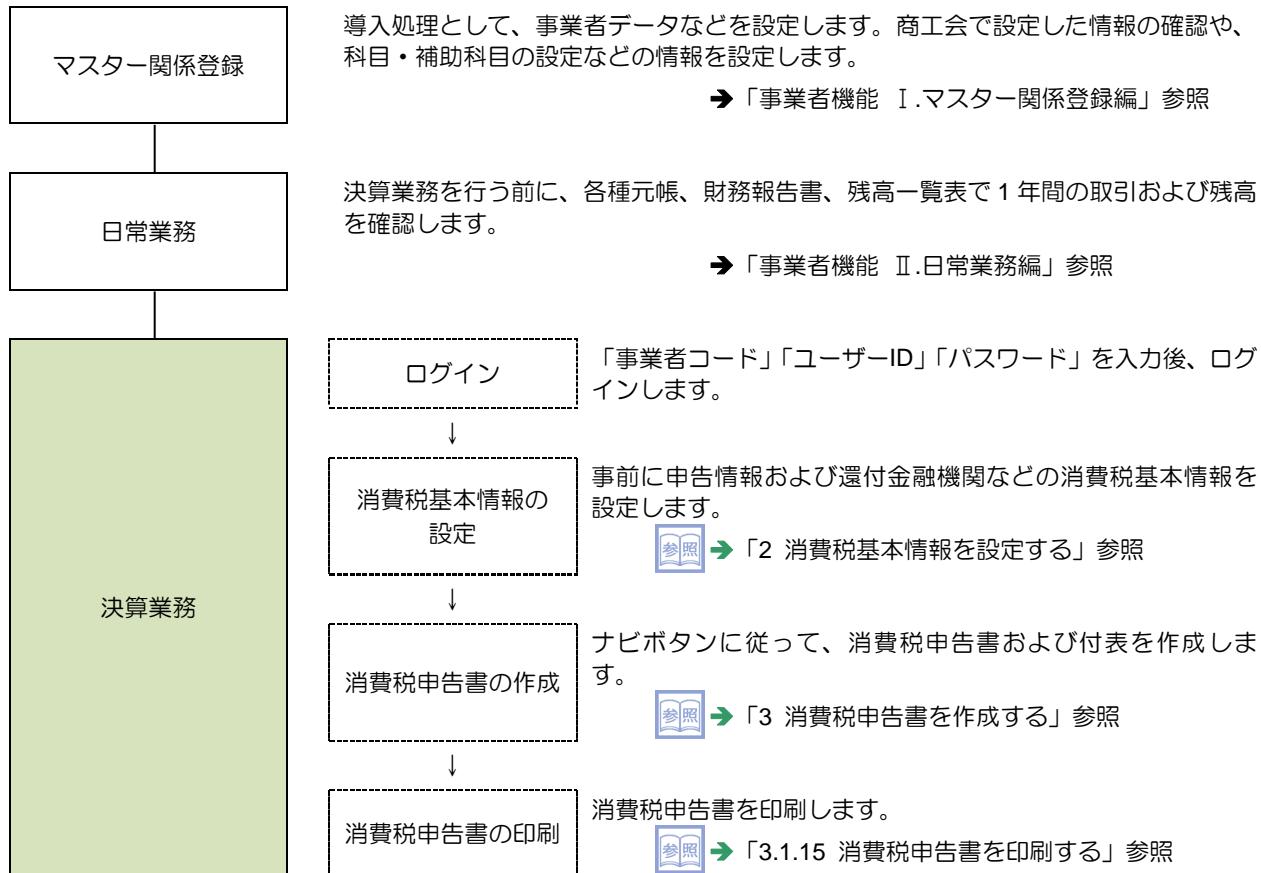
- 1.1 消費税申告書作成の流れ
- 1.2 消費税申告書のメニュー体系
- 1.3 『ネット de 記帳』の起動方法
- 1.4 『ネット de 記帳』の終了方法
- 1.5 消費税申告書の画面構成
- 1.6 消費税申告書で使用するキー操作
- 1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

1 消費税申告書作成の概要

『決算業務』の消費税申告書では、『消費税基本情報』で申告に必要な情報を設定し、『消費税申告書』で申告書の作成を行います。申告書は、課税業者の場合のみ作成します。

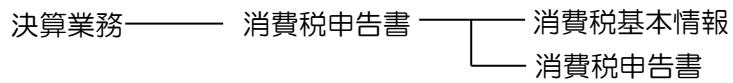
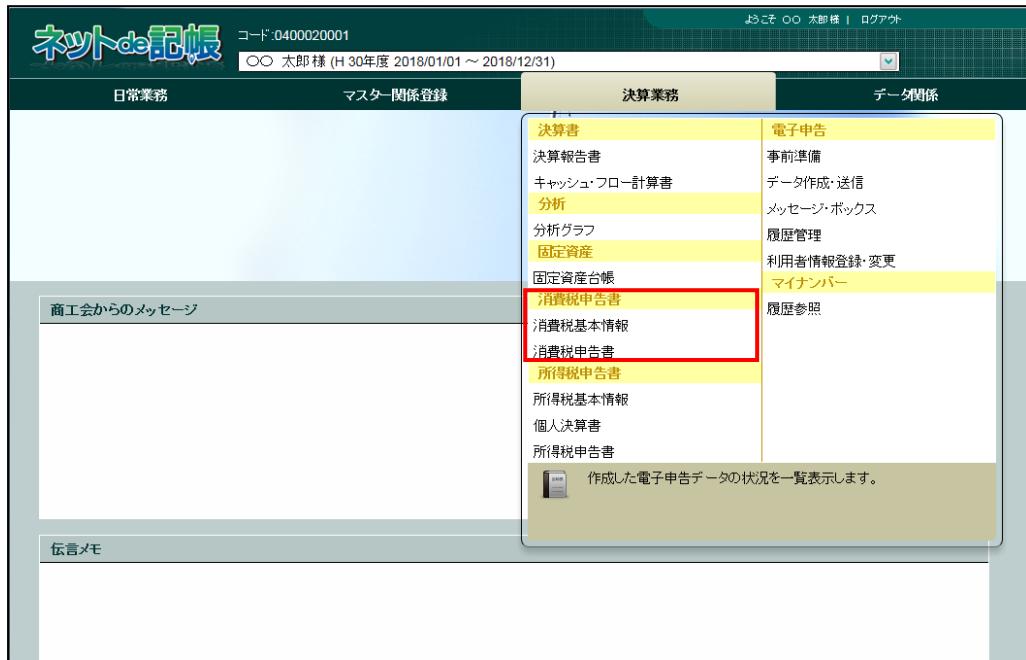
1.1 消費税申告書作成の流れ

ログインから消費税申告書作成処理の流れについて説明します。



1.2 消費税申告書のメニュー体系

『決算業務』の消費税申告書のメニュー体系は、次のとおりです。



1.3 『ネット de 記帳』の起動方法

『ネット de 記帳』の起動方法について説明します。

1.3.1 『ネット de 記帳』を起動する



- ①端末のデスクトップ画面から、ブラウザーを起動します。
- ②アドレス欄に指定されたアドレスを入力しEnterキーを押します。

1.3.2 ログインをする

『ネット de 記帳』へのログイン方法について説明します。



ログインに失敗（ロック）したら

ログイン時に連続してパスワードなどを誤ると、『ネット de 記帳』がロックされ、一定時間利用できなくなります。
至急ロックを解除したい場合は、商工会へお問合せください。



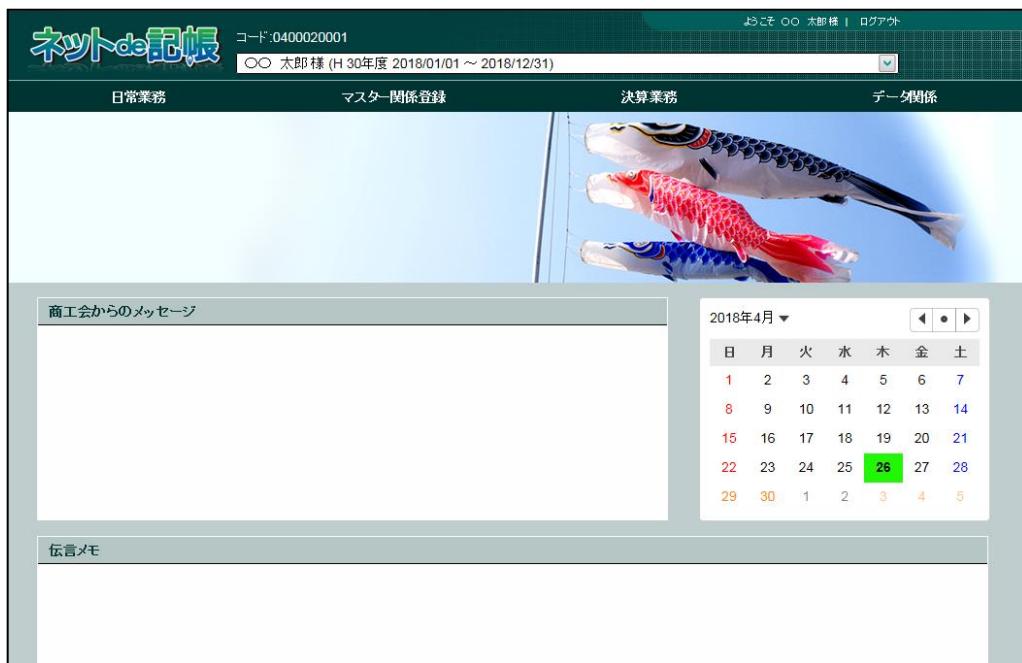
- ①『ネット de 記帳』の「Login」画面が表示されます。
- ②事業者コード、ユーザーID、パスワードを入力します。
初めてログインする場合は、ログイン前に仮パスワードの申請が必要です。
仮パスワードの申請について→

「概要・基本操作 2.2.2 仮パスワードを申請する」参照

③ [ログイン] ボタンをクリックします。



④トップ画面が表示されます。



『マイナンバー保管』に接続できない場合の警告メッセージについて

『ネット de 記帳』へのログインに成功しているが、『マイナンバー保管』に接続できない場合に警告メッセージが表示されます。原因および対処方法について確認します。



ログイン時の警告メッセージ→

「1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ」参照

1.3.3 パスワードを変更する

通知された仮パスワードを任意のパスワードに変更します。定期的にパスワード変更を行う場合も同様の操作を行います。



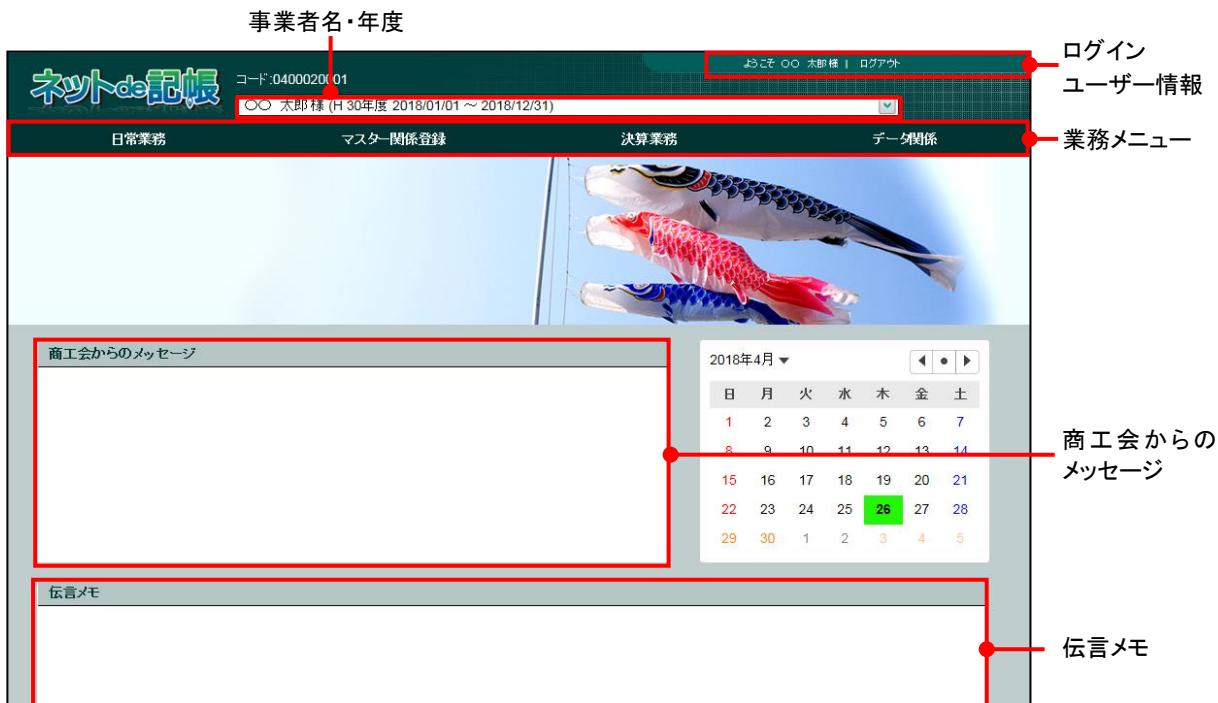
[ログイン] ボタンの下の [パスワード変更] ボタンをクリックします。

→ [「パスワード変更について」](#)

「概要・基本操作 2.2.2.2 パスワード変更」参照

1.3.4 トップ画面の構成

『ネット de 記帳』にログインすると表示されるトップ画面について説明します。



[事業者名・年度]

- 選択した事業者の事業者名および年度が表示されます。複数年度のデータがある場合は、対象となる年度を選択します。『事業者機能メニュー』が表示されます。

[個人事業者名の表示設定について→](#)

「事業者機能 I.マスター関係登録編 2.1.2.2 会計基本」参照

[ログインユーザー情報]

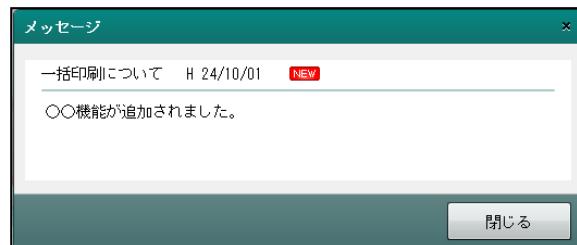
- 現在、『ネット de 記帳』にログインしている利用者の情報が表示されます。終了する際は、必ず [ログアウト] ボタンをクリックします。

[業務メニュー]

- 『日常業務』『マスター関係登録』『決算業務』『データ関係』をクリックすると、それぞれのメニューが表示されます。

[商工会からのメッセージ]

- 商工会からのメッセージが一覧に表示されます。タイトルをクリックすると、メッセージが表示されます。返信することはできません。



[伝言メモ]

- 商工会から送信された未完了のメッセージが一覧に表示されます。商工会と事業者は1対1でメッセージの送受信ができます。

1.4 『ネット de 記帳』の終了方法

『ネット de 記帳』の終了方法について説明します。



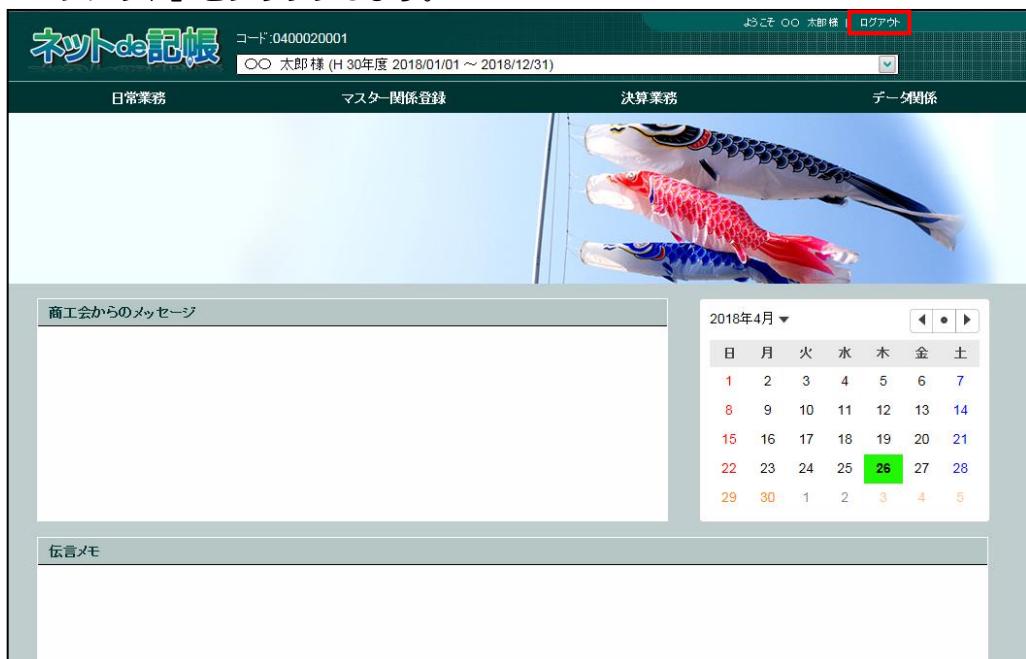
終了時操作の注意

終了する前に、必ず「ログアウト」をクリックして終了してください。

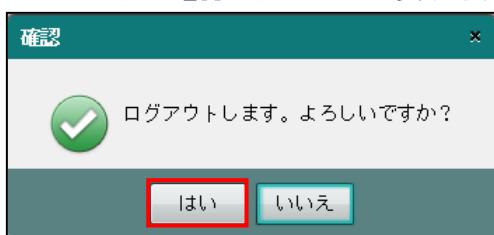
ブラウザーの【X】ボタンをクリックして終了した場合、正常に終了したとみなされず、直後にログインできない場合があります。



- ① 「ログアウト」をクリックします。



- ② ログアウトの確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③『Login』画面が表示されます。ブラウザーの【X】ボタンをクリックすると、『ネット de 記帳』が終了します。

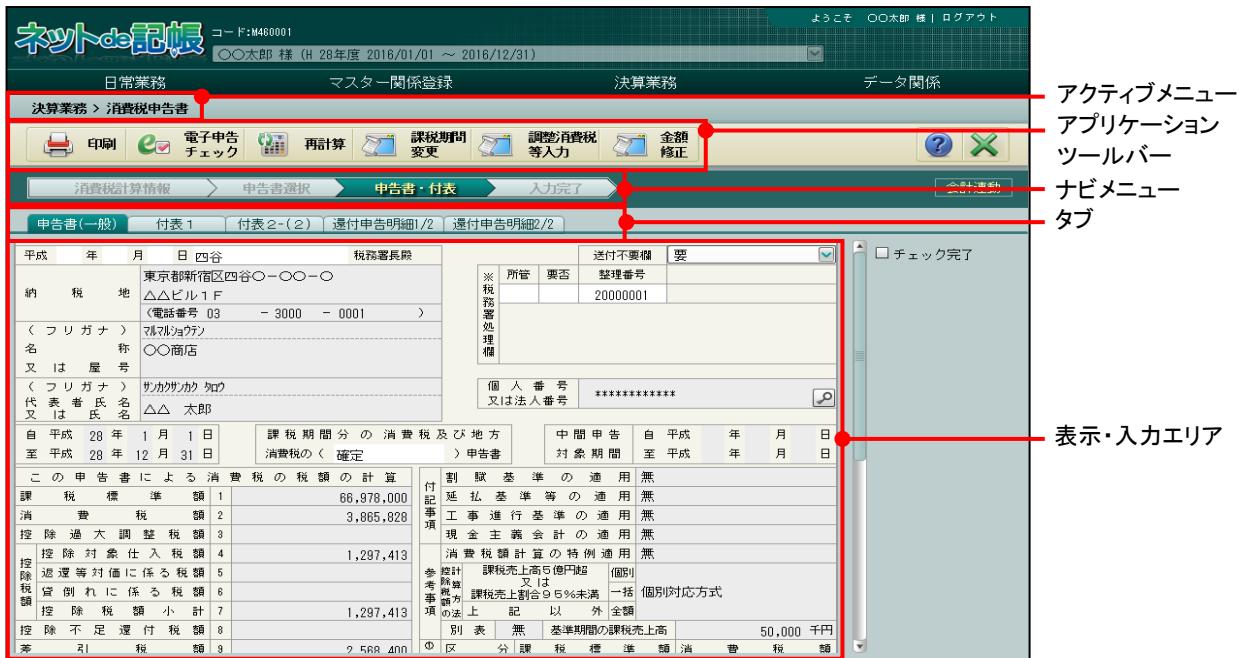


1.5 消費税申告書の画面構成

業務メニューから『決算業務』の『消費税申告書』を選択した場合の主な画面構成について説明します。

1.5.1 消費税申告書の画面構成

消費税申告書の画面構成について説明します。



[アクティブメニュー]

- 現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- 操作可能なボタンが表示されます。

[ナビボタン]

- クリックすると画面が切り替わります。ナビボタンをクリックして入力を進めます。

[タブ]

- 各タブをクリックし、入力エリアを切り替えます。

[表示・入力エリア]

- 各タブで必要な項目を入力します。

1.6 消費税申告書で使用するキー操作

消費税申告書で使用するキーについて説明します。

キー名称	操作
[Enter]キー・[Tab]キー	入力した内容を確定して、次の入力項目に進みます。
[Shift]+[Tab]キー	前の項目に戻ります。
[→]キー	次の項目へ進みます。
[←]キー	前の項目に戻ります。
[PageUp] [PageDown]	「事業者情報取込」画面で基本情報および申告情報をスクロールします。
マウスでクリック	クリックした任意の入力項目に移動します。 マウスで移動した場合、入力した内容が確定されない場合があります。
[Ctrl]+[C]キー	選択した文字をコピーします。
[Ctrl]+[V]キー	コピーした文字を貼りつけます。
[Ctrl]+[Enter]キー	次の入力項目に進みます。

1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

『マイナンバー保管』システム（以下、『マイナンバー保管』）で管理する個人番号を『ネット de 記帳』に連携することにより、個人番号を管理することなく、消費税申告書に個人番号を出力することができます。

『ネット de 記帳』に『マイナンバー保管』の個人番号を連携するには、利用申込みが必要です。



『マイナンバー保管』で扱う特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号を含む個人情報のことをいいます。

『マイナンバー保管』では、個人番号のほか、氏名、生年月日を管理します。

『マイナンバー保管』の概要および詳細について→

「『マイナンバー保管』概要編」参照

特定個人情報を扱うためのユーザーの権限を「マイナンバー連携権限」といいます。

「マイナンバー連携権限」が設定されたユーザーが『マイナンバー保管』に登録されている端末でログインした場合に、『ネット de 記帳』で特定個人情報を扱うことができます。

「マイナンバー連携権限」について→

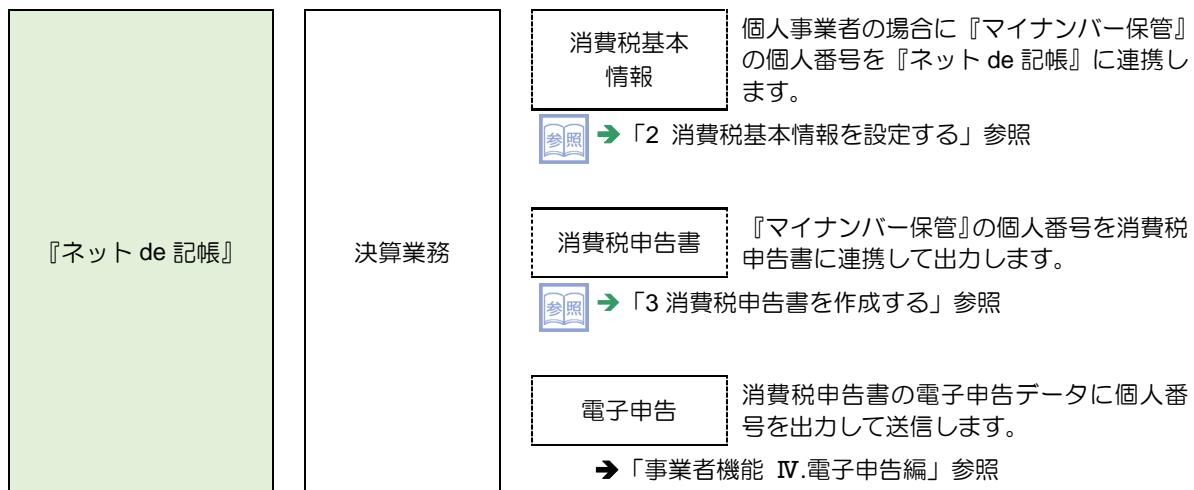
「『マイナンバー保管』概要編 1.3.2 「マイナンバー連携権限」について」参照

1.7.1 『ネット de 記帳』における個人番号の連携の流れ

『ネット de 記帳』で個人番号を連携して出力する流れについて説明します。

特定個人情報を連携する流れについて→

「『マイナンバー保管』概要編 1.5 特定個人情報を連携する流れ」参照



1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作

『ネット de 記帳』の個人番号の操作について説明します。特定個人情報を扱うための条件を満たした場合、次の操作を行うことができます。

特定個人情報を扱うための条件→

「『マイナンバー保管』概要編 1.3 特定個人情報を扱うための条件」参照

●連携設定

- ・『マイナンバー保管』に登録されている個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

●連携解除

- ・『ネット de 記帳』と『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

●表示

- ・次のユーザーでログインした場合、『ネット de 記帳』の画面に個人番号を表示することができます。

- ・税理士ユーザーでログインした場合
- ・事業者ユーザーでログインした場合

●印刷

- ・消費税申告書に個人番号を印刷します。

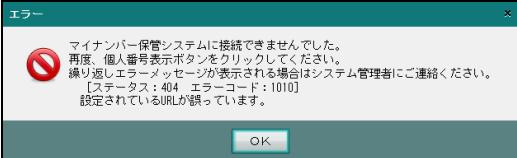
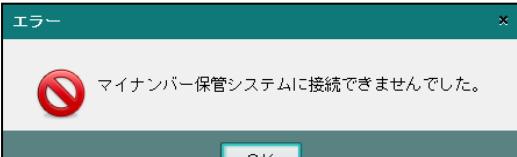
●電子申告

- ・消費税申告書の電子申告データに個人番号を出力します。

1.7.3 エラーメッセージ・警告メッセージ

ログインまたは個人番号の操作を行った際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージごとの原因と対処方法は次のとおりです。

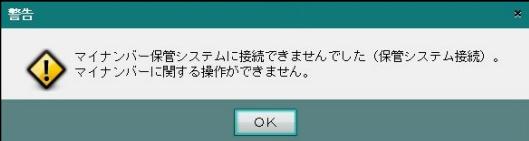
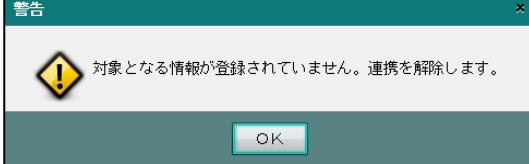
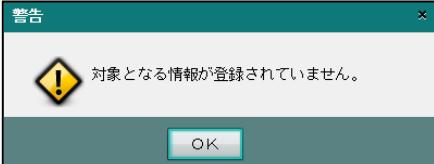
●エラーメッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	<p>(例) 連携ボタンクリック時にエラーが発生した</p>  <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。 再度、○○ボタンをクリックして(印刷処理を行つて)ください。 繰り返しエラーメッセージが表示される場合はシステム管理者にご連絡ください。</p> <p>上記メッセージの○○には、次のいずれかの文言が表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携 ・解除 ・決定 ・個人番号表示 ・抽出 	<p>ネットワークに負荷がかかっています。</p> <p>ネットワークに接続されていません。</p> <p>『マイナンバー保管』のDBサーバーが応答しません。</p>	<p>しばらく時間をおいて、再度処理を実行します。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p>
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした。</p>	<p>『マイナンバー保管』のAPサーバーが応答しません。</p> <p>ネットワークに接続されていません。</p>	<p>システム管理者へ問い合わせます。</p> <p>システム管理者へ問い合わせます。</p>

1 消費税申告書作成の概要

1.7 『ネット de 記帳』における特定個人情報の処理について

●警告メッセージ

No.	メッセージ	原因	対処方法
1	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（保管システム接続）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』のAP サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』のURL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
2	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（設定されている URL が誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』のDB サーバーが応答しません。	システム管理者へ問い合わせます。
		『マイナンバー保管』のURL に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
3	 <p>マイナンバー保管システムに接続できませんでした（県連合会 ID または県連合会パスワードが誤っています。）。 マイナンバーに関する操作ができません。</p>	『マイナンバー保管』に接続する契約情報に誤りがあります。	システム管理者へ問い合わせます。
4	 <p>対象となる情報が登録されていません。連携を解除します。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。
5	 <p>対象となる情報が登録されていません。</p>	連携した個人番号が『マイナンバー保管』から削除されています。	個人番号を解除します。 必要に応じて、個人番号を再登録し連携します。

2

消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2 消費税基本情報を設定する

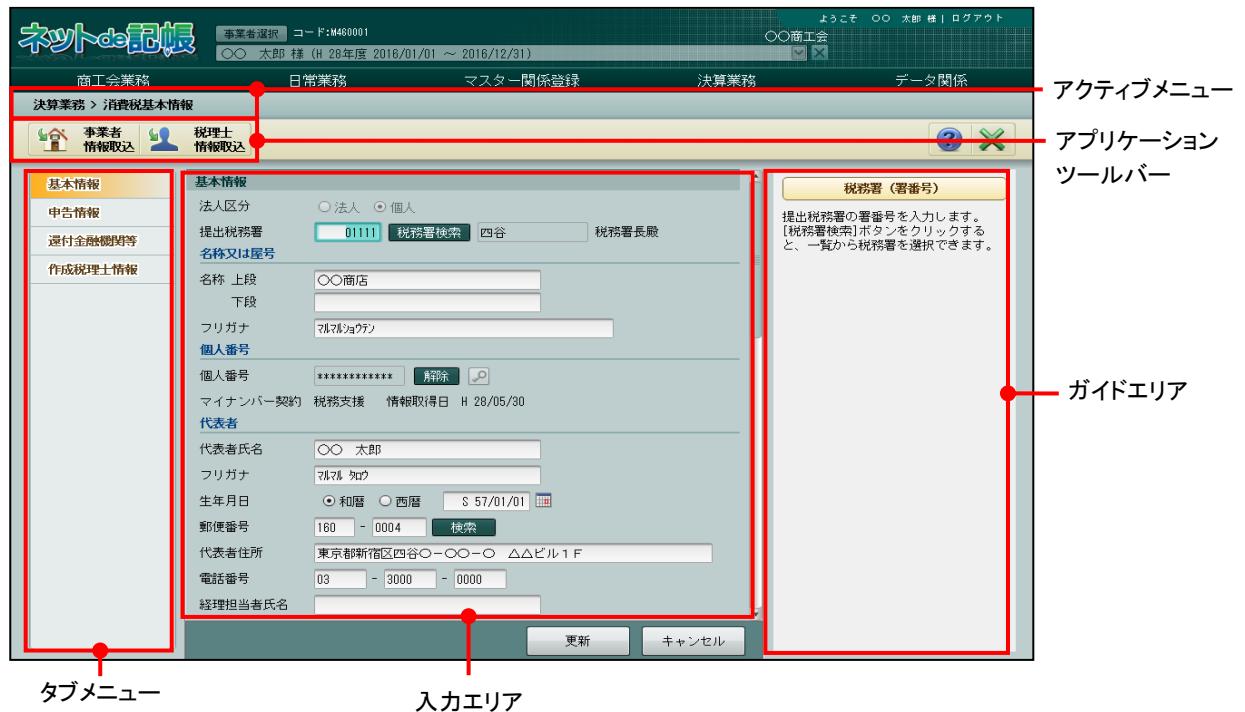
2.1 消費税基本情報

2 消費税基本情報を設定する

消費税申告書の作成に必要な情報を設定します。

2.1 消費税基本情報

消費税申告書を作成する前に、申告情報および還付金融機関等の基本情報を設定します。



[アクティブメニュー]

- 現在処理中の画面名が表示されます。

[アプリケーションツールバー]

- 操作可能なボタンが表示されます。

[タブメニュー]

- 基本情報や申告情報など入力する画面を切り替えます。

[入力エリア]

- 項目の入力を行います。

[ガイドエリア]

- 入力する項目の説明が表示されます。

[事業者情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』で変更された事業者情報を取り込むことができます。



「2.1.5 事業者情報を取り込む」参照

[税理士情報取込] ボタン

- ・『商工会業務』>『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を取り込むことができます。
- ・[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。



「2.1.6 税理士情報を取り込む」参照

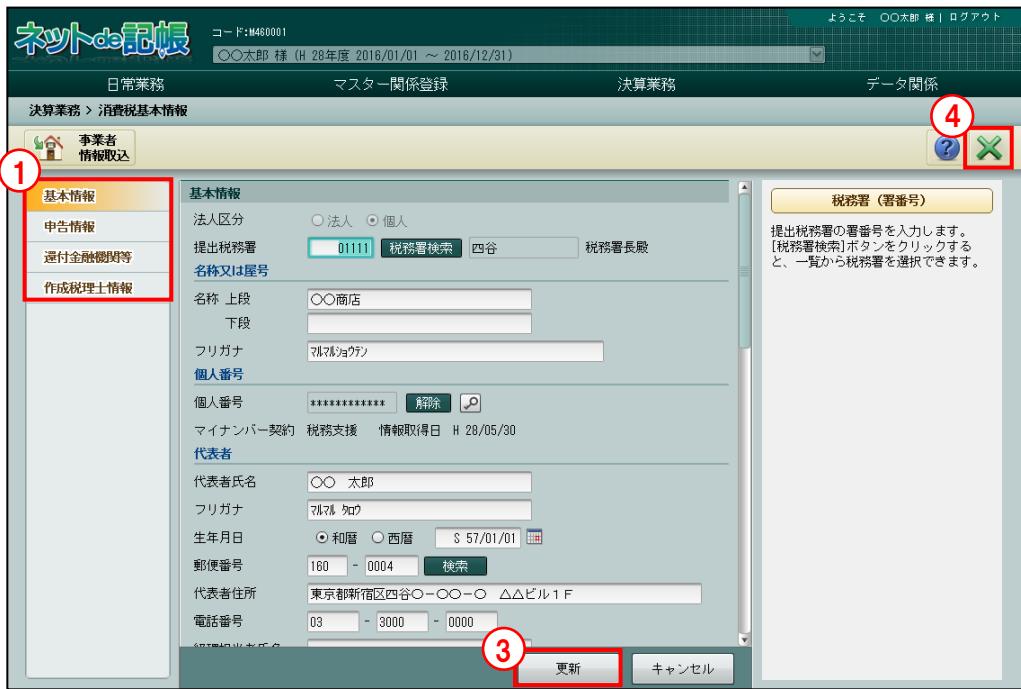
2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.1 消費税基本情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

『消費税基本情報』を設定する手順について説明します。



①設定するタブメニューをクリックします。

②各タブのガイドエリアを参考にして、消費税基本情報を設定します。

[個人の消費税基本情報の設定内容](#) →

「2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）」参照

[法人の消費税基本情報の設定内容](#) →

「2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）」参照

③ [更新] ボタンをクリックします。

④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2 消費税基本情報の設定項目（個人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

個人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.2.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

基本情報	
法人区分	<input type="radio"/> 法人 <input checked="" type="radio"/> 個人
提出税務署	01111 <input type="button" value="税務署検索"/> 四谷 税務署長殿
名称又は屋号	名称 上段 ○○商店 下段 フリガナ ピルマショウテン
個人番号	個人番号 ***** <input type="button" value="解除"/> <input type="button" value=""/>
マイナンバー契約 税務支援 情報取得日 H 28/05/30	
<u>代表者</u>	
代表者氏名	○○ 太郎
フリガナ	ピルマ シロ
生年月日	<input checked="" type="radio"/> 和暦 <input type="radio"/> 西暦 S 57/01/01 <input type="button" value=""/>
郵便番号	160 - 0004 <input type="button" value="検索"/>
代表者住所	東京都新宿区四谷○-○○-○ △△ビル 1 F
電話番号	03 - 3000 - 0000
経理担当者氏名	

[法人区分]

- 法人区分が表示されます。変更することはできません。

[提出税務署]

- [税務署検索] ボタンをクリックし、《役所検索エクスプローラー》を表示します。提出先の税務署を《役所検索エクスプローラー》から選択します。

利用頻度の高いボタン→

「概要・基本操作 2.8.2 役所検索エクスプローラー」参照

[名称 上段]

- 名称または屋号を全角 15 文字以内で入力します。

[名称 下段]

- 名称または屋号が上段で収まらない場合に全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 名称または屋号のフリガナを半角 40 文字以内で入力します。
- 名称上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[個人番号]

- [個人番号] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号]、[連携] ボタン、[解除] ボタンおよび ボタンの表示状態が異なります。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

[連携] ボタン

- ・個人番号が連携されていない場合、[連携] ボタンが表示されます。
- ・『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携します。

 [個人番号の連携について](#) → 「2.1.2.2 個人番号を連携する」参照

[解除] ボタン

- ・個人番号が連携されている場合、[解除] ボタンが表示されます。
- ・『マイナンバー保管』の個人番号の連携を解除します。

 [個人番号の解除について](#) → 「2.1.2.3 個人番号を解除する」参照

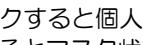
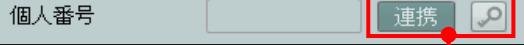
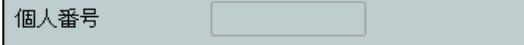
ボタン

- ・個人番号のマスク状態を切り替えます。

 [個人番号を表示できるユーザーについて](#)

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 [連携] ボタンのみ操作できます。</p>  <div style="display: flex; align-items: center;"> 個人番号 <input type="text"/>   </div> <p style="text-align: center;">操作可能</p> <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 [解除] ボタンおよび  ボタンが操作できます。</p>  <div style="display: flex; align-items: center;"> 個人番号 <input type="text" value="*****"/>   </div> <p style="text-align: center;">操作可能</p> <p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>  <div style="display: flex; align-items: center;"> 個人番号 <input type="text" value="123456789012"/>   </div> <p style="text-align: center;">操作可能</p>
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <div style="display: flex; align-items: center;"> 個人番号 <input type="text"/>   </div> <p style="text-align: center;">操作不可</p> <p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>  <div style="display: flex; align-items: center;"> 個人番号 <input type="text" value="*****"/>   </div> <p style="text-align: center;">操作不可</p>
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>  <div style="display: flex; align-items: center;"> 個人番号 <input type="text"/> </div>

[マイナンバー契約]

- ・[マイナンバー契約] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・事業者の「マイナンバー契約区分」が表示されます。「マイナンバー契約区分」には、「利用なし」「税務支援」「保管のみ」があります。
- ・「情報取得日」に、「マイナンバー契約区分」を取得した日付が表示されます。

[代表者氏名]

- ・代表者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- ・代表者の氏名のフリガナを半角 30 文字以内で入力します。
- ・代表者氏名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[生年月日]

- ・[生年月日] 欄は、会計期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・和暦または西暦を選択し、代表者の生年月日を入力します。

[郵便番号]

- ・上 3 衍+下 4 衍（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、住所欄に該当住所が表示されます。

[代表者住所]

- ・代表者の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- ・代表者の電話番号を半角で入力します。

[経理担当者氏名]

- ・経理担当者の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

2 消費税基本情報を設定する

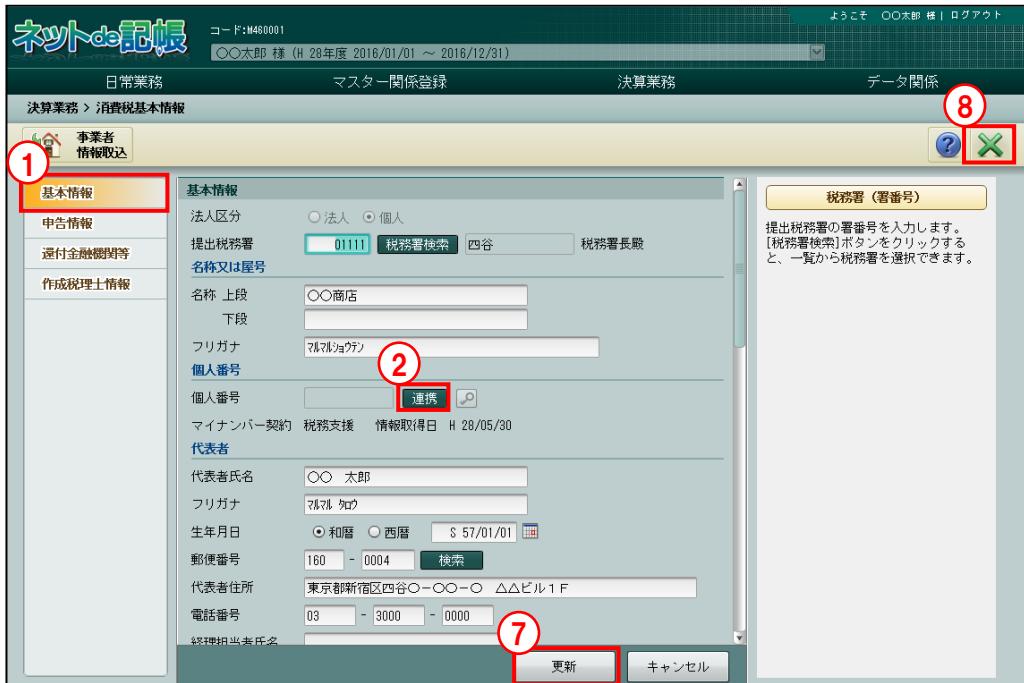
2.1 消費税基本情報

2.1.2.2 個人番号を連携する

『マイナンバー保管』の個人番号を『ネット de 記帳』に連携する手順について説明します。

連携する手順は、氏名および生年月日の状況により、4つのパターンがあります。

(1) 『マイナンバー保管』と『ネット de 記帳』の氏名および生年月日が一致する場合



① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。

③ヘッダーには、『消費税基本情報』画面の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、ヘッダーに表示された氏名および生年月日と一致する『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族が表示されます。



④一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

- ⑥ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

A screenshot of a user interface showing a 'Personal Number' input field. The field contains the text '*****' (representing masked data) and has a red border around it. To the right of the input field are two buttons: 'Delete' (解除) and a magnifying glass icon button.

- ⑦ [更新] ボタンをクリックします。

- ⑧ [X] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

(2)『マイナンバー保管』と『ネットde記帳』の氏名が一致しない場合

① [基本情報] タブをクリックします。

② [個人番号] 欄の「連携」ボタンをクリックします。

③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

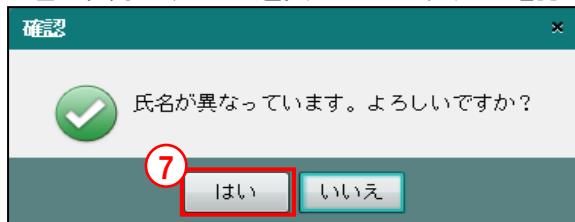


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の「連携」ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

④ 一覧で連携する個人をクリックします。

⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥氏名が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

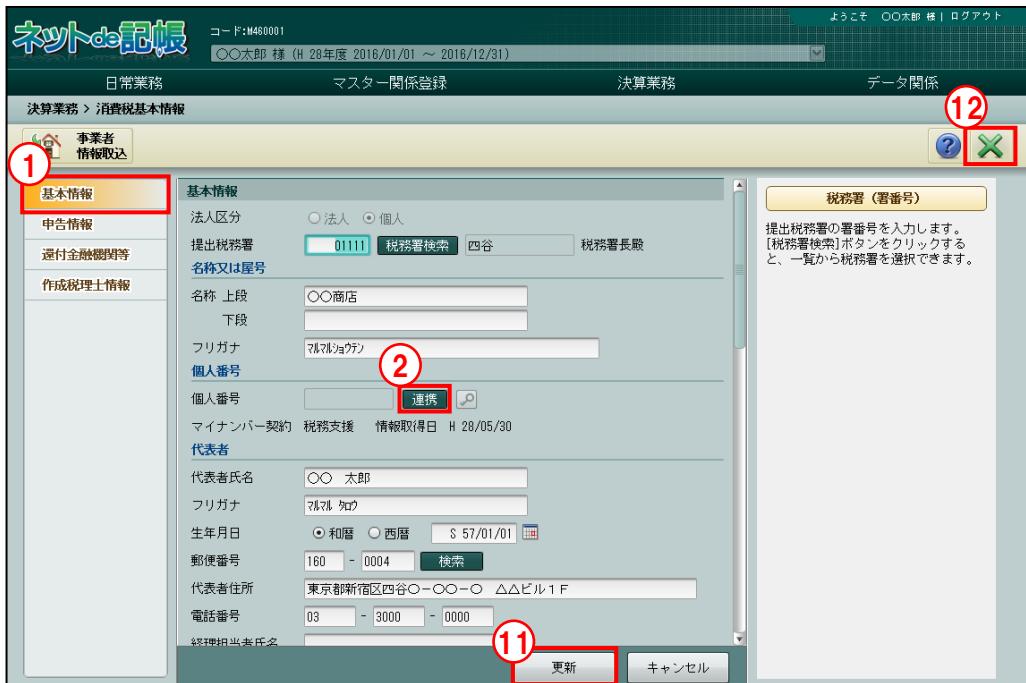
⑨ [更新] ボタンをクリックします。

⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

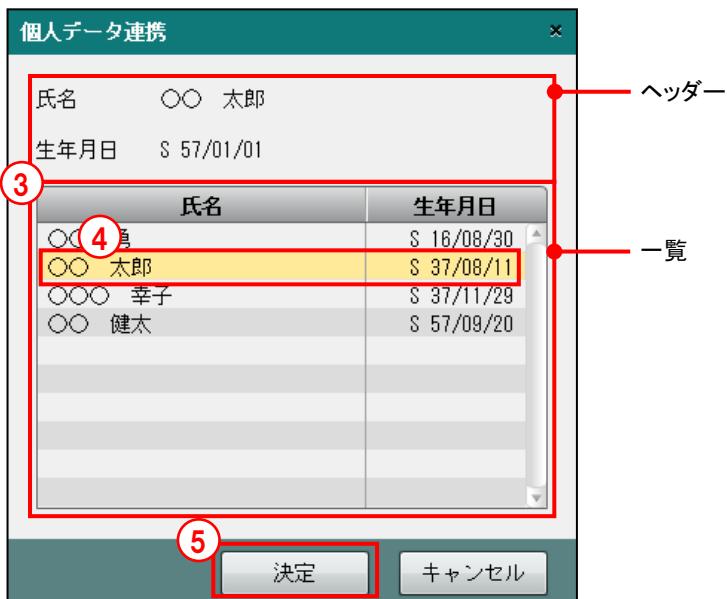
2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

(3)『マイナンバー保管』と『ネットde記帳』の生年月日が一致しない場合

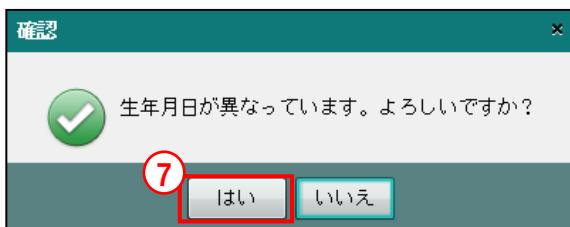


- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。



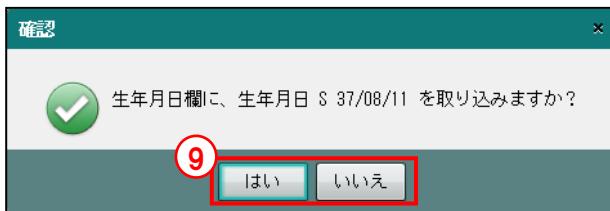
- ④一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥生年月日が異なる個人を選択したため、次の確認メッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックします。

⑧「消費税基本情報」に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑨ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が「消費税基本情報」に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

⑩ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。

⑪ [更新] ボタンをクリックします。

⑫ [X] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

(4) 『ネット de 記帳』の生年月日が未登録の場合

基本情報

提出税務署番号: 01111 税務署検索: 四谷 税務署長殿

名称 上段: ○○商店
下段:
フリガナ: マルコウタケ
個人番号: **連携**

マイナンバー契約: 税務支援: 情報取得日: H 20/05/30

代表者

代表者氏名: ○○ 太郎
フリガナ: マルコウ
生年月日: 和暦 西暦
郵便番号: 160-0004 **検索**
代表者住所: 東京都新宿区四谷○-○○-○ △△ビル1F
電話番号: 03-3000-0000

更新 **キャンセル**

税務署 (署番号)
提出税務署の署番号を入力します。
[税務署検索]ボタンをクリックすると、一覧から税務署を選択できます。



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [連携] ボタンをクリックします。
- ③ ヘッダーには、『消費税基本情報』の氏名および生年月日が表示されます。一覧には、『マイナンバー保管』に登録済みの事業者または事業者の家族がすべて表示されます。

個人データ連携

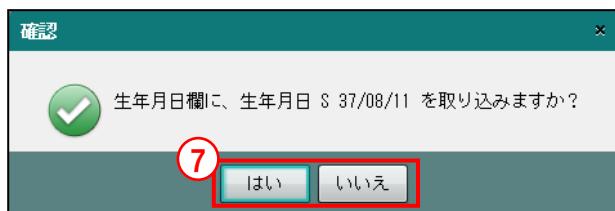
氏名: ○○ 太郎
生年月日:

氏名	生年月日
○○ 太郎	S 16/08/30
○○ 太郎	S 37/08/11
○○○ 幸子	S 37/11/29
○○ 健太	S 57/09/20

決定 **キャンセル**

- ④ 一覧で連携する個人をクリックします。
- ⑤ [決定] ボタンをクリックします。

⑥『消費税基本情報』に『マイナンバー保管』の生年月日を取り込むかを確認するメッセージが表示されます。



⑦ [はい] ボタンをクリックすると、『マイナンバー保管』の生年月日が『消費税基本情報』に上書きされます。[いいえ] ボタンをクリックすると、生年月日は上書きされません。

⑧ [基本情報] タブの [個人番号] 欄に、連携された個人番号がマスク状態で表示されます。



⑨ [更新] ボタンをクリックします。

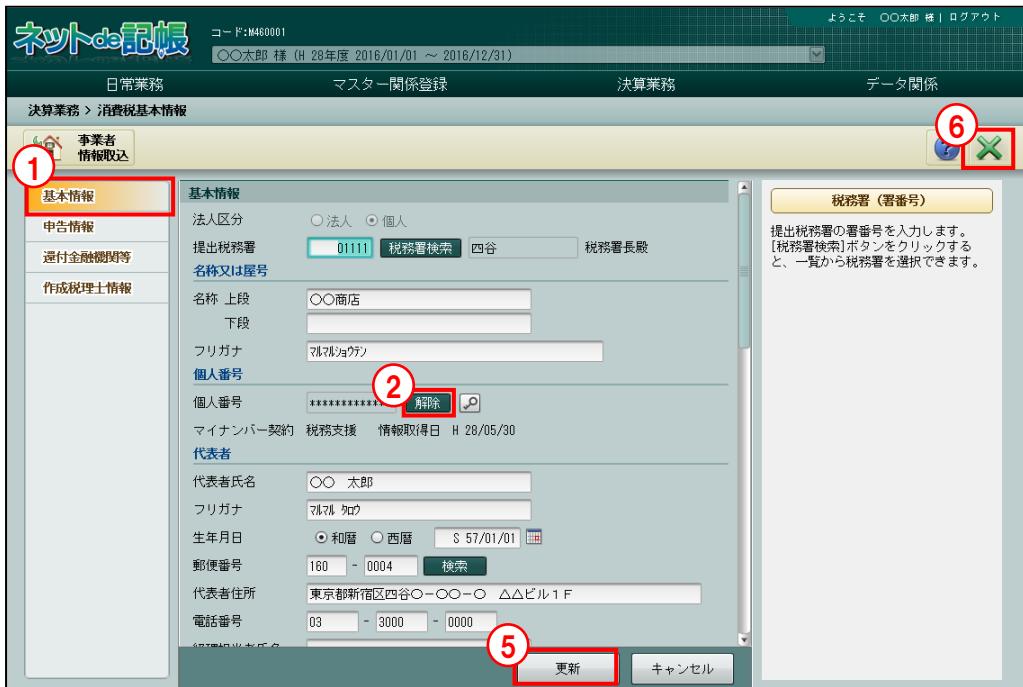
⑩ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

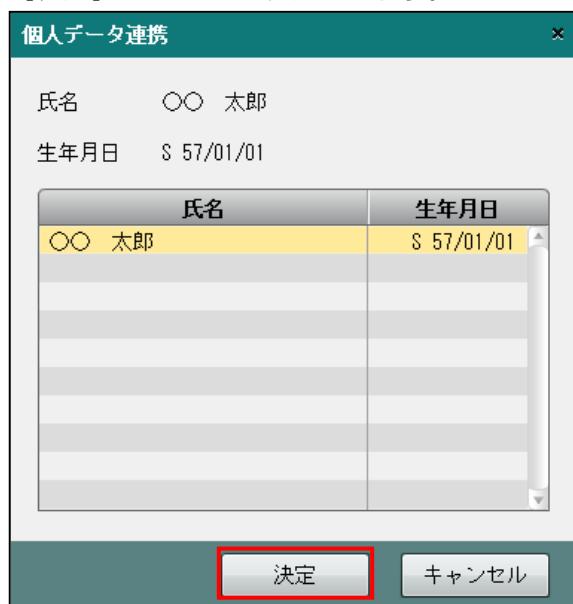
2.1 消費税基本情報

2.1.2.3 個人番号を解除する

『ネット de 記帳』に連携した個人番号を解除する手順について説明します。



- ① [基本情報] タブをクリックします。
- ② [個人番号] 欄の [解除] ボタンをクリックします。
- ③ [決定] ボタンをクリックします。



- ④ [基本情報] タブの [個人番号] 欄の個人番号がクリアされた状態で表示されます。



- ⑤ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑥ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

2.1.2.4 [申告情報] タブ

[申告情報] タブの詳細について説明します。

● 納税地

[郵便番号]

- 上 3 衡+下 4 衡（半角）で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、納税地欄に該当住所が表示されます。

[納税地上段]

- 納税地の住所を全角 20 文字以内で入力します。

[納税地下段]

- 納税地上段で収まらない場合に全角 20 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 納税地の住所のフリガナを半角 80 文字以内で入力します。
- 納税地上段および下段に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[電話番号]

- 納税地の電話番号を半角で入力します。

● 税務署処理欄

[所管]

- 半角 2 文字以内で入力します。

[要否]

- 半角 2 文字以内で入力します。

[整理番号]

- 半角 8 文字以内で入力します。

● 付記事項

[割賦基準の適用]

- 割賦基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

[延滞基準等の適用]

- ・延滞基準等の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[工事進行基準の適用]

- ・工事進行基準の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

[現金主義会計の適用]

- ・現金主義会計の適用について選択します。

空欄

申告書に何も印刷しないときに選択します。

有

適用する場合に選択します。

無

適用しない場合に選択します。

2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ

[還付金融機関等] タブの詳細について説明します。還付金融機関等は、還付される税金がある場合に表示・印刷されます。[金融機関区分] で「銀行等」「郵便局・ゆうちょ銀行」から選択します。

● [金融機関区分] で「銀行等」を選択した場合

The screenshot shows the 'Return Financial Institution' tab selected. The main panel displays fields for bank name, branch name, deposit type, and account number. A note at the top states: '※還付金融機関等は還付される税金がある場合のみ印字されます。' (Only printed if tax is returned for financial institutions). The 'Bank' radio button is selected under 'Financial Institution Type'. Other tabs like 'Basic Information' and 'Declaration Information' are visible on the left.

[金融機関名]

- 金融機関の名称を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「銀行」「金庫」「組合」「農協」「漁協」から選択します。

[本支店名]

- 金融機関の支店名を全角 15 文字以内で入力し、続けて「空白」「本店」「支店」「本所」「支所」「出張所」から選択します。

[預金種類]

- 預金の種類を「空白」「普通」「当座」「納税準備」「通知」「別段」「貯蓄」「その他」から選択します。
- 「その他」を選択した場合は、預金の種類を全角 4 文字以内で入力します。

[口座番号]

- 預金の口座番号を 10 衍以内で入力します。

● [金融機関区分] で「郵便局・ゆうちょ銀行」を選択した場合

The screenshot shows the 'Return Financial Institution' tab selected. The main panel displays fields for post office name and savings account number. A note at the top states: '※還付金融機関等は還付される税金がある場合のみ印字されます。' (Only printed if tax is returned for financial institutions). The 'Post Office/Yūchō Bank' radio button is selected under 'Financial Institution Type'. Other tabs like 'Basic Information' and 'Declaration Information' are visible on the left.

[郵便局名]

- 郵便局名を全角 15 文字以内で入力します。

[貯金記号番号]

- 貯金の記号番号を半角 5 衍+8 衍以内で入力します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ

[作成税理士情報] タブの詳細について説明します。

基本情報
申告情報
還付金融機関等
作成税理士情報

本支店名
預金種類
預金名
口座番号

作成税理士情報

付記名称
フリガナ
税理士名
フリガナ
事務所郵便番号
事務所所在地
電話番号

検索

税理士法第30条の書面提出有
 税理士法第33条の2の書面提出有

[付記名称]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名または税理士事務所名を、全角 30 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 作成税理士が社員税理士または補助税理士の場合に、税理士法人名あるいは税理士事務所名のフリガナを、半角 60 文字以内で入力します。
- 付記名称に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[税理士名]

- 税理士の氏名を全角 15 文字以内で入力します。

[フリガナ]

- 税理士名のフリガナを、半角 30 文字以内で入力します。
- 税理士名に入力すると自動で表示されます。修正も可能です。

[事務所郵便番号]

- 上 3 衢+下 4 衢で入力します。郵便番号入力後 [検索] ボタンをクリックすると、所在地欄に該当住所が表示されます。

[事務所所在地]

- 税理士の事務所所在地の住所を全角 40 文字以内で入力します。

[電話番号]

- 税理士の電話番号を半角で入力します。

[税理士法第 30 条の書面提出有]

- 税理士法第 30 条の書面提出有の場合にチェックをつけます。

[税理士法第 33 条の 2 の書面提出有]

- 税理士法第 33 条の 2 の書面提出有の場合にチェックをつけます。

2.1.3 消費税基本情報の設定項目（法人の場合）

『決算業務』 > 『消費税基本情報』

法人の場合の消費税基本情報の設定項目について説明します。

2.1.3.1 [基本情報] タブ

[基本情報] タブの詳細について説明します。

個人と同じ設定項目については、個人の設定内容を参照してください。

 [基本情報] タブについて → 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照



基本情報

法人区分	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人
提出税務署	01111 <input type="button" value="税務署検索"/> 四谷 <input type="button" value="税務署長殿"/>
名称又は屋号	株式会社○○商事
名称 上段	
下段	
フリガナ	ハカマショウジ
法人番号	<input type="text"/> 国税庁法人番号公表サイト
代表者	
代表者氏名	△△ 太郎
フリガナ	サンカザンカク タロウ
郵便番号	160 - 0004 <input type="button" value="検索"/>
代表者住所	東京都新宿区四谷○-○-○ 口口ビル3F
電話番号	99 - 9999 - 9999
経理担当者氏名	○○ 一郎

[法人番号]

- ・法人番号を半角数字 13 衔で入力します。
- ・法人番号を検索する場合は、「国税庁法人番号公表サイト」のリンクをクリックします。検索した法人番号は、コピーなどにより入力します。
- ・[法人番号] 欄は、会計期間の終了が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者の場合に表示されます。

2.1.3.2 [申告情報] タブ

個人の [申告情報] タブの詳細と同様です。

 [申告情報] タブについて → 「2.1.2.4 [申告情報] タブ」参照



申告情報

納税地	
郵便番号	160 - 0004 <input type="button" value="検索"/>
納税地 上段	東京都新宿区四谷○-○○-○
下段	
フリガナ	トウキョウシヅバクヨウヤマル-フルマーマル
電話番号	99 - 9999 - 9999
税務署処理欄	
付記事項	所管 <input type="checkbox"/> 要否 <input type="checkbox"/> 整理番号 12345678
割賦基準の適用	<input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
延払基準等の適用	<input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
工事進行基準の適用	<input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
現金主義会計の適用	<input type="radio"/> 空欄 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

2 消費税基本情報を設定する

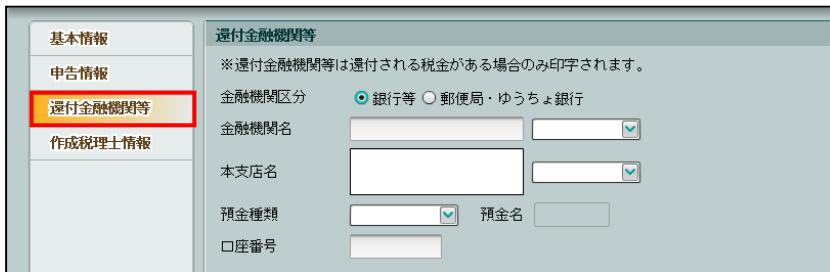
2.1 消費税基本情報

2.1.3.3 [還付金融機関等] タブ

個人の [還付金融機関等] タブの詳細と同様です。



「2.1.2.5 [還付金融機関等] タブ」参照



この画面は「還付金融機関等」タブを表示したものです。左側には「基本情報」「申告情報」「還付金融機関等」（赤枠で囲まれている）、「作成税理士情報」があります。右側の詳細欄には、金融機関区分（銀行等）、金融機関名、本支店名、預金種類、預金名、口座番号などの入力欄が並んでいます。

2.1.3.4 [作成税理士情報] タブ

個人の [作成税理士情報] タブの詳細と同様です。



「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照

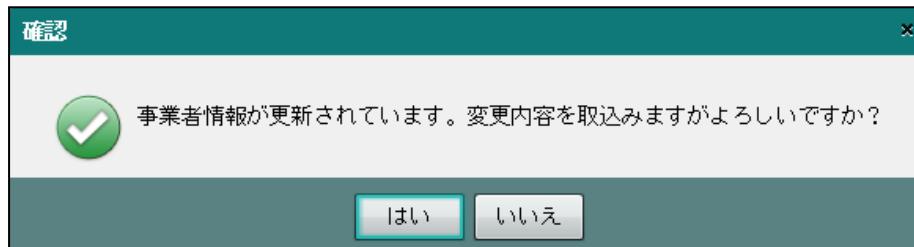


この画面は「作成税理士情報」タブを表示したものです。左側には「基本情報」「申告情報」「還付金融機関等」（赤枠で囲まれている）、「作成税理士情報」があります。右側の詳細欄には、本支店名、預金種類、預金名、口座番号などの入力欄があります。また、「作成税理士情報」セクション内に、付記名称、フリガナ、税理士名、フリガナ、事務所郵便番号、事務所所在地、電話番号、検索ボタン、税理士法第30条の書面提出有、税理士法第33条の2の書面提出有などの入力欄や選択肢が並んでいます。

2.1.4 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ

『消費税基本情報』の初回起動時に表示されるメッセージについて説明します。

- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』で『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報が変更されていると、次のメッセージが表示されます。



- ・[はい] ボタンをクリックすると、『事業者情報取込』画面が表示されます。
- ・操作については、[事業者情報取込] ボタンをクリックした時と同様です。



「2.1.5 事業者情報を読み込む」参照

『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報の項目

タブ名	項目名	個人	法人
基本情報	法人区分	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	提出税務署	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	名称又は屋号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	名称又は屋号カナ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	法人番号	—	<input type="radio"/>
	個人番号	<input type="radio"/>	—
	代表者氏名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	代表者氏名カナ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	生年月日	<input type="radio"/>	—
	代表者郵便番号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	代表者住所	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	代表者電話番号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
申告情報	経理担当者氏名	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	納税地郵便番号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	納税地	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	納税地フリガナ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	納税地電話番号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	整理番号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

2.1.5 事業者情報を取り込む

『決算業務』 > 『消費税基本情報』 > 『事業者情報取込』

『商工会業務』 > 『事業者情報登録』で変更された事業者情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』 > [基本情報] タブおよび [申告情報] タブに反映されます。



『消費税基本情報』に取り込み可能な事業者情報→

「2.1.4 『消費税基本情報』起動時に表示されるメッセージ」参照



① [事業者情報取込] ボタンをクリックします。

② «事業者情報取込»画面が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』 > 『事業者情報登録』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』 > [基本情報] タブおよび [申告情報] タブで登録済みの内容が表示されます。

- ③上段と下段の内容に差異がある項目には、チェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ④取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『事業者情報登録』には反映されません。
- ⑤ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑥取り込まれた内容が [基本情報] タブおよび [申告情報] タブに表示されます。
- ⑦ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

2 消費税基本情報を設定する

2.1 消費税基本情報

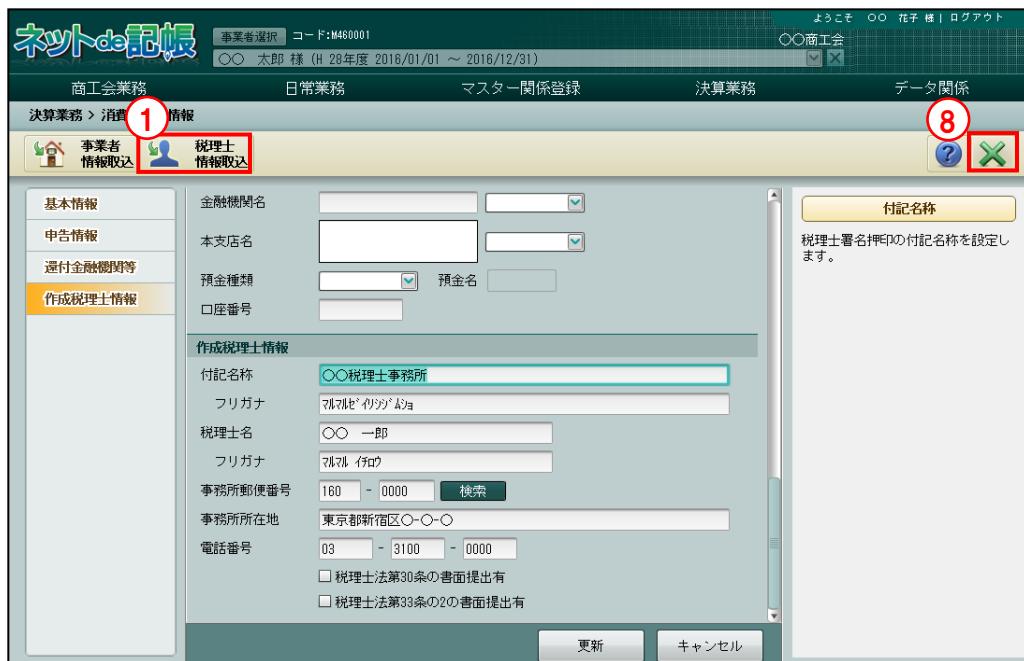
2.1.6 税理士情報を取り込む

『決算業務』>『消費税基本情報』>『税理士情報取込』

『商工会業務』>『ユーザー情報登録』で変更された税理士情報を『消費税基本情報』に取り込む手順について説明します。取り込んだ情報は、『消費税基本情報』>[作成税理士情報]タブに反映されます。

[税理士情報取込] ボタンは、「システム権限」が「税理士」以外の商工会ユーザーがログインした場合のみ表示されます。

 「2.1.2.6 [作成税理士情報] タブ」参照



① [税理士情報取込] ボタンをクリックします。

② «税理士情報取込»画面で、取り込みを行う税理士をリストから選択します。



- ③選択した税理士の情報が表示されます。各項目の上段には、『商工会業務』>『ユーザー情報情報』で登録済みの内容が表示されます。下段には、『消費税基本情報』>[作成税理士情報]タブで登録済みの内容が表示されます。
- ④すべての項目にチェックがついた状態で表示されます。チェックがついた項目が取り込み対象となります。取り込みを行わない項目は、チェックをはずします。
- ⑤取り込む内容を確認します。必要に応じて、内容を編集します。編集しても、『商工会業務』>『ユーザー情報登録』には反映されません。
- ⑥ [取込む] ボタンをクリックします。
- ⑦取り込まれた内容が [作成税理士情報] タブに表示されます。



- ⑧ [×] ボタンをクリックして、操作を終了します。

MEMO

3

消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3 消費税申告書を作成する

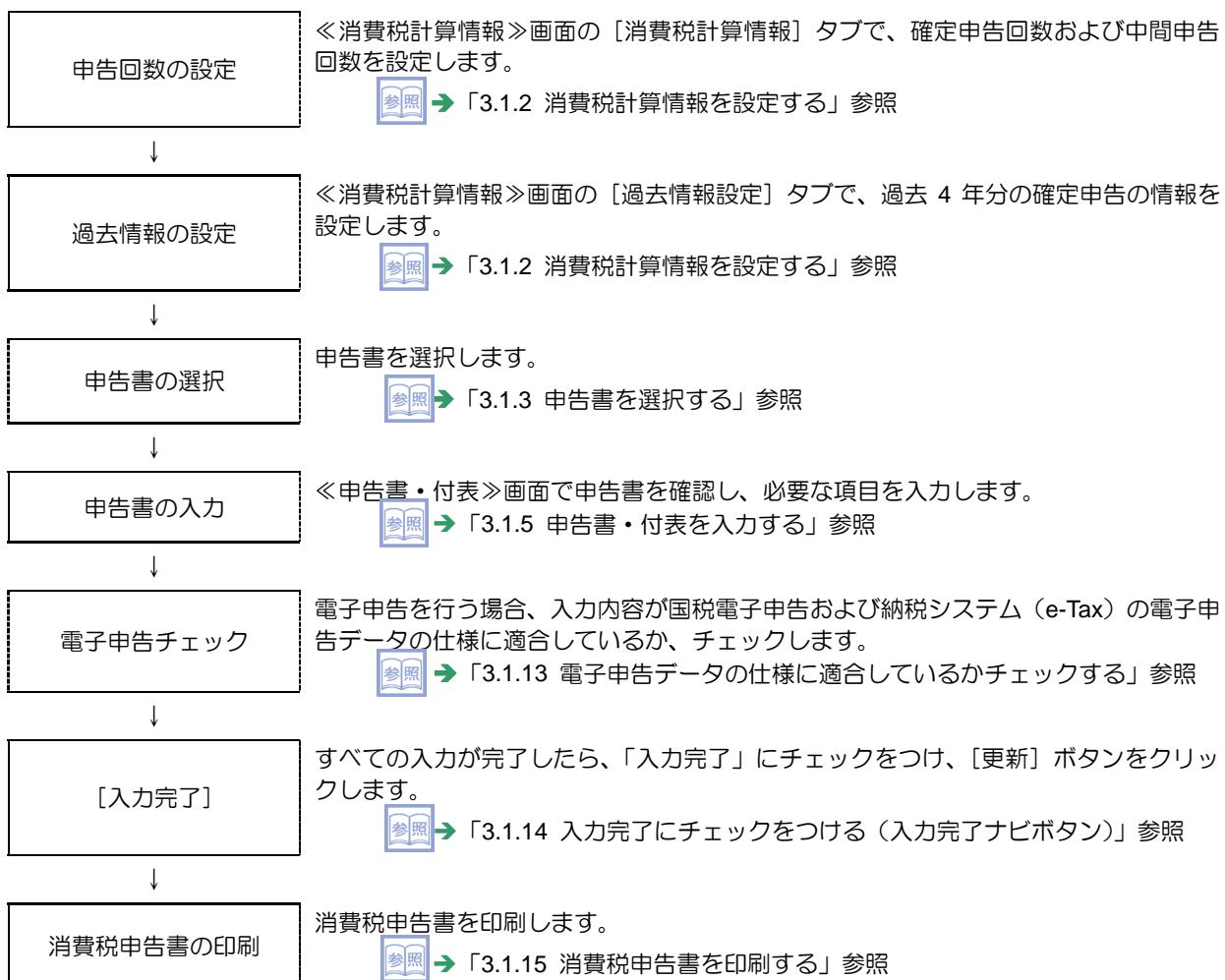
「原則課税」または「簡易課税」を選択して申告書を作成します。中間申告が必要な場合は、予定申告による中間申告書を作成することができます。

3.1 消費税申告書

申告書の作成に必要な情報を設定します。作成した申告書および付表は消費税申告書として出力することができます。

3.1.1 消費税申告書作成の流れ

消費税申告書作成から印刷までの流れは次のとおりです。



3.1.2 消費税計算情報を設定する

『決算業務』 > 『消費税計算情報』

消費税計算情報および過去情報の設定手順について説明します。



- ① [消費税計算情報] ナビボタンをクリックします。
- ② [消費税計算情報] タブまたは [過去情報設定] タブを選択します。
 - 「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照
 - 「3.1.2.2 [過去情報設定] タブ」参照
- ③必要に応じて、入力エリアの内容を設定します。
- ④ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ

『決算業務』>『消費税計算情報』>『消費税計算情報』

[消費税計算情報] タブの詳細について説明します。



[消費税区分]

- ・免税・原則課税・簡易課税が表示されます。変更することはできません。
- ・消費税区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[税処理区分]

- ・税込処理・税抜処理が表示されます。変更することはできません。
- ・税処理区分を変更する場合は、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』で行います。

[外税売上の税額計算区分]

- ・売上科目を外税入力した場合の消費税額の計算方法を選択します。

期間方式

入力した売上科目の金額を仮受消費税の金額から、その課税期間における税込金額を求め課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式

入力した売上科目の金額と仮受消費税の金額を、取引ごとに積み上げ計算を行い、課税標準額と消費税額を計算します。

積上方式は、「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」を受ける場合に選択します。

[仕入の税額計算区分]

- ・仕入控除税額の計算区分を選択します。

期間方式

課税期間における仕入取引が税込で集計され、控除対象仕入税額が算出されます。

積上方式1

内税入力の場合は「期間方式」で計算され、消費税額が税込金額×6.3÷108（または×4÷105）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が金額×63÷80（または×4÷5）で算出されます。

積上方式2

内税入力の場合は、消費税額が取引ごとに計算された仮払消費税の総額×63÷80（または×4÷5）で算出されます。外税入力の場合は、取引ごとの仮払消費税額が積み上げ計算され、消費税額が総額×63÷80（または×4÷5）で算出されます。

[控除税額の計算区分]

- ・「個別対応方式」「一括比例配分方式」から選択します。

[税務署長承認課税割合（分子／分母）]

- ・分子、分母とも12桁以内で入力します。
- ・「控除税額の計算方法」で「個別対応方式」を選択し、課税売上割合の代わりに税務署長承認課税割合を使用する場合に、その計算データを登録します。所轄税務署長に課税割合を認められた場合のみ入力します。

[簡便法計算区分]

- ・簡易課税で簡便法の計算をする場合にチェックをつけます。
- ・『商工会業務』>『事業者情報登録』>『事業者登録』>『事業者区分』で「個人」を選択し、『マスター関係登録』>『事業者基本情報』>[消費税情報]タブの「消費税区分」で「簡易課税」を選択している場合のみ表示されます。



→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

[確定申告回数]

- ・「年1回」「年4回（3か月）」「年12回（1か月）」から選択します。

[中間申告回数]

- ・「なし」「年1回（6か月）」「年3回（3か月）」「年11回（1か月）」から選択します。
- ・確定申告回数が「年1回」の場合のみ設定することができます。
- ・「なし」以外を選択した場合は、「申告書選択」ナビボタンで「中間申告書」が表示されます。

[任意（年1回）]

- ・任意で中間申告をする場合に選択します。「中間申告回数」で「なし」を選択した場合のみチェックをつけることができます。
- ・任意（年1回）にチェックをつけた場合は、[自動設定]ボタンは使用できません。



任意の中間申告制度

任意の中間申告制度とは、前課税期間の消費税額（地方消費税額を含まない）が48万円以下でも中間申告書を提出できる制度です。

任意の中間申告制度は個人の場合、平成27年1月1日以降に開始する課税期間より適用されます。法人の場合には、平成26年4月1日以降に開始する課税期間より適用されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.2.2 [過去情報設定] タブ

『決算業務』>『消費税計算情報』>『過去情報設定』

[過去情報設定] タブの詳細について説明します。過去情報には、過去4年分の確定申告の金額が表示されます。

『消費税申告書』を初めて使用する場合は、前々期および前期の過去情報を入力します。

次年度以降は『決算更新』を実行すると、今期の金額が前期欄に前期の金額が前々期欄にと繰り越されるため、入力の必要はありません。

今期の確定申告の金額は、「入力完了」にチェックをつけて [更新] ボタンをクリックすると反映されます。

The screenshot shows the 'Past Information Setting' tab selected in the navigation bar. The main area displays a table for consumption tax calculation information across four periods: Current Period, Previous Period, Two Previous Periods, Three Previous Periods, and Four Previous Periods. The table includes columns for original tax, simplified tax, and various types of sales and asset output amounts. A note at the bottom indicates that the current period's declaration amount will be reflected in the input completed status.

課税期間	今 期	前 期	前々 期	3 期 前	4 期 前
	自 H 28.01.01 至 H 28.12.31	自 H 27.01.01 至 H 27.12.31	自 H 26.01.01 至 H 26.12.31	自 H 25.01.01 至 H 25.12.31	自 H 24.01.01 至 H 24.12.31
消費税計算	原則課税	原則課税	原則課税	原則課税	簡易課税
課税売上高（課税売上割合の分子） ※消費税申告書の15	上期 年間	29,000,000 51,000,000	25,000,000 50,000,000	25,000,000 50,000,000	22,000,000 50,000,000
非課税資産の輸出等の金額					
基準期間の課税売上高		51,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
課税売上高 - 非課税資産の輸出等の金額					
資産の譲渡等の対価の額（課税売上割合分母） ※原則課税の消費税申告書16					
納稅消費税額					
納稅消費税額（内国税分）					

【今期欄について】
今期の確定申告の金額は、入力完了画面で入力完了状態にすることで反映されます。

[課税期間]

- 会計期間が表示されます。

[消費税計算]

- 「なし」「簡易課税」「原則課税」「免税」から選択します。
- 今期欄には [消費税計算情報] タブの「消費税区分」が表示されます。

[課税売上高（課税売上割合の分子）上期] (前期)

- 上期（課税期間の開始から6か月間）の課税売上高を入力します。

[課税売上高（課税売上割合の分子）年間] (前々期・前期)

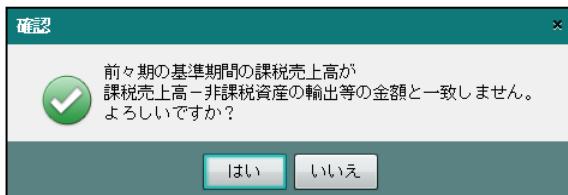
- 前々期、前期の消費税申告書（一般用）における⑯「課税資産の譲渡等の対価の額」または、前々期、前期の消費税申告書（簡易課税用）における⑯「この課税期間の課税売上高」の金額を入力します。

[非課税資産の輸出等の金額]

- 「非課税資産の輸出等の金額」を入力します。

[基準期間の課税売上高] (前々期・前期)

- 「基準期間の課税売上高」には、「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」から「非課税資産の輸出等の金額」を差し引いた金額を入力します。
- 「課税売上高（課税売上割合の分子）年間」または、「非課税資産の輸出等の金額」を入力すると、「基準期間の課税売上高」を自動で計算します。
ただし、課税期間が1年に満たない場合は自動計算されません。
- 「基準期間の課税売上高」の金額が自動計算の結果と一致していない場合は、次の確認メッセージが表示されます。



- 前々期の「基準期間の課税売上高」は、当期の消費税申告書（一般用）の「基準期間の課税売上高」または、消費税申告書（簡易課税用）の⑯「基準期間の課税売上高」に印刷されます。

[資産の譲渡等の対価の額] (前々期・前期)

- 前々期および前期の消費税申告書（一般用）における⑯「資産の譲渡等の対価の額」を入力します。
- 「簡易課税」を選択している場合、登録する必要はありません。

[納税消費税額] (前期)

- 前期の納税消費税額を入力します。

[納税消費税額（内国税分）] (前期)

- 前期の納税消費税額のうち、国税分を入力します。
- 当期の中間申告書の「前課税期間の消費税額」として使用されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.2.3 中間申告回数を自動設定する

『決算業務』>『消費税計算情報』>『自動設定』

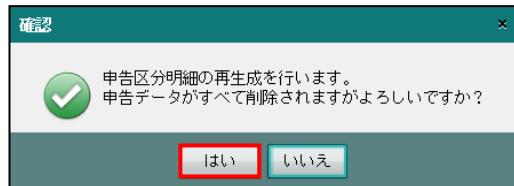
前期の国税納付額に応じて中間申告回数を自動で設定する手順について説明します。

The screenshot shows the 'Netsuto de Kiseki' software interface. The main menu bar includes '日常業務' (Daily Business), 'マスター・関係登録' (Master/Relationship Registration), '決算業務' (Settlement Business), and 'データ関係' (Data Relationship). The top status bar shows 'コード:M460001' and '○○ 太郎 様 (H 28年度 2016/01/01 ~ 2016/12/31)'. The current page is '業務 > 消費税申告書' (Business > Consumption Tax Declaration). A red circle labeled '1' highlights the '自動設定' (Automatic Setting) button. The '消費税計算情報' (Consumption Tax Calculation Information) tab is selected. In the '中間申告回数' (Number of Intermediate Declarations) section, a red circle labeled '3' highlights the 'なし' (None) radio button, which is selected. Other options include '年1回' (Once a year), '年4回(3か月)' (4 times a year (3 months)), '年12回(1か月)' (12 times a year (1 month)), '年3回(3か月)' (3 times a year (3 months)), '年11回(1か月)' (11 times a year (1 month)), and '任意(年1回)' (Anytime (once a year)).



① [自動設定] ボタンをクリックします。

②次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。

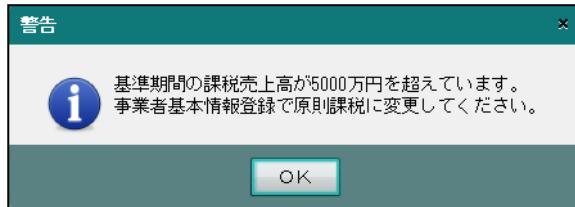


③前期の国税納付額に応じて、「中間申告回数」が設定されます。

3.1.2.4 前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えている場合

「簡易課税」を選択している場合、前々期の「基準期間の課税売上高」が5千万円を超えていると、ナビボタンの切り替え時、タブの切り替え時または[X]ボタンをクリックした時に次の警告メッセージが表示されます。

『マスター関係登録』>『事業者基本情報』の「消費税区分」を「原則課税」に変更します。



法人で前々期の課税期間が1年に満たない場合は、5千万円を超えているか判定されないため、年換算して判断してください。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費稅申告書

3.1.3 申告書を選択する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』

中間申告書または確定申告書の作成手順について説明します。



- ① [申告書選択] ナビボタンをクリックします。
 - ②作成または確認を行う申告書を選択します。
 - ③「選択」ボタンをクリックします。



- 「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照
 - 「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

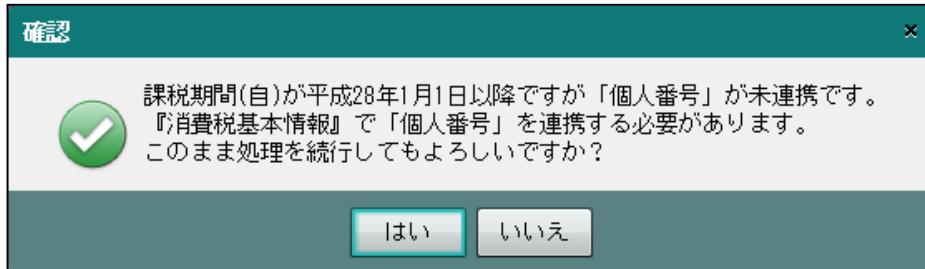
- ④『申告書・付表』画面が表示されます。続けて、申告書の入力を行います。



- 「3.1.5 申告書・付表を入力する」 参照

3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合

『申告書選択』画面で【選択】ボタンをクリックしたとき、『マイナンバー保管』を利用している事業者の個人番号が未連携の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に個人番号を出力する場合

- ・確認メッセージで【いいえ】ボタンをクリックします。『申告書選択』画面に戻ります。
- ・『決算業務』>『消費税基本情報』で個人番号を連携します。連携後、消費税申告書に個人番号を出力することができます。



個人番号の連携について ➔ 「2.1.2.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に個人番号を出力しない場合

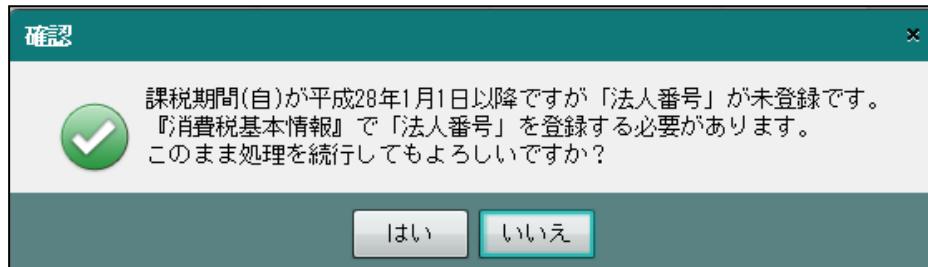
- ・確認メッセージで【はい】ボタンをクリックします。『申告書・付表』画面が表示されます。
- ・個人番号を連携しない場合、消費税申告書に個人番号を出力することはできません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合

《申告書選択》画面で【選択】ボタンをクリックしたとき、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の法人事業者で法人番号が未登録の場合に表示されるメッセージについて説明します。



●消費税申告書に法人番号を出力する場合

- 確認メッセージで【いいえ】ボタンをクリックします。《申告書選択》画面に戻ります。
- 『決算業務』>『消費税基本情報』で法人番号を登録します。登録後、消費税申告書に法人番号を出力することができます。

[法人番号の登録について](#) ➔ 「2.1.3.1 [基本情報] タブ」参照

●消費税申告書に法人番号を出力しない場合

- 確認メッセージで【はい】ボタンをクリックします。《申告書・付表》画面が表示されます。
- 法人番号を登録しない場合、消費税申告書に法人番号を出力することはできません。

3.1.4 仕訳データの集計期間を短縮する

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書選択』 > 『集計期間変更』

仕訳データの集計期間を短縮する手順について説明します。この処理を行うと、申告書の課税期間が指定された集計終了月に変更されます。

「入力完了」済みの場合、集計期間は短縮できません。

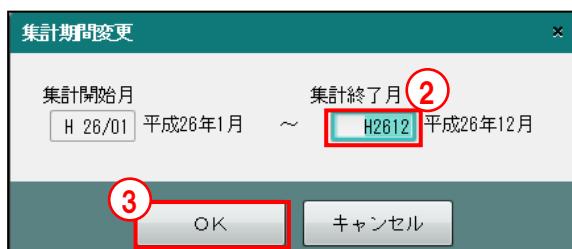


① [集計期間変更] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

②集計終了月を変更します。



③ [OK] ボタンをクリックします。



→ 「3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合」参照

④確定申告書の集計終了月が、指定された集計終了月に変更されます。



集計終了月に決算月を指定した場合について

中間申告を採用している場合、集計終了月に中間決算の月度を指定すると、中間決算月（81～83月）を含めて集計されます。

集計終了月に決算の月度を指定すると、決算月（91～93月）を含めて集計されます。

3 消費税申告書を作成する

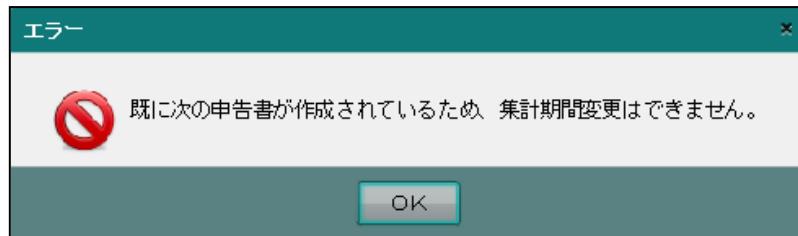
3.1 消費税申告書

3.1.4.1 集計期間変更時にメッセージが表示された場合

集計期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

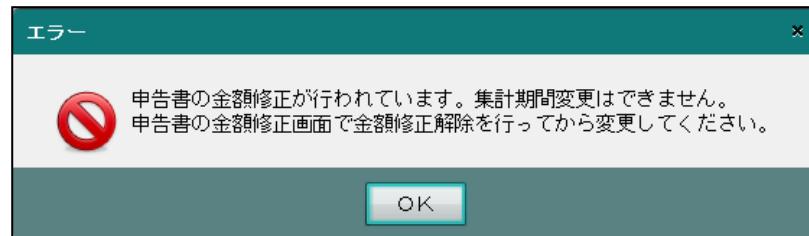
●すでに次の申告書が作成されている場合

- ・[集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・申告書が作成された後に、前の申告書の集計期間を変更することはできません。



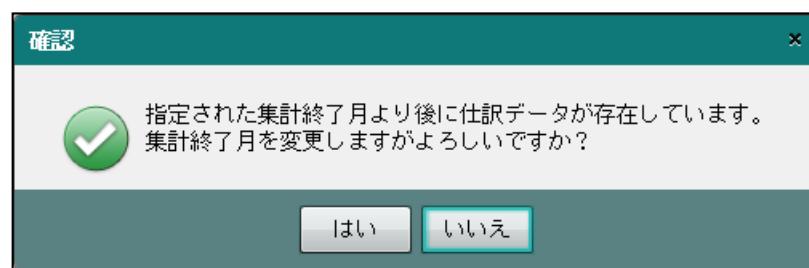
●集計期間を短縮する申告書で金額修正がされている場合

- ・[集計期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・『金額修正解除』を行ってから、再度集計期間の変更を行います。



●集計終了月より後に仕訳データがある場合

- ・集計期間変更で [OK] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・[はい] ボタンをクリックすると、集計終了月が変更されます。
- ・[いいえ] ボタンをクリックすると、集計終了月は変更されません。



3.1.5 申告書・付表を入力する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』

『申告書・付表』画面では、各タブの内容を確認し、必要に応じて変更します。申告書を入力する手順について説明します。タブの切り替え時または[×]ボタンをクリックした時、入力した内容で更新されます。

原則課税の場合



①『申告書選択』画面の[選択]ボタンをクリックすると、『申告書・付表』画面が表示されます。



メッセージが表示された場合→

「3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ」参照



簡便法の計算をする場合→「3.1.5.3 簡便法の計算について」参照

②必要に応じて、[申告書(一般)]、[付表2]、[還付申告明細1/2]、[還付申告明細2/2]の各タブで該当箇所を入力します。

③各タブですべての項目の入力が完了したら「チェック完了」にチェックをつけます。チェックをつけた後も入力を行うことができます。

④ [電子申告チェック] ボタンをクリックし、入力内容が国税電子申告および納税システム(e-Tax)の電子申告データの仕様に適合しているかチェックします。



電子申告データのチェックについて→

「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照

⑤ [入力完了] ナビボタンをクリックし、『入力完了』画面を表示します。続けて、入力完了処理を行います。



入力完了を行う→

「3.1.14 入力完了にチェックをつける(入力完了ナビボタン)」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.5.1 詳細説明

『申告書・付表』画面の詳細について説明します。

[個人番号]

- 個人番号は、会計期間の開始が平成28年1月1日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- 特定個人情報を扱うための条件を満たしているか、個人番号が連携されているかにより、[個人番号] および  ボタンの表示状態が異なります。

ボタン

- 個人番号のマスク状態を切り替えます。



個人番号を表示できるユーザーについて→

「1.7.2 『ネット de 記帳』の個人番号の操作」参照

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

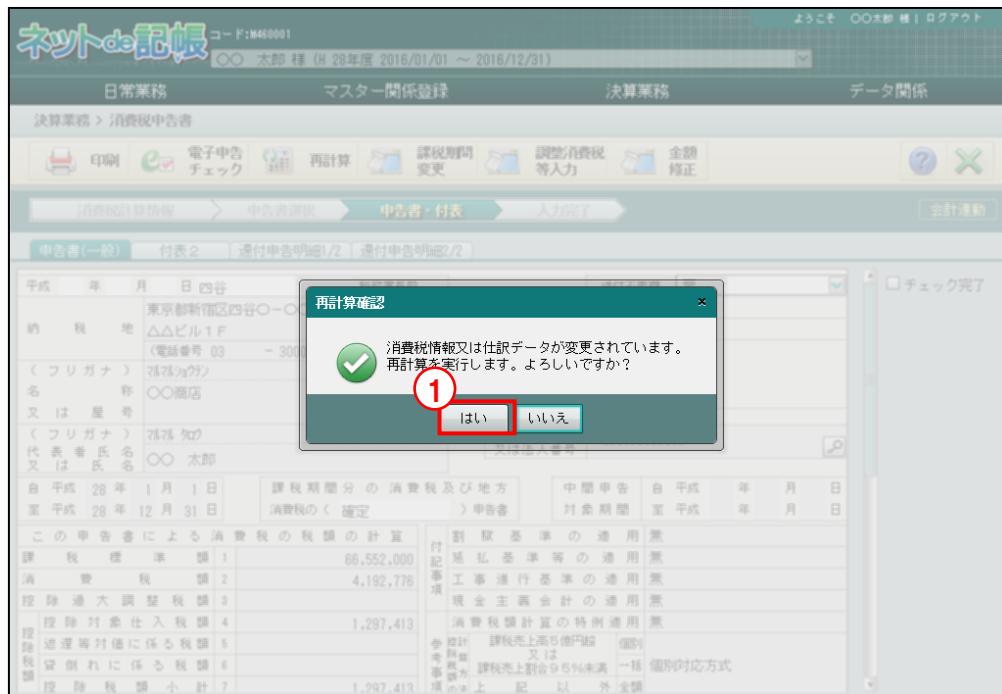
事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>   操作不可
			<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンが操作できます。</p>   操作可能
			<p>マスク状態で  ボタンをクリックすると個人番号が表示されます。再度クリックするとマスク状態に切り替わります。</p>   操作可能
税務支援	あり	登録済み端末以外	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p>   操作不可
税務支援	なし	登録済み端末	<p>●個人番号が連携された状態 個人番号は、マスク状態で表示されます。 ボタンの操作はできません。</p>   操作不可
税務支援以外	-	-	<p>●個人番号が連携されていない状態 個人番号は、表示されません。 ボタンの操作はできません。</p> 

3.1.5.2 再計算が必要な場合に表示されるメッセージ

《申告書・付表》ナビボタンをクリックしたときに表示される、再計算の確認メッセージについて説明します。

●再計算のメッセージが表示される項目

- ・『消費税基本情報』の設定内容を変更した場合
- ・仕訳帳などで仕訳を変更した場合
- ・[消費税計算情報] タブで区分等を変更した場合
- ・[過去情報設定] タブで前期・前々期の「基準期間の課税売上高」「資産の譲渡等の対価の額（課税売上割合分母）」を変更した場合

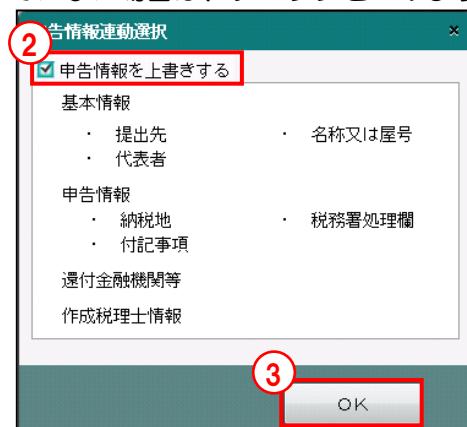


①再計算の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



[いいえ] を選択した場合 → 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

②《申告情報連動選択》画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。



→ 「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.5.3 簡便法の計算について

[消費税計算情報] タブ>「簡便法計算区分」にチェックをつけている場合、申告書の作成時および再計算処理の実行時に簡便法計算の判定が行われます。

次の場合は、消費税率 5%（税率 4%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 5%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 5%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

次の場合は、消費税率 8%（税率 6.3%適用分）の簡便法の計算は行われません。

- ・消費税率 8%の貸倒回収額がある場合
- ・消費税率 8%の売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

簡便法の計算が行われる場合は、《申告書・付表》画面に次の「簡便法計算」ラベルが表示されます。

- ・消費税率 5%と 8%で簡便法の計算ができる



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）のみ簡便法の計算ができる

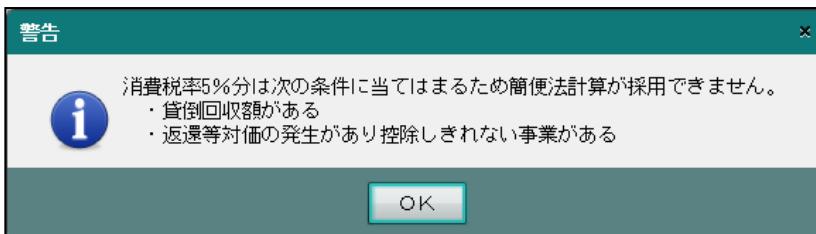


- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）のみ簡便法の計算ができる

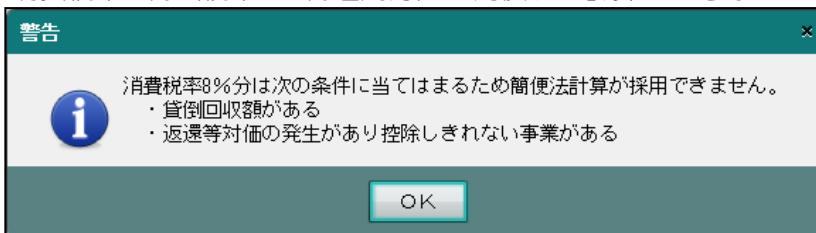


簡便法の計算が行われない場合は、申告書の作成時および再計算処理の実行時に以下のメッセージが表示されます。

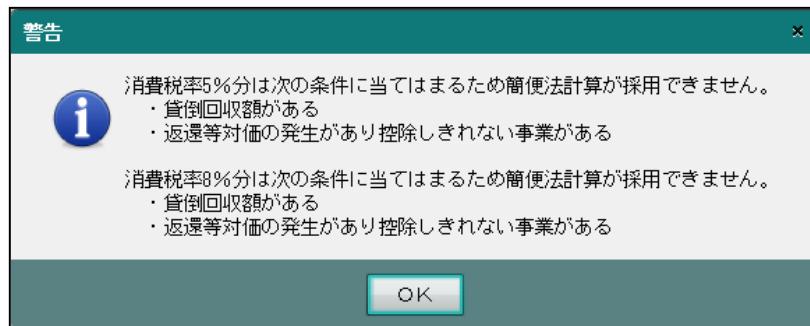
- ・消費税率 5%（税率 4%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 8%（税率 6.3%適用分）が簡便法の計算ができない



- ・消費税率 5%と 8%の両方で簡便法の計算ができない



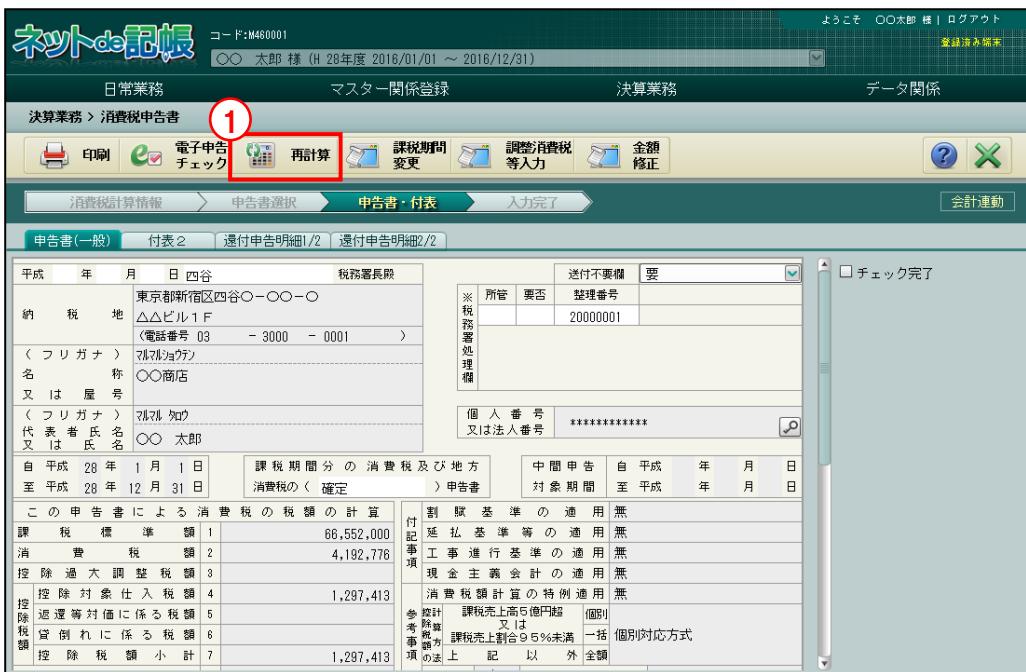
3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.6 申告書を再計算する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『再計算』

申告書を再計算する手順について説明します。

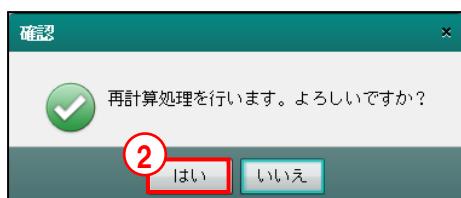


The screenshot shows the 'Net de Kiseki' software interface for tax declaration. The 'Calculate Again' button (再計算) in the toolbar is highlighted with a red circle and labeled '1'. The main window displays a declaration form for a company named '○○商店' (○○ Shop) located at '東京都新宿区四谷○-○○-○' (4-chome, Shinjuku-ku, Tokyo). The declaration period is from '平成 28年 1月 1日' to '平成 28年 12月 31日'. The total consumption tax amount is '4,192,776'. The right side of the screen shows a processing log with entries like '登記事項' (Registration matters), '支払基準の適用' (Applicability of payment terms), and '個別対応方式' (Individual response method).

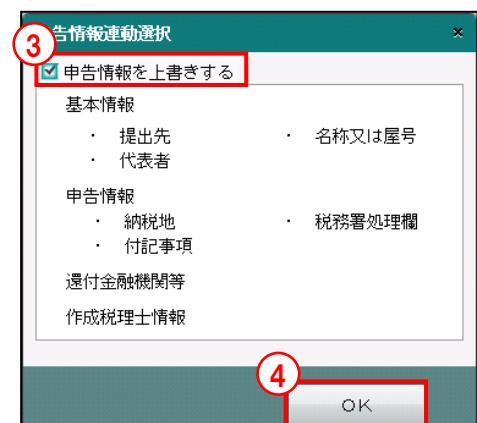


① [再計算] ボタンをクリックします。

②次のメッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③「申告情報連動選択」画面が表示されます。「申告情報を上書きする」にチェックが付いていない場合は、チェックをつけます。



④ [OK] ボタンをクリックします。

⑤再計算処理が実行され、申告情報が上書きされます。

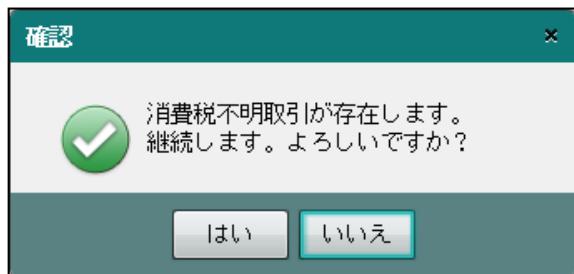


3.1.6.1 申告書の再計算時にメッセージが表示された場合

申告書の再計算時に表示されるエラーメッセージについて説明します。

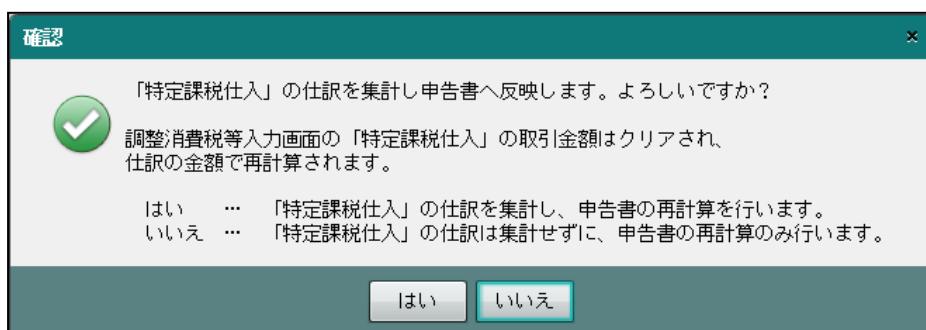
●仕訳データに消費税コード「99：不明」の仕訳がある場合

- ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・[はい] ボタンをクリックすると、消費税コード「99：不明」の仕訳を除いて再計算が行われます。
- ・[いいえ] ボタンをクリックすると再計算は行われません。仕訳を確認し消費税コードを修正してください。



●特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合

- ・再計算時に、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・[はい] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳が集計され申告書に反映されます。
- ・[いいえ] ボタンをクリックすると、特定課税仕入の仕訳は集計されません。



特定課税仕入用の固定摘要設定について→

「事業者機能 I.マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

3 消費税申告書を作成する

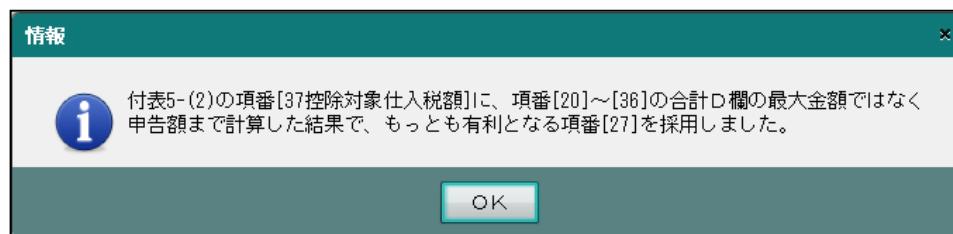
3.1 消費税申告書

3.1.6.2 付表 5- (2) の計算について

通常、付表 5- (2) の「(37) 控除対象仕入税額」には、2 種類以上の事業を営む事業者で特例計算を採用する場合は項番 (20) ~ (36) の合計 D 欄の金額が最も大きい計算式を採用します。

しかし、合計 D 欄の金額が同額で複数ある場合は、申告書の「(26) 消費税及び地方消費税の合計税額」がもっとも有利となる計算式を採用します。

もっとも有利な計算式を採用した場合は、再計算処理の実行後または金額修正の【更新】ボタン押下時に、次のメッセージが表示されます。



3.1.7 課税期間を変更する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『課税期間変更』

課税期間を変更する手順を説明します。中間申告書の場合は使用できません。

The screenshot shows the 'Net de Kiseki' software interface. The main menu bar includes '日常業務' (Daily Business), '決算業務' (Settlement Business), 'マスター関係登録' (Master Data Registration), 'データ関係' (Data Relationship), and '会計運動' (Accounting Movement). The sub-menu '決算業務 > 消費税申告書' is selected. A toolbar below has buttons for '印刷' (Print), '電子申告チェック' (Electronic Declaration Check), '再計算' (Recalculation), '課税期間変更' (Tax Period Change) which is highlighted with a red circle, '調整消費税等入力' (Adjustment Consumption Tax Input), and '金額修正' (Amount Correction). The status bar at the top right shows 'ようこそ ○○太郎 様 | ログアウト' and '登録済み端末'.

The main window displays the '申告書(一般)' (General Declaration Form) and '付表2' (Form 2). The declaration form contains fields for address, name, and tax period. The tax period section shows '平成 28 年 1月 1日' to '平成 28 年 12月 31日'. The right side of the screen shows a detailed tax calculation table and a 'Tax Period Change' dialog box.

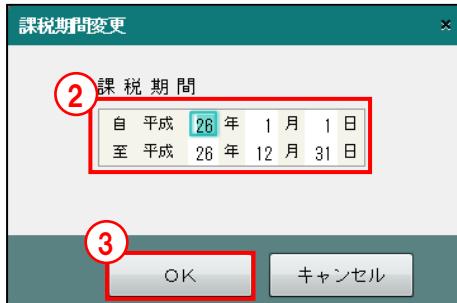


- ① [課税期間変更] ボタンをクリックします。



→「3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合」参照

- ②課税期間を変更します。課税期間は集計期間の範囲内で変更します。課税期間は集計期間と異なる月数に変更できません。



- ③ [OK] ボタンをクリックします。

- ④再計算処理が実行されます。



→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3 消費税申告書を作成する

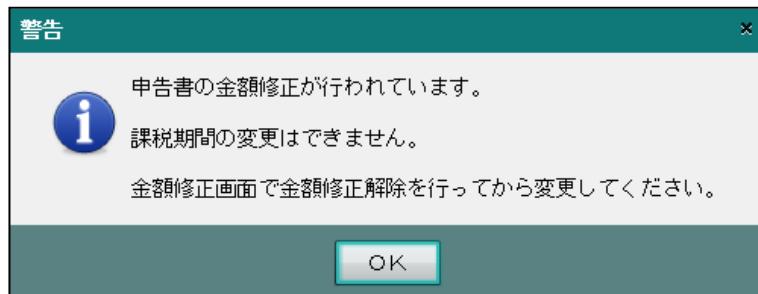
3.1 消費税申告書

3.1.7.1 課税期間変更時にエラーが発生した場合

課税期間の変更を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●課税期間を変更する申告書で金額修正がされている場合

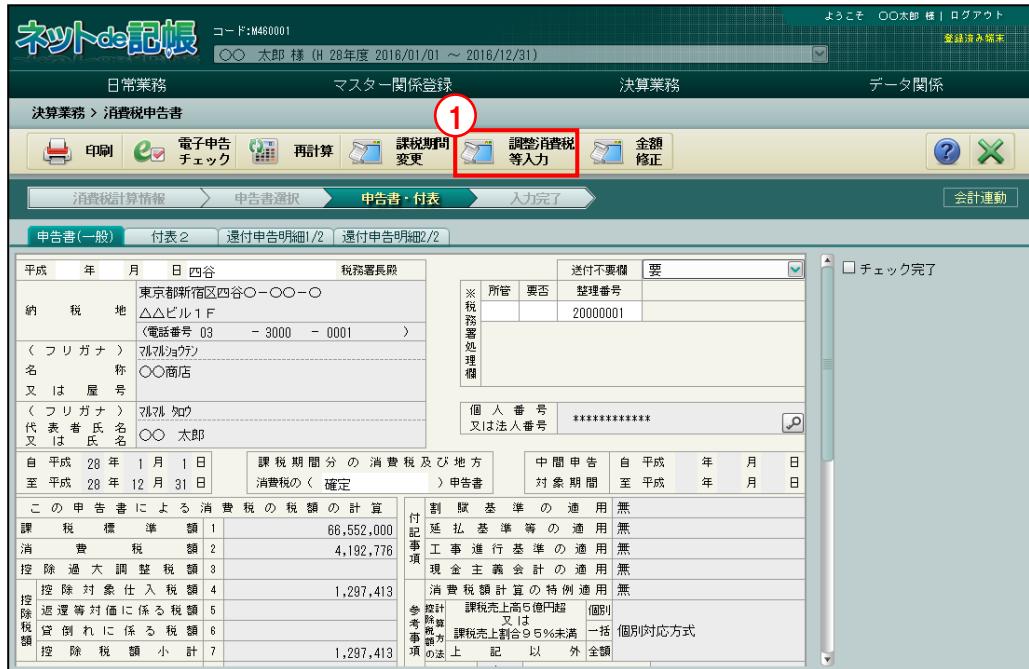
- ・[課税期間変更] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・『金額修正解除』を行ってから、再度課税期間の変更を行います。



3.1.8 調整消費税等を入力する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『調整消費税等入力』

調整消費税等を入力する手順を説明します。『調整消費税等入力』画面では、中間納付税額、特定課税仕入、棚卸調整消費税、課税売上割合変動、固定資産転用を入力します。中間申告書の場合は使用できません。



① [調整消費税等入力] ボタンをクリックします。

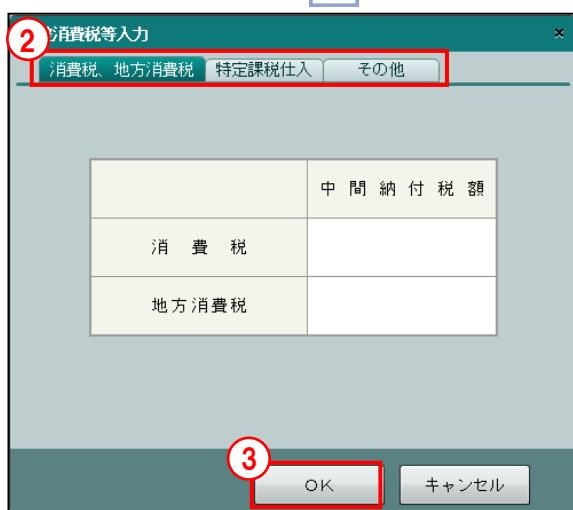


→「3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合」参照

②各タブを選択し金額を入力します。[特定課税仕入] タブ、[その他] タブは、「原則課税」を選択している場合に表示されます。



各タブの設定項目 → 「3.1.8.1 詳細説明」参照



③ [OK] ボタンをクリックします。

④再計算処理が実行されます。



→「3.1.6 申告書を再計算する」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.8.1 詳細説明

「調整消費税等入力」画面の詳細について説明します。

● [消費税、地方消費税] タブ

中間納付税額	
消費税	
地方消費税	

OK キャンセル

[中間納付税額]

- 確定申告の際に、すでに納付済みの中間納付税額を入力します。
- 中間申告書を作成している場合は、中間申告書の納付税額が自動で連動されます。

●特定課税仕入

特定課税仕入	取引金額	
	課税売上対応分	共通売上対応分

会計連動

OK キャンセル

[特定課税仕入]

- 特定課税仕入の取引金額を入力します。

[会計連動] ボタン

- 『マスター関係登録』>『固定摘要登録』で特定課税仕入用の固定摘要が設定されている場合、[会計連動] ボタンは使用可能になります。
- [会計連動] ボタンをクリックし、特定課税仕入用の固定摘要が登録されている仕訳を集計します。

[特定課税仕入用の固定摘要設定について](#) ➔

「事業者機能 I.マスター関係登録編 5.1.5 特定課税仕入用の固定摘要を設定する」参照

●その他

	5% 内税	8% 内税
課税売上対応分		
共通売上対応分		
非課税売上対応分		
課税売上割合変動		
固定資産転用		

[棚卸調整消費税]

- 付表2および2-2で「納付義務の免除を受けない（受ける）こととなった場合における、消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。
- 課税売上割合が95%未満になる場合には、課税・課税非課税共通・非課税の各売上に對応する金額に区分し、入力する必要があります。

[課税売上割合変動]

- 付表2および2-2で、控除調整の「課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

[固定資産転用]

- 付表2および2-2で、控除調整の「調整対象固定資産を課税業務用（非課税業務用）に転用した場合の調整（加算又は減算）額」に該当する金額を入力します。

3 消費税申告書を作成する

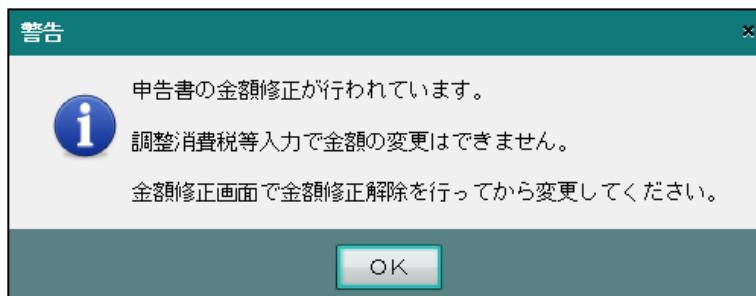
3.1 消費税申告書

3.1.8.2 調整消費税等の入力でエラーが発生した場合

調整消費税等の入力を行う際に表示されるエラーメッセージについて説明します。

●調整消費税等を入力する申告書で金額修正がされている場合

- ・ [調整消費税等入力] ボタンをクリックしたとき、次のエラーメッセージが表示されます。
- ・ 『金額修正解除』を行ってから、再度調整消費税等の入力を行います。



3.1.9 金額修正を行う

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『金額修正』

申告書の金額を修正する手順について説明します。

金額修正は、消費税率 3%には対応していません。課税期間が平成 24 年 4 月 1 日以降開始の申告書で使用できます。課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5%の『金額修正』画面が表示されます。



金額を修正する場合の注意点

- 消費税申告書は仕訳帳などで入力した仕訳データを元に作成されます。消費税申告書を修正する場合は、仕訳帳などで仕訳を修正します。
- 『金額修正』画面で直接金額を修正する場合は、申告内容を十分に確認のうえ行ってください。

コード:M480001 ようこそ ○○太郎 様 | ログアウト

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書

① 印刷 電子申告 チェック 再計算 課税期間 変更 調査対象登録 等入力 金額修正

消費税計算情報 > 申告書選択 申告書・付表 入力完了 会計運動

申告書(一般) 付表2 還付申告明細1/2 還付申告明細2/2

平成 年 月 日 四谷 税務署長殿	送付不要欄	要	
納 税 地 東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 △△ビル 1 F (電話番号: 03 - 3000 - 0001)	所管	整理番号	
(フリガナ) フルネーム 名 称 ○○商店	※	20000001	
又 は 屋 号 (フリガナ) フルネーム 代 表 者 氏 名 ○○ 太郎	税務署 処理欄		
自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日	課税期間分の消費税及び地方 消費税の()確定	中間申告)申告書	自 平成 年 月 日 対象期間 至 平成 年 月 日
この申告書による消費税の税額の計算			
課 税 標 準 額 1	88,552,000	割賦基準の適用無	
消 費 税 額 2	4,192,776	付記延払基準等の適用無	
控除過大調整税額 3		工事進行基準の適用無	
控除対象仕入税額 4	1,297,413	現金主義会計の適用無	
控除還等対価に係る税額 5		消費税額計算の特例適用無	
控除税額 6		収支計算書上高5億円超 又は 課税売上額合計5%未満	
控除税額小計 7	1,297,413	個別 括り 一括 個別対応方式 以上記以外全額	



- ① [金額修正] ボタンをクリックします。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

②申告書および付表の金額を修正します。

項目	金額
課税標準額	66,552,000
1 課税資産の譲渡等の対価の額 内訳 特定課税仕入れの支払対価の額	66,552,445
2 消費税額	4,192,776
控除过大調整税額	3
控除対象仕入税額	4 1,297,413
追還等対価に係る税額	5
内訳 特定課税仕入の追還に係る税額	5-1
6 貨物に係る税額	5-2
控除税額小計	6 1,297,413
控除不足還付税額	8
差引税額	9 2,895,300
中間納付税額	10
納付税額	11 2,895,300
中間納付還付税額	12
既確定税額	13

項目	金額
課税売上額(税抜き)	1 66,552,445
免税売上額	2
非課税資産の輸出等の金額	3
課税資産の譲渡等の対価の額	4 66,552,445
課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5 66,552,445
非課税売上額	6 4,000,000
資産の譲渡等の対価の額	7 70,552,445
課税売上割合	8 [94.93 %]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	9 22,241,381
課税仕入れに係る消費税額	10 1,297,413
特定課税仕入れに係る支払対価の額	11
課税貨物に係る消費税額	12 60,000
納税義務の変更による消費税額の調整	13
課税仕入れ等の税額の合計額	14 1,297,413
課税売上割合が95%以上の場合	15
14のうち、課税売上にのみ要するもの	16 1,297,413

金額を修正した項目は、背景色が橙色（強制入力の色）で表示されます。

納稅義務の変更による消費税額の調整	13	600,000
-------------------	----	---------

金額の修正により再計算された項目は、背景色が紫色（自動計算結果の色）で表示されます。

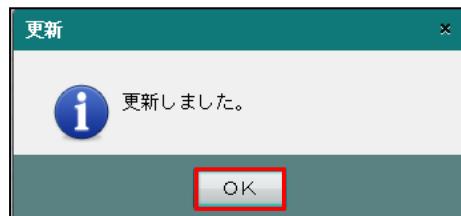
課税仕入れ等の税額の合計額	14	1,897,413
---------------	----	-----------

③ [更新] ボタンをクリックします。

[更新時のメッセージと対処方法](#) →

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

④次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑤ [戻る] ボタンをクリックします。

⑥<申告書・付表>画面の右上に「金額修正」と表示されます。



3.1.9.1 「原則課税」の金額修正の詳細説明

原則課税の場合は、「消費税申告書（一般用）」および「付表2」を修正できます。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表2-（2）」および「付表1」を修正できます。

●原則課税

- ・申告書および付表は同時にスクロールします。
- ・「控除税額の計算方法」の確認および「基準期間の課税売上高」が入力できます。
- ・「付表2」の「④課税資産の譲渡等の対価の額」および「⑦資産の譲渡等の対価の額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税売上割合が95%未満で「特定課税仕入を入力する」にチェックを付けると、特定課税仕入が入力できます。



→「3.1.9.3 特定課税仕入を入力する」参照

- ・申告書（一般）の「1 内訳」および「5 内訳」に入力された金額は「別表」に表示されます。

金額修正																																																																									
課 税 期 間	27 · 1 · 1 ~ 27 · 12 · 31	金額修正																																																																							
申告書(一般) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>金 領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>課税標準額</td><td>1 66,552,000</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>課税資産の譲渡等の対価の額 1-1</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>特定課税仕入れの支払対価の額 1-2</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>消費税額 2 4,192,776</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>控除过大調整税額 3</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>控除对象仕入税額 4 1,897,413</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>返還等対価に係る税額 5</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>売上の返還等対価に係る税額 5-1</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>特定課税仕入の返還に係る税額 5-2</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>貸倒れに係る税額 6</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>控除税額小計 7 1,897,413</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>控除不足還付税額 8</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>差引税額 9 2,295,300</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>中間納付税額 10</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>納付税額 11 2,295,300</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>中間納付還付税額 12</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>既確定税額 13</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>差引納付税額 14</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>課税資産の譲渡等の対価の額 15 66,552,445</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>資産の譲渡等の対価の額 16 66,552,445</td></tr> <tr><td colspan="3">この申告書による地方消費税の税額の計算</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>控除不足還付税額 17</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>差引税額 18 2,295,300</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>還付額 19</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>納税額 20 619,300</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>中間納付譲渡割額 21</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>納付譲渡割額 22 619,300</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>中間納付譲渡割額 23</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>既確定譲渡割額 24</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>差引納付譲渡割額 25</td></tr> <tr><td>内 説</td><td>消費税及び地方消費税の合計 26 2,914,600</td></tr> <tr> <td colspan="2">控除税額の計算方法</td> <td>全額控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準期間の課税売上高</td> <td>50,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	金 領	課税標準額	1 66,552,000	内 説	課税資産の譲渡等の対価の額 1-1	内 説	特定課税仕入れの支払対価の額 1-2	内 説	消費税額 2 4,192,776	内 説	控除过大調整税額 3	内 説	控除对象仕入税額 4 1,897,413	内 説	返還等対価に係る税額 5	内 説	売上の返還等対価に係る税額 5-1	内 説	特定課税仕入の返還に係る税額 5-2	内 説	貸倒れに係る税額 6	内 説	控除税額小計 7 1,897,413	内 説	控除不足還付税額 8	内 説	差引税額 9 2,295,300	内 説	中間納付税額 10	内 説	納付税額 11 2,295,300	内 説	中間納付還付税額 12	内 説	既確定税額 13	内 説	差引納付税額 14	内 説	課税資産の譲渡等の対価の額 15 66,552,445	内 説	資産の譲渡等の対価の額 16 66,552,445	この申告書による地方消費税の税額の計算			内 説	控除不足還付税額 17	内 説	差引税額 18 2,295,300	内 説	還付額 19	内 説	納税額 20 619,300	内 説	中間納付譲渡割額 21	内 説	納付譲渡割額 22 619,300	内 説	中間納付譲渡割額 23	内 説	既確定譲渡割額 24	内 説	差引納付譲渡割額 25	内 説	消費税及び地方消費税の合計 26 2,914,600	控除税額の計算方法		全額控除	基準期間の課税売上高		50,000 千円
項 目	金 領																																																																								
課税標準額	1 66,552,000																																																																								
内 説	課税資産の譲渡等の対価の額 1-1																																																																								
内 説	特定課税仕入れの支払対価の額 1-2																																																																								
内 説	消費税額 2 4,192,776																																																																								
内 説	控除过大調整税額 3																																																																								
内 説	控除对象仕入税額 4 1,897,413																																																																								
内 説	返還等対価に係る税額 5																																																																								
内 説	売上の返還等対価に係る税額 5-1																																																																								
内 説	特定課税仕入の返還に係る税額 5-2																																																																								
内 説	貸倒れに係る税額 6																																																																								
内 説	控除税額小計 7 1,897,413																																																																								
内 説	控除不足還付税額 8																																																																								
内 説	差引税額 9 2,295,300																																																																								
内 説	中間納付税額 10																																																																								
内 説	納付税額 11 2,295,300																																																																								
内 説	中間納付還付税額 12																																																																								
内 説	既確定税額 13																																																																								
内 説	差引納付税額 14																																																																								
内 説	課税資産の譲渡等の対価の額 15 66,552,445																																																																								
内 説	資産の譲渡等の対価の額 16 66,552,445																																																																								
この申告書による地方消費税の税額の計算																																																																									
内 説	控除不足還付税額 17																																																																								
内 説	差引税額 18 2,295,300																																																																								
内 説	還付額 19																																																																								
内 説	納税額 20 619,300																																																																								
内 説	中間納付譲渡割額 21																																																																								
内 説	納付譲渡割額 22 619,300																																																																								
内 説	中間納付譲渡割額 23																																																																								
内 説	既確定譲渡割額 24																																																																								
内 説	差引納付譲渡割額 25																																																																								
内 説	消費税及び地方消費税の合計 26 2,914,600																																																																								
控除税額の計算方法		全額控除																																																																							
基準期間の課税売上高		50,000 千円																																																																							
<input type="button" value="更新"/> <input type="button" value="キャンセル"/>																																																																									

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

●原則課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- 申告書および付表は別々にスクロールします。
- 「付表 2- (2)」の「④課税資産の譲渡等の対価の額 (D)」および「⑦資産の譲渡等の対価の額 (D)」の計算結果がマイナスの場合は、「0 (ゼロ)」と表示されます。

《付表 2- (2)》

項目	金額
課税標準額	1 66,978,000
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1
内 特定課税仕入による支払対価の額	1-2
消費税額	2 3,865,368
控除过大調整税額	3
控除対象仕入税額	4 1,231,184
返還等対価に係る税額	5
内 売上の返還等対価に係る税額	5-1
内 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2
貸倒れに係る税額	6
控除税額小計	7 1,231,184
控除不足還付税額	8
差引税額	9 2,634,100
中間納付税額	10
納付税額	11 2,634,100
中間納付還付税額	12
既確定税額	13
差引納付税額	14
課税資産の譲渡等の対価の額	15 66,979,747
資産の譲渡等の対価の額	16 67,479,747
この申告書による地方消費税の税額の計算	
控除不足還付税額	17
差引税額	18 2,634,100
還付額	19
納付額	20 701,000
中間納付譲渡割額	21

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
課税売上額	1 15,402,877	51,576,870	66,978,747
免税売上額	2		
非課税資産の輸出等の金額	3		
課税資産の譲渡等の対価の額	4		66,979,747
課税資産の譲渡等の対価の額 (4)	5		66,979,747
非課税売上額	6		500,000
資産の譲渡等の対価の額	7		67,479,747
課税売上割合			[99.25 %]
課税仕入れに係る支払対価の額	8	3,272,481	18,968,890
課税仕入れに係る消費税額	9	124,666	1,106,518
特定課税仕入れに係る支払対価の額	10		
特定課税仕入れに係る消費税額	11		
課税貨物に係る消費税額	12		
納税義務の変更による消費税額調整	13		
課税仕入れ等の税額の合計額	14	124,666	1,106,518
課税売上割合が95%以上の場合	15	124,666	1,106,518
14のうち、課税売上にのみ要する	16		
14のうち、課税売上・非課税売上共通	17		
個別割定方式により控除する税額	18		
一括比率配分方式により控除する税額	19		
課税売上割合変動時の固定資産譲渡額	20		
固定資産を転用した場合の調整額	21		
控除対象仕入税額	22	124,666	1,106,518
控除过大調整税額	23		
貸倒回収に係る消費税額	24		

《付表 1》

項目	金額
課税標準額	1 66,978,000
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1
内 特定課税仕入による支払対価の額	1-2
消費税額	2 3,865,368
控除过大調整税額	3
控除対象仕入税額	4 1,231,184
返還等対価に係る税額	5
内 売上の返還等対価に係る税額	5-1
内 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2
貸倒れに係る税額	6
控除税額小計	7 1,231,184
控除不足還付税額	8
差引税額	9 2,634,100
中間納付税額	10
納付税額	11 2,634,100
中間納付還付税額	12
既確定税額	13
差引納付税額	14
課税資産の譲渡等の対価の額	15 66,979,747
資産の譲渡等の対価の額	16 67,479,747
この申告書による地方消費税の税額の計算	
控除不足還付税額	17

項目	4%適用分 (B)	6.3%適用分 (C)	合計 (D)
課税標準額	1 15,402,000	51,576,000	66,978,000
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1		
内 特定課税仕入による支払対価の額	1-2		
消費税額	2 616,080	3,249,288	3,865,368
控除过大調整税額	3		
控除対象仕入税額	4 124,666	1,106,518	1,231,184
返還等対価に係る税額	5		
内 売上の返還等対価に係る税額	5-1		
内 特定課税仕入の返還に係る税額	5-2		
貸倒れに係る税額	6		
控除税額小計	7 124,666	1,106,518	1,231,184
控除不足還付税額	8		
差引税額	9 491,414	2,142,770	2,634,184
合計差引税額	10		2,634,184
(地方消費税)控除不足還付税額	11		
(地方消費税)差引税額	12 491,414	2,142,770	2,634,184
地方消費税の課税標準となる消費税額	13		
還付額	14		
納付額	15 122,853	578,207	701,060
合計差引譲渡割額	16		701,060

3.1.9.2 「簡易課税」の金額修正の詳細説明

簡易課税の場合は、「消費税申告書（簡易用）」および「付表5」を修正できます。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表5-（2）」および「付表4」を修正できます。

●簡易課税

- ・申告書および付表は同時にスクロールします。
- ・「1種類の事業の専業者に変更する」または「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけると、営む事業を変更することができます。



→「3.1.9.4 営む事業を変更する」参照

「1種類の事業の専業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち2種類以上の事業を営む場合に表示されます。

「2種類以上の事業を営む事業者に変更する」のチェックボックスが表示される条件

第一種事業から第六種事業（または第五種事業）のうち1種類の事業だけを営む場合に表示されます。

- ・「付表5」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税期間の開始が平成27年3月31日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。

金額修正		正解除																																																																																																																																																	
?	?	?	?																																																																																																																																																
申告書(簡易)	付表5	金額修正	金額修正																																																																																																																																																
課 税 期 間 27 · 4 · 1 ~ 28 · 3 · 31	□ 1種類の事業の専業者に変更する																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申告書(簡易)</th> <th colspan="2">付表5</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> <th>項 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>課税標準額</td><td>1 36,636,000</td><td>課税標準額に付する消費税額</td><td>1 2,308,068</td></tr> <tr><td>消費税額</td><td>2 2,308,068</td><td>貸倒回収に係る消費税額</td><td>2</td></tr> <tr><td>貸倒回収に係る消費税額</td><td>3</td><td>売上対価の追還等に係る消費税額</td><td>3</td></tr> <tr><td>控除対象仕入税額</td><td>4 1,846,454</td><td>控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額</td><td>4 2,308,068</td></tr> <tr><td>返還等対価に係る税額</td><td>5</td><td>1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率</td><td>5</td></tr> <tr><td>貸倒れに係る税額</td><td>6 32,868</td><td>区 分</td><td>事 業 区 分 別 の 課 税 売 上 高 (税抜き)</td></tr> <tr><td>控除税額小計</td><td>7 1,879,120</td><td>事業区分別の合計額</td><td>6 36,636,111 売上割合</td></tr> <tr><td>控除不足還付税額</td><td>8</td><td>第一種事業</td><td>7 14</td></tr> <tr><td>差引税額</td><td>9 428,900</td><td>第二種事業</td><td>8 33,312,037 90.9 15 2,098,658</td></tr> <tr><td>中間納付税額</td><td>10</td><td>第三種事業</td><td>9 16</td></tr> <tr><td>納付税額</td><td>11 428,900</td><td>第四種事業</td><td>10 17</td></tr> <tr><td>中間納付還付税額</td><td>12</td><td>第五種事業</td><td>11 3,324,074 9.0 18 209,416</td></tr> <tr><td>既確定税額</td><td>13</td><td>第六種事業</td><td>12 19</td></tr> <tr><td>差引納付税額</td><td>14</td><td colspan="2">控除対象仕入税額の計算式区分</td></tr> <tr><td>この課税期間の課税売上高</td><td>15 36,636,111</td><td colspan="2">算 出 額</td></tr> <tr><td>基準期間の課税売上高</td><td>16 39,500,000</td><td>原則計算を適用する場合</td><td>20 1,783,629</td></tr> <tr> <td colspan="2">この申告書による地方消費税の税額の計算</td> <td>1種類の事業で75%以上</td><td>4×みなし仕入率 80% 21 1,846,454</td> </tr> <tr> <td>控除不足還付税額</td><td>17</td> <td>(7 + 8) / 6 ≥ 75 %</td><td>22</td> </tr> <tr> <td>差引税額</td><td>18 428,900</td> <td>(7 + 8) / 6 ≥ 75 %</td><td>23</td> </tr> <tr> <td>還付額</td><td>19</td> <td>(7 + 10) / 6 ≥ 75 %</td><td>24</td> </tr> <tr> <td>納税額</td><td>20 115,700</td> <td>(7 + 11) / 6 ≥ 75 %</td><td>25</td> </tr> <tr> <td>中間納付課徴割額</td><td>21</td> <td>(7 + 12) / 6 ≥ 75 %</td><td>26</td> </tr> <tr> <td>納付課徴割額</td><td>22 115,700</td> <td>(8 + 9) / 6 ≥ 75 %</td><td>27</td> </tr> <tr> <td>中間納付還付課徴割額</td><td>23</td> <td>(8 + 10) / 6 ≥ 75 %</td><td>28</td> </tr> <tr> <td>既確定課徴割額</td><td>24</td> <td>(8 + 11) / 6 ≥ 75 %</td><td>29</td> </tr> <tr> <td>差引納付課徴割額</td><td>25</td> <td>(8 + 12) / 6 ≥ 75 %</td><td>30</td> </tr> <tr> <td>消費税及び地方消費税の合計</td><td>26 544,600</td> <td>(9 + 10) / 6 ≥ 75 %</td><td>31</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>(9 + 11) / 6 ≥ 75 %</td><td>32</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>(9 + 12) / 6 ≥ 75 %</td><td>33</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>(10 + 11) / 6 ≥ 75 %</td><td>34</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>(10 + 12) / 6 ≥ 75 %</td><td>35</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>(11 + 12) / 6 ≥ 75 %</td><td>36</td> </tr> <tr> <td></td><td></td> <td>【控除対象仕入税額】</td><td>37 1,846,454</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>更新</td> <td>キャンセル</td> </tr> </tbody> </table>				申告書(簡易)		付表5		項 目	金 額	項 目	金 額	課税標準額	1 36,636,000	課税標準額に付する消費税額	1 2,308,068	消費税額	2 2,308,068	貸倒回収に係る消費税額	2	貸倒回収に係る消費税額	3	売上対価の追還等に係る消費税額	3	控除対象仕入税額	4 1,846,454	控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4 2,308,068	返還等対価に係る税額	5	1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率	5	貸倒れに係る税額	6 32,868	区 分	事 業 区 分 別 の 課 税 売 上 高 (税抜き)	控除税額小計	7 1,879,120	事業区分別の合計額	6 36,636,111 売上割合	控除不足還付税額	8	第一種事業	7 14	差引税額	9 428,900	第二種事業	8 33,312,037 90.9 15 2,098,658	中間納付税額	10	第三種事業	9 16	納付税額	11 428,900	第四種事業	10 17	中間納付還付税額	12	第五種事業	11 3,324,074 9.0 18 209,416	既確定税額	13	第六種事業	12 19	差引納付税額	14	控除対象仕入税額の計算式区分		この課税期間の課税売上高	15 36,636,111	算 出 額		基準期間の課税売上高	16 39,500,000	原則計算を適用する場合	20 1,783,629	この申告書による地方消費税の税額の計算		1種類の事業で75%以上	4×みなし仕入率 80% 21 1,846,454	控除不足還付税額	17	(7 + 8) / 6 ≥ 75 %	22	差引税額	18 428,900	(7 + 8) / 6 ≥ 75 %	23	還付額	19	(7 + 10) / 6 ≥ 75 %	24	納税額	20 115,700	(7 + 11) / 6 ≥ 75 %	25	中間納付課徴割額	21	(7 + 12) / 6 ≥ 75 %	26	納付課徴割額	22 115,700	(8 + 9) / 6 ≥ 75 %	27	中間納付還付課徴割額	23	(8 + 10) / 6 ≥ 75 %	28	既確定課徴割額	24	(8 + 11) / 6 ≥ 75 %	29	差引納付課徴割額	25	(8 + 12) / 6 ≥ 75 %	30	消費税及び地方消費税の合計	26 544,600	(9 + 10) / 6 ≥ 75 %	31			(9 + 11) / 6 ≥ 75 %	32			(9 + 12) / 6 ≥ 75 %	33			(10 + 11) / 6 ≥ 75 %	34			(10 + 12) / 6 ≥ 75 %	35			(11 + 12) / 6 ≥ 75 %	36			【控除対象仕入税額】	37 1,846,454			更新	キャンセル
申告書(簡易)		付表5																																																																																																																																																	
項 目	金 額	項 目	金 額																																																																																																																																																
課税標準額	1 36,636,000	課税標準額に付する消費税額	1 2,308,068																																																																																																																																																
消費税額	2 2,308,068	貸倒回収に係る消費税額	2																																																																																																																																																
貸倒回収に係る消費税額	3	売上対価の追還等に係る消費税額	3																																																																																																																																																
控除対象仕入税額	4 1,846,454	控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4 2,308,068																																																																																																																																																
返還等対価に係る税額	5	1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率	5																																																																																																																																																
貸倒れに係る税額	6 32,868	区 分	事 業 区 分 別 の 課 税 売 上 高 (税抜き)																																																																																																																																																
控除税額小計	7 1,879,120	事業区分別の合計額	6 36,636,111 売上割合																																																																																																																																																
控除不足還付税額	8	第一種事業	7 14																																																																																																																																																
差引税額	9 428,900	第二種事業	8 33,312,037 90.9 15 2,098,658																																																																																																																																																
中間納付税額	10	第三種事業	9 16																																																																																																																																																
納付税額	11 428,900	第四種事業	10 17																																																																																																																																																
中間納付還付税額	12	第五種事業	11 3,324,074 9.0 18 209,416																																																																																																																																																
既確定税額	13	第六種事業	12 19																																																																																																																																																
差引納付税額	14	控除対象仕入税額の計算式区分																																																																																																																																																	
この課税期間の課税売上高	15 36,636,111	算 出 額																																																																																																																																																	
基準期間の課税売上高	16 39,500,000	原則計算を適用する場合	20 1,783,629																																																																																																																																																
この申告書による地方消費税の税額の計算		1種類の事業で75%以上	4×みなし仕入率 80% 21 1,846,454																																																																																																																																																
控除不足還付税額	17	(7 + 8) / 6 ≥ 75 %	22																																																																																																																																																
差引税額	18 428,900	(7 + 8) / 6 ≥ 75 %	23																																																																																																																																																
還付額	19	(7 + 10) / 6 ≥ 75 %	24																																																																																																																																																
納税額	20 115,700	(7 + 11) / 6 ≥ 75 %	25																																																																																																																																																
中間納付課徴割額	21	(7 + 12) / 6 ≥ 75 %	26																																																																																																																																																
納付課徴割額	22 115,700	(8 + 9) / 6 ≥ 75 %	27																																																																																																																																																
中間納付還付課徴割額	23	(8 + 10) / 6 ≥ 75 %	28																																																																																																																																																
既確定課徴割額	24	(8 + 11) / 6 ≥ 75 %	29																																																																																																																																																
差引納付課徴割額	25	(8 + 12) / 6 ≥ 75 %	30																																																																																																																																																
消費税及び地方消費税の合計	26 544,600	(9 + 10) / 6 ≥ 75 %	31																																																																																																																																																
		(9 + 11) / 6 ≥ 75 %	32																																																																																																																																																
		(9 + 12) / 6 ≥ 75 %	33																																																																																																																																																
		(10 + 11) / 6 ≥ 75 %	34																																																																																																																																																
		(10 + 12) / 6 ≥ 75 %	35																																																																																																																																																
		(11 + 12) / 6 ≥ 75 %	36																																																																																																																																																
		【控除対象仕入税額】	37 1,846,454																																																																																																																																																
		更新	キャンセル																																																																																																																																																

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

●簡易課税（消費税率 5%の発生がある場合）

- ・申告書および付表は別々にスクロールします。
- ・「付表 5-(2)」の「④控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額（D）」の計算結果がマイナスの場合は、「0（ゼロ）」と表示されます。
- ・課税期間の開始が平成 27 年 3 月 31 日以前は、「第六種事業（不動産業）」がありません。

《付表 5-(2)》

申告書(簡易)		付表 5-(2) より 付表 4		
項 目	金 額	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）
課税標準額	1 39,108,000	98,880	2,308,068	2,406,948
消費税額	2 2,406,948			
販売回収に係る消費税額	3			
控除対象仕入税額	4 1,935,445			
返還等対価に係る税額	5			
販売時に係る税額	6			
控除税額小計	7 1,935,445			
控除不足達付税額	8			
差引税額	9 471,500			
中間納付税額	10			
納付税額	11 471,500			
中間納付達付税額	12			
既確定税額	13			
差引納付税額	14			
この課税期間の課税売上高	15 39,108,798			
基準期間の課税売上高	16 39,500,000			
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足達付税額	17			
差引税額	18 471,500			
還付額	19			
納税額	20 127,000			
中間納付課渡割額	21			
納付課渡割額	22 127,000			
中間納付達付課渡割額	23			
既確定課渡割額	24			
差引納付課渡割額	25			
消費税及び地方消費税の合計	26 598,500			
（1）事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細				
事業区分別の合計額	割 合 6 2,472,685	36,636,111	39,108,798	
第一種事業	6.3 7	2,472,685		2,472,685
第二種事業	85.1 8		33,312,037	33,312,037
第三種事業	9			
第四種事業	10			
第五種事業	8.4 11		3,324,074	3,324,074
第六種事業	12			
（2）（1）の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
事業区分別の合計額	13 98,907	2,308,074	2,406,981	
第一種事業	14 98,907		98,907	
第二種事業	15	2,098,658	2,098,658	
第三種事業	16			
第四種事業	17			
第五種事業	18		209,416	209,416
第六種事業	19			
（3）控除対象仕入税額の計算式区分の明細				
イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）	
4×みなし仕入率 20	88,991	1,783,629	1,872,620	
ロ 特例計算を適用する場合				
（イ）1種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）	
4×みなし仕入率 80% 21	79,104	1,846,454	1,925,558	
（ロ）2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）	
(7D + 8D) / 6D ≥ 75% 22	88,991	1,846,454	1,935,445	
(7D + 9D) / 6D ≥ 75% 23				
(7D + 10D) / 6D ≥ 75% 24				
(7D + 11D) / 6D ≥ 75% 25				
(7D + 12D) / 6D ≥ 75% 26				
(8D + 9D) / 6D ≥ 75% 27				
(8D + 10D) / 6D ≥ 75% 28				
(8D + 11D) / 6D ≥ 75% 29	49,439	1,783,629	1,833,068	
(8D + 12D) / 6D ≥ 75% 30				
(9D + 10D) / 6D ≥ 75% 31				
(9D + 11D) / 6D ≥ 75% 32				
(9D + 12D) / 6D ≥ 75% 33				
(10D + 11D) / 6D ≥ 75% 34				
(10D + 12D) / 6D ≥ 75% 35				
(11D + 12D) / 6D ≥ 75% 36				
ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額				
項 目	4%適用分（B）	6.3%適用分（C）	合計（D）	
20～36のうちから選択した金額 37	88,991	1,846,454	1,935,445	

《付表 4》

申告書(簡易)		付表5-(2) および 付表4		
項 目	金 額	4%適用分 (B)	6.8%適用分 (C)	合計 (D)
課税標準額	1 39,108,000	1 2,472,000	36,636,000	39,108,000
消費税額	2 2,406,948	2 98,880	2,308,068	2,406,948
貸倒回収に係る消費税額	3	3		
控除対象仕入税額	4 1,935,445	4 88,991	1,846,454	1,935,445
返還等対面に係る税額	5	5		
貸倒れに係る税額	6	6		
控除税額小計	7 1,935,445	7 88,991	1,846,454	1,935,445
控除不足還付税額	8	8		
差引税額	9 471,500	9 9,889	461,614	471,503
中間的引税額	10	10		
納付税額	11 471,500	11		
中間納付還付税額	12	12		
既確定税額	13	13		
差引納付税額	14	14		
この課税期間の課税売上高	15 39,108,796	15		
基準期間の課税売上高	16 39,500,000	16 2,472	124,562	127,034
この申告書による地方消費税の税額の計算				
控除不足還付税額	17	17		

更新

キャンセル

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.9.3 特定課税仕入を入力する

《金額修正》画面で、特定課税仕入を入力する手順について説明します。

項目	金額
課税標準額	1 86,552,000
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1
2 消費税額	2 4,192,776
3 控除过大調整税額	3
4 控除対象仕入税額	4 1,297,413
5 遷還等対価に係る税額	5
6 売上の遅延等対価に係る税額	5-1
7 内訳	7
8 控除税額小計	8 1,297,413
9 控除不足遅付税額	9
10 差引税額	10 2,895,300
11 納付税額	11 2,895,300
12 中間的付税額	12
13 既確定税額	13

項目	金額
課税売上額(税抜き)	1 86,552,445
免稅売上額	2
非課税資産の輸出等の金額	3
課税資産の譲渡等の対価の額	4 86,552,445
課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5 86,552,445
非課税売上額	6 4,000,000
資産の譲渡等の対価の額	7 70,552,445
課税売上割合	[94.33 %]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8 22,241,381
課税仕入れに係る消費税額	9 1,297,413
特定課税仕入れに係る支払対価の額	10
特定課税仕入れに係る消費税額	11
課税貨物に係る消費税額	12
納税義務の変更による消費税額の調整	13
課税仕入れ等の税額の合計額	14 1,297,413
課税売上割合が95%以上の場合	15
14のうち、課税売上にのみ要するもの	1,297,413

- 手順**
- ①課税売上割合が95%未満の場合に、「特定課税仕入を入力する」にチェックをつけます。
 - ②「付表2」の10~11欄、「申告書(一般)」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表2- (2)」の10~11欄、「付表1」の「1の内訳」欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。

消費税率5%の発生がある場合は、「付表2- (2)」の10~11欄、「付表1」の「1の内訳」

欄および「5の内訳」欄が入力できるようになります。

項目	金額
課税標準額	1 86,552,000
1 課税資産の譲渡等の対価の額	1-1
2 消費税額	2 4,192,776
3 控除过大調整税額	3
4 控除対象仕入税額	4 1,297,413
5 遷還等対価に係る税額	5
6 売上の遅延等対価に係る税額	5-1
7 内訳	7
8 控除税額小計	8 1,297,413
9 控除不足遅付税額	9
10 差引税額	10 2,895,300
11 納付税額	11 2,895,300
12 中間的付税額	12
13 既確定税額	13
14 差引的付税額	14
15 課税資産の譲渡等の対価の額	15 86,552,445

項目	金額
課税売上額(税抜き)	1 86,552,445
免稅売上額	2
非課税資産の輸出等の金額	3
課税資産の譲渡等の対価の額	4 86,552,445
課税資産の譲渡等の対価の額(4)	5 86,552,445
非課税売上額	6 4,000,000
資産の譲渡等の対価の額	7 70,552,445
課税売上割合	[94.33 %]
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	8 22,241,381
課税仕入れに係る消費税額	9 1,297,413
特定課税仕入れに係る支払対価の額	10
特定課税仕入れに係る消費税額	11
課税貨物に係る消費税額	12
納税義務の変更による消費税額の調整	13
課税仕入れ等の税額の合計額	14 1,297,413
課税売上割合が95%以上の場合	15
14のうち、課税売上にのみ要するもの	16 1,297,413
14のうち、課税・非課税売上共通して要するもの	17
個別対応方式により控除する税額	18 1,297,413

- ③必要に応じて、金額を入力します。

「申告書(一般)」および「付表1」の「1内訳」の1-1欄および1-2欄には、「別表」の「課税標準額の内訳」②欄および③欄の金額を入力します。「5内訳」の5-1欄および5-2欄には、「別表」の「返還等対価に係る税額の内訳」⑤欄および⑥欄の金額を入力します。

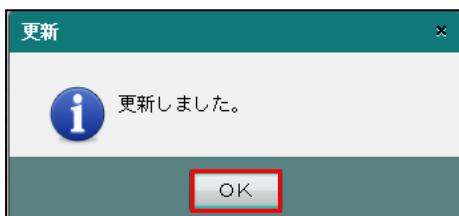
「付表2」および「付表2- (2)」の10欄には、課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を入力します。

④ [更新] ボタンをクリックします。

 [更新時のメッセージと対処方法](#) ➔

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



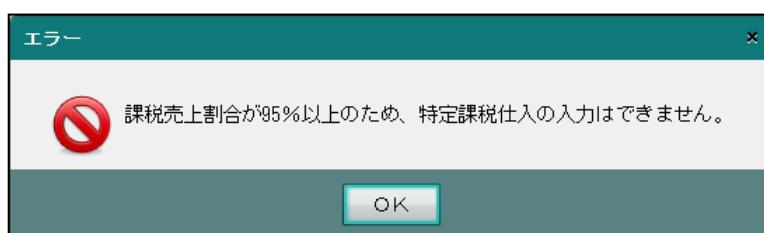
⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦「**申告書・付表**」画面の右上に「金額修正」と表示されます。



特定課税仕入の入力注意

課税売上割合が 95%以上で「特定課税仕入を入力する」チェックをつけると、次のエラーメッセージが表示され特定課税仕入は入力できません。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.9.4 営む事業を変更する

「金額修正」画面で、簡易課税の営む事業を変更する手順について説明します。

1 種類の事業の専業者を 2 種類以上の事業を営む事業者に、または 2 種類以上の事業を営む事業者を 1 種類の事業の専業者に変更することができます。「付表 5- (2)」も同様です。

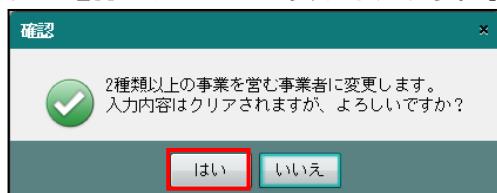
(1) 1 種類の事業の専業者を、2 種類以上の事業を営む事業者へ変更する場合

The screenshot shows the 'Netsuto de Kiseki' software interface. The main window title is '決算業務 > 消費税申告書 > 金額修正 (簡易)'. The top menu includes '日常業務', 'マスター関係登録', '決算業務', 'データ関係', and a user log-in status. A toolbar at the top right includes a question mark icon, a refresh icon, and a red circle with the number 6. The main content area has two tabs: '申告書(簡易)' and '付表5'. The '付表5' tab is active, showing a table with columns '項目', '目', and '金額'. A checkbox labeled '□ 2種類以上の事業を営む事業者に変更する' is checked (circled 1). At the bottom of the table, there is a section for '1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額) みなし仕入率' with a dropdown set to '80%' (circled 5). The bottom right of the table has a '金額修正' button (circled 6). Below the table, there is a section for 'この申告書による地方消費税の税額の計算' and a '4×みなし仕入率' input field with a value of '21' (circled 4). The bottom right of the screen has '更新' and 'キャンセル' buttons.



① 「2 種類以上の事業を営む事業者に変更する」にチェックをつけます。

② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③ 5 欄の金額と「みなし仕入率」はクリアされ、空欄になります。必要に応じて、6~19 欄に金額を入力します。

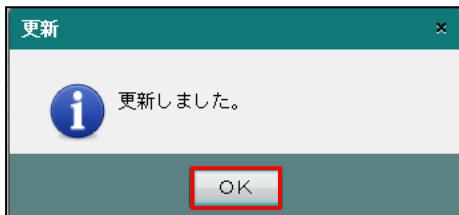
The screenshot shows the 'Netsuto de Kiseki' software interface after the change. The '付表5' table now shows the updated data for a multi-business type. The 'みなし仕入率' field is empty (circled 3). The bottom right of the table has a '金額修正' button (circled 6).

④ [更新] ボタンをクリックします。

 [更新時のメッセージと対処方法](#) ➔

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦「**金額修正**」と表示されます。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(2) 2種類以上の事業を営む事業者を、1種類の事業の専業者へ変更する場合

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書 > 金額修正（簡易）

課 税 期 間 28・1・1 ~ 28・12・31

1種類の事業の専業者に変更する

付表5

項目	目	金額
課税標準額	1	66,552,000
消費税額	2	4,192,776
貸倒回収に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額	4	3,354,220
返還等対象に係る税額	5	
貸倒れに係る税額	6	
控除税額小計	7	3,354,220
控除不足還付税額	8	
差引税額	9	838,500
中間内付税額	10	
納付税額	11	838,500
中間内付還付税額	12	
既確定税額	13	
差引納付税額	14	
この課税期間の課税売上高	15	66,552,445
基準期間の課税売上高	16	50,000,000

この申告書による地方消費税の税額の計算

項目	目	金額
課税標準額に対する消費税額	1	4,192,776
貸倒回収に係る消費税額	2	
売上対象の返還等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	4,192,776
1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額)	5	みなし仕入率
事業区分別の合計額	6	66,552,445
第一種事業	7	
第二種事業	8	51,576,870
第三種事業	9	
第四種事業	10	
第五種事業	11	14,975,575
第六種事業	12	
控除対象仕入税額の計算式区分		
原則計算を適用する場合	20	3,071,203
1種類の事業で75%以上	4×みなし仕入率	0% 21
この申告書による地方消費税の税額の計算		3,354,220

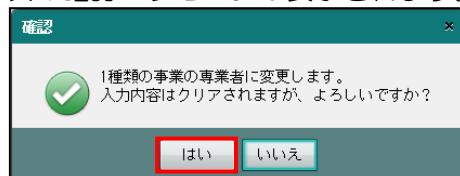
金額修正

更新 キャンセル



① 「1種類の事業の専業者に変更する」にチェックをつけます。

② 次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



③ 6~37欄の金額はクリアされ空欄になります。5欄の「みなし仕入率」を入力します。

日常業務 マスター関係登録 決算業務 データ関係

決算業務 > 消費税申告書 > 金額修正（簡易）

課 税 期 間 28・1・1 ~ 28・12・31

1種類の事業の専業者に変更する

付表5

項目	目	金額
課税標準額	1	66,552,000
消費税額	2	4,192,776
貸倒回収に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額	4	
返還等対象に係る税額	5	
貸倒れに係る税額	6	
控除税額小計	7	
控除不足還付税額	8	
差引税額	9	4,192,700
中間内付税額	10	
納付税額	11	4,192,700
中間内付還付税額	12	
既確定税額	13	
差引納付税額	14	
この課税期間の課税売上高	15	66,552,445
基準期間の課税売上高	16	50,000,000

この申告書による地方消費税の税額の計算

項目	目	金額
課税標準額に対する消費税額	1	4,192,776
貸倒回収に係る消費税額	2	
売上対象の返還等に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	4,192,776
1種類の事業の専業者(控除対象仕入税額)	5	みなし仕入率
事業区分別の合計額	6	
第一種事業	7	
第二種事業	8	
第三種事業	9	
第四種事業	10	
第五種事業	11	
第六種事業	12	
控除対象仕入税額の計算式区分		
原則計算を適用する場合	20	
1種類の事業で75%以上	4×みなし仕入率	0% 21
この申告書による地方消費税の税額の計算		

金額修正

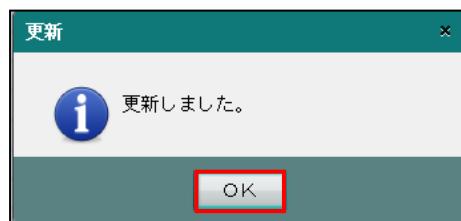
更新 キャンセル

④ [更新] ボタンをクリックします。

[更新時のメッセージと対処方法](#) ➔

「3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ」参照

⑤次の確認メッセージが表示されます。[OK] ボタンをクリックします。



⑥ [戻る] ボタンをクリックします。

⑦「**申告書・付表**」画面の右上に「金額修正」と表示されます。



3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

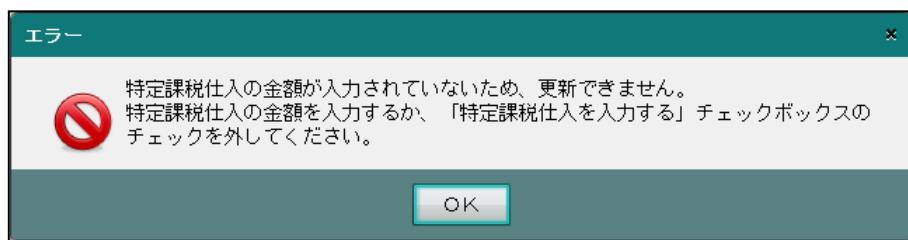
3.1.9.5 更新時のエラーメッセージ・警告メッセージ

「金額修正」画面で「更新」ボタンをクリックした際にメッセージが表示される場合があります。メッセージには「エラー」と「警告」があります。メッセージの内容と対処方法は次のとおりです。

●エラーメッセージ

(1) 「特定課税仕入を入力する」チェックについていて、特定課税仕入が未入力の場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない、または「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」がすべて入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

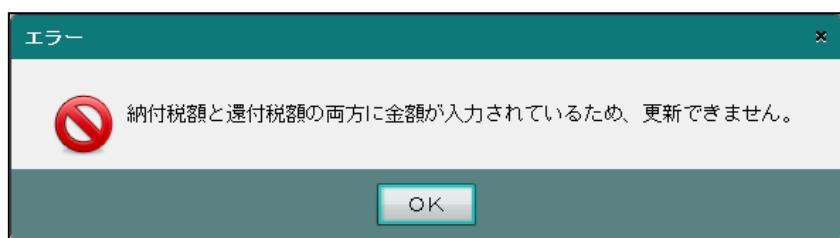


[対処方法]

- 「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」、「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
- 「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」の金額を必要に応じて入力します。
- 「特定課税仕入を入力する」チェックをはずします。

(2) 申告書で納付税額および還付税額が入力されている場合

「申告書」の「⑪納付税額」と「⑧控除不足還付税額」または「⑫中間納付還付税額」に金額が入力されている場合、「⑯納付譲渡割額」と「⑯還付額」または「⑯中間納付還付譲渡割額」に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 納付税額または還付税額のどちらか一方に金額を入力します。

(3) 付表1で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表1」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表1」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

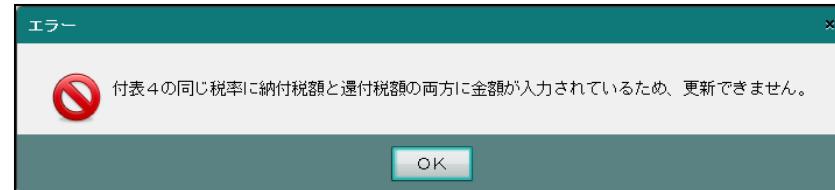


[対処方法]

- ・4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

(4) 付表4で納付税額および還付税額が入力されている場合

「付表4」の「⑧控除不足還付税額」と「⑨差引税額」の同一税率に金額が入力されているまたは、「付表4」の「⑭還付額」と「⑮納税額」の同一税率に金額が入力されている場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

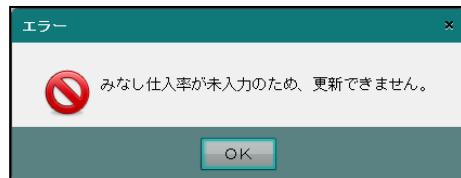
- ・4%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑧控除不足還付税額」か「⑨差引税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・4%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。
- ・6.3%適用分の「⑭還付額」か「⑮納税額」のどちらか一方に金額を入力します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(5) 1種類の事業の専業者の場合

1種類の事業の専業者で「付表5」および「付表5-(2)」の5欄の「みなし仕入率」が未入力の場合は、次のエラーメッセージが表示されます。

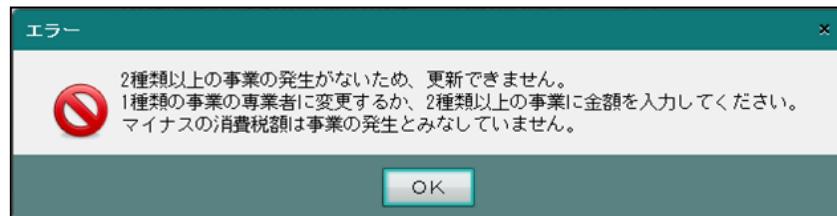


[対処方法]

- 「みなし仕入率」を入力します。

(6) 2種類以上の事業を営む事業者の場合

2種類以上の事業を営む事業者で「付表5」および「付表5-(2)」の「事業区分別の課税売上高に係る消費税額」14~19欄の2種類以上の事業に金額が入力されていない場合は、次のエラーメッセージが表示されます。



[対処方法]

- 1種類の事業の専業者とするまたは、2種類以上の事業に消費税額を入力します。
- 「付表5-(2)」は、「事業区分別の課税売上高（税抜き）」がプラスでも消費税額がマイナスとなる場合があります。マイナスの消費税額は、事業の発生とみなされないため、1種類の事業の専業者へ変更します。

付表5-(2) および 付表4 付表5-(2)			
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	項目	4%適用分(B)	6.3%適用分(C)
課税標準額に対する消費税額	1	46,440	163,296
貸回収に係る消費税額	2		
売上対価の返還等に係る消費税額	3		
控除対象仕入税額の消費税額	4	46,440	163,296
II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額	項目	4%適用分(B)	合計(D)
4×みなし仕入率	5		
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額			
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細	項目	4%適用分(B)	合計(D)
事業区分別の合計額	6	1,161,903	3,384,124
第一種事業	7		
第二種事業	8	952,380	2,407,406
第三種事業	9		
第四種事業	10	209,523	-185,185
第五種事業	11		
第六種事業	12		
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細	項目	4%適用分(B)	合計(D)
事業区分別の合計額	13	46,475	189,761
第一種事業	14		
第二種事業	15	38,095	151,666
第三種事業	16		
第四種事業	17	8,380	-11,666
第五種事業	18		
第六種事業	19		

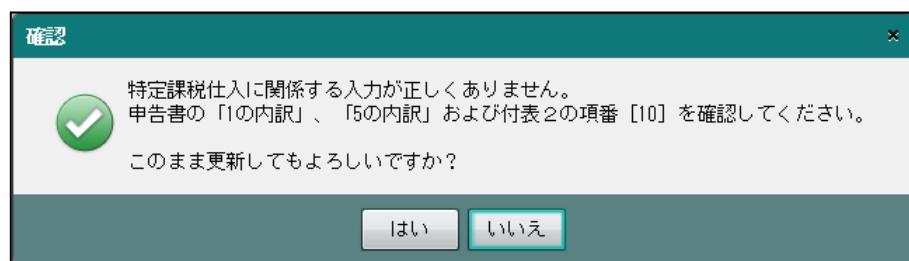
第四種事業の発生はありません。

●警告メッセージ

- (1) 「特定課税仕入を入力する」チェックがついていて、特定課税仕入の入力不足がある場合

「申告書」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額」が入力されていて、「付表 2」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

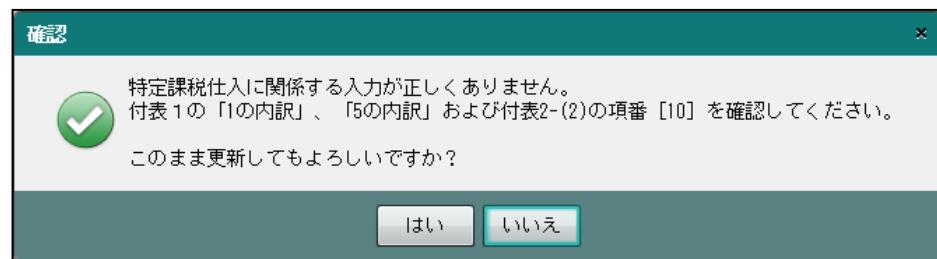
「申告書」の「①課税標準額」が入力されていて「1 の内訳」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額」が入力されていて「5 の内訳」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。



●消費税率 5%の発生がある場合

「付表 1」の「1-2 特定課税仕入に係る支払対価の額 (C)」か「5-2 特定課税仕入の返還に係る税額 (C)」が入力されていて、「付表 2- (2)」の「⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額 (C)」が入力されていない場合、またはその逆の場合は、次の確認メッセージが表示されます。

「付表 1」の「①課税標準額 (B)、 (C)」が入力されていて「1 の内訳 (B)、 (C)」がすべて入力されていない、または「⑤返還等対価に係る税額 (B)、 (C)」が入力されていて「5 の内訳 (B)、 (C)」がすべて入力されていない場合も、次の確認メッセージが表示されます。



[対処方法]

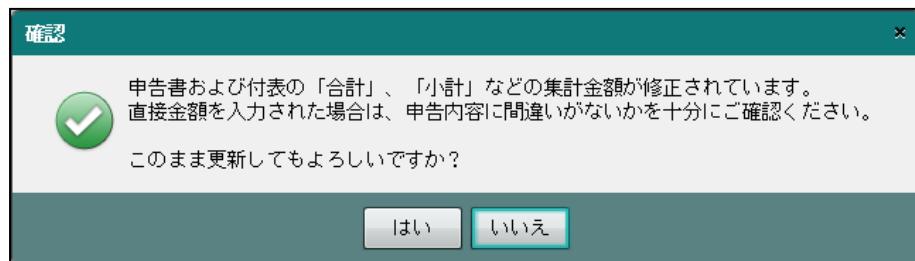
- 必要に応じて、「特定課税仕入」に関係する入力値を修正します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

(2) 集計金額が修正されている場合

申告書および付表の集計金額が修正されている場合は、次の確認メッセージが表示されます。



確認メッセージの「合計」および「小計」に該当する項目は、次の表の「チェック対象項目」です。「チェック対象項目」で強制入力されている項目が 1 つでもある場合に上記確認メッセージが表示されます。

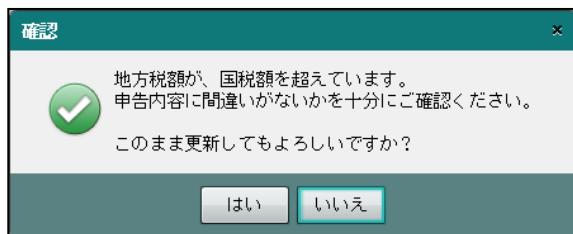
申告書	チェック対象項目
申告書（一般用）	⑦控除税額小計
申告書（簡易課税用）	⑩消費税及び地方消費税の合計
付表 1	⑦控除税額小計（B）、(C)
付表 2- (2)	⑫課税仕入れ等の税額の合計額（B）、(C) ⑯控除対象仕入税額（B）、(C) ⑰控除過大調整税額（B）、(C)
付表 2	⑫課税仕入れ等の税額の合計額 ⑯控除対象仕入税額 ⑰控除過大調整税額
付表 4	⑦控除税額小計（B）、(C)
付表 5- (2)	⑥事業区分別の合計額（B）、(C)
付表 5	⑥事業区分別の合計額

[対処方法]

- 必要に応じて、金額修正の解除を行います。

(3) 地方税額が国税額を超えている場合

納付は「⑪納付譲渡割額」>「⑪納付税額」、還付は「⑯還付額」+「⑯中間納付還付譲渡割額」>「⑧控除不足還付税額」+「⑯中間納付還付税額」の場合は、次の確認メッセージが表示されます。



[対処方法]

- 必要に応じて、地方税額が国税額を超えない値に修正します。

3.1.9.6 旧税率の金額修正

課税期間の終了が平成 26 年 4 月 1 日より前の申告書は、消費税率 5% の「金額修正」画面が表示されます。

《原則課税(消費税率 5%)》

項目	金額
課 税 標 準 額	150,476,000
消 費 稅 額	6,019,040
控 除 過 大 調 整 税 額	3
控 除 対 象 仕 入 税 額	4
追 遅 等 対 値 に 係 る 税 額	5
貸 券 例 に 係 る 税 額	6
控 除 税 額 小 計	7
控 除 不 足 違 付 税 額	8
差 引 税 額	9
中 間 納 付 税 額	10
納 付 税 額	11
中 間 納 付 税 額	12
既 確 定 税 額	13
差 引 納 付 税 額	14
課 税 資 産 の 謹 渡 等 の 対 値 の 額	15
資 産 の 謹 渡 等 の 対 値 の 額	16
この 申 告 書 に よ る 地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	
控 除 不 足 違 付 税 額	17
差 引 税 額	18
還 付 税 額	19
納 付 税 額	20
中 間 納 付 謹 渡 割 額	21
納 付 謹 渡 割 額	22
中 間 納 付 謹 渡 割 額	23
既 確 定 謹 渡 割 額	24
差 引 納 付 謹 渡 割 額	25
消費税及び地方消費税の合計	28
	1,495,700

《簡易課税(消費税率 5%)》

項目	金額
課 税 標 準 額	37,685,000
消 費 税 額	1,507,400
貸 券 回 収 に 係 る 消 費 税 額	3
控 除 対 象 仕 入 税 額	4
追 遅 等 対 値 に 係 る 税 額	5
貸 券 例 に 係 る 税 額	6
控 除 税 額 小 計	7
控 除 不 足 違 付 税 額	8
差 引 税 額	9
中 間 納 付 税 額	10
納 付 税 額	11
中 間 納 付 還 付 税 額	12
既 確 定 税 額	13
差 引 納 付 税 額	14
この 課 税 期 間 の 課 税 売 上 高	15
基 準 期 間 の 課 税 売 上 高	16
この 申 告 書 に よ る 地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	
控 除 不 足 違 付 税 額	17
差 引 税 額	18
還 付 税 額	19
納 付 税 額	20
中 間 納 付 謹 渡 割 額	21
納 付 謹 渡 割 額	22
中 間 納 付 謹 渡 割 額	23
既 確 定 謹 渡 割 額	24
差 引 納 付 謹 渡 割 額	25
消費税及び地方消費税の合計	28
	399,200

[簡易課税の営む事業の変更 (消費税率 5%)]

- 1 種類の事業の専業者の場合、「付表 5」の 7~17 の金額を入力すると、2 種類以上の事業を営む事業者として申告書が作成されます。
- 2 種類以上の事業を営む事業者の場合、「付表 5」の 7~17 の金額をすべて削除しても、1 種類の事業の専業者のみなし仕入率を入力することができないため「付表 5」の「⑤ 控除対象仕入税額」が計算されず、申告書が正しく作成されません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.10 金額修正を解除する

『決算業務』>『消費税申告書』>『申告書・付表』>『金額修正』>『金額修正解除』
金額修正を解除する手順について説明します。

1 [金額修正解除]

2 金額修正はすべて解除されます。
よろしいですか？

3 [はい]

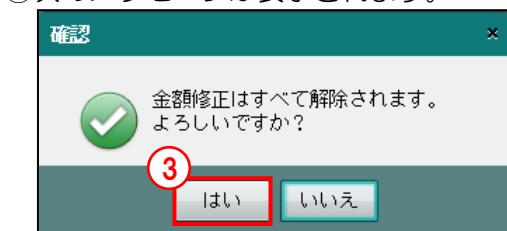
4 [更新]

5 [?] [?] [更新] [キャンセル]



① [金額修正解除] ボタンをクリックします。

②次のメッセージが表示されます。



③ [はい] ボタンをクリックします。修正前の金額に戻ります。

④ [更新] ボタンをクリックします。

⑤ [戻る] ボタンをクリックし、『申告書・付表』画面に戻ります。

⑥再計算処理が自動実行され、金額修正が解除されます。

3.1.11 申告書・付表の入力項目

確定申告書の消費税区分ごとの入力画面、および中間申告書の入力画面について説明します。

3.1.11.1 「原則課税」の申告書・付表の入力項目

原則課税の場合に [申告書・付表] ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書（一般）] タブ

- 申告書（一般）で入力した内容は、消費税及び地方消費税の申告書（一般用）に反映されます。

申告書（一般）		別表	付表2	選付申告明細1/2	選付申告明細2/2
平成 年 月 日	四〇一〇〇一〇〇	税務署長印			
納 税 地	東京都新宿区四〇一〇〇一〇〇 △ビル1F (電話番号 03 - 3000 - 0001)				
名 称	○○商店				
又 は 屋 号	○○商店				
代 表 者 氏 名	太郎				
自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日	課税期間分の消費税額及び地方消費税の確定	申告書	中間申告	自 平成 年 月 日	
この申告書による消費税の税額の計算					
課 税 標 準 額 1	69,077,000	対象期間	中間申告	自 平成 年 月 日	
消 費 税 額 2	4,351,851	至 平成 年 月 日			
控除過大調整税額 3					
控除対象仕入税額 4	1,456,507				
控除等対価に係る税額 5					
控除税額 6					
控除税額 7	1,456,507				
控除不足還付税額 8					
差 引 税 額 9	9,805,300				
① 区 分 課 税 標 準 額 消 費 税 額					
50,000 千円					

[別表] タブ

- 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書に反映されます。
- 課税売上割合が95%未満で特定課税仕入の取引金額がある場合に表示されます。

申告書（一般）		別表	付表2	選付申告明細1/2	選付申告明細2/2
平成 年 月 日	四〇一〇〇一〇〇	税務署長印			
納 税 地	東京都新宿区四〇一〇〇一〇〇 △ビル1F (電話番号 03 - 3000 - 0001)				
名 称	○○商店				
又 は 屋 号	○○商店				
代 表 者 氏 名	太郎				
自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日	課税期間分の消費税額及び地方消費税の確定	申告書	中間申告	自 平成 年 月 日	
この申告書による消費税の税額の計算					
課 税 標 準 額 1	69,077,000	対象期間	中間申告	自 平成 年 月 日	
課 税 標 準 額 2	66,552,445	至 平成 年 月 日			
特定課税仕入れに係る支払対価の額 3	2,525,310				
控除対価に係る税額 4					
控除税額 5					
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 6					
② 区 分 3 % 分 4 % 分 8.3 % 分					
60,000,000					

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

[付表1] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

課税期間		28・1・1 ~ 28・12・31	氏名又は名称	
			税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B
			税率 8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
1 の 内 訳	課税資産の譲渡等の対価の額	1	15,982,000	51,596,000
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	2		66,978,000
5 の 内 訳	消 費 税 額	2	615,280	3,250,548
	控 除 通 大 調 整 税 額	3		3,865,828
控 除 税	控 除 対 象 仕 入 税 額	4		1,297,413
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	5		1,297,413
5 の 内 訳	売上げの返還等対価に係る税額	5		
	特定課税仕入れの返還に係る税額	2		
控 除 税	貸 倒 れ に 係 る 税 額	6		
	控 除 税 額 小 計	7		1,297,413

[付表2] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表に反映されます。

課税期間		28・1・1 ~ 28・12・31	氏名又は名称	
			金	額
課 税 資 産	課 税 元 上 領 (税抜き)	1	66,552,445	
	免 稅 売 上 領	2		
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額	3			
	課 税 資 産 の 諸 減 等 の 対 価 の 額	4	66,552,445	
課 税 資 産 の 諸 減 等 の 対 価 の 額	5	66,552,445		
	非 課 税 売 上 領	6	4,000,000	
資 産 の 諸 減 等 の 対 価 の 額	7	70,552,445		
	課 税 売 上 領 合 計	8	94.33 %	
課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税込み)	9	22,241,381		
	課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	10	1,297,413	
特 定 課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額	11	2,525,310		
	特 定 課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	12	158,094	
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	13			
	納 税 事 務 の 变 更 に よ る 消 費 税 額 の 調 整	14	1,456,507	
課 税 仕 入 に 係 る 税 額 の 合 計 額	15			
	課税売上高から億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	16		
課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税込み)	17	1,456,507		
課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	18			

[付表2- (2)] タブ

- 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

課税期間		28・1・1 ~ 28・12・31	氏名又は名称	
			税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B
			税率 8.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課 税 資 産	課 税 売 上 額 (税抜き)	1	15,382,877	51,596,870
	免 税 売 上 額	2		66,979,747
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額	3			
	課 税 資 産 の 諸 減 等 の 対 価 の 額	4	66,979,747	
課 税 資 産 の 諸 減 等 の 対 価 の 額	5	66,979,747		
	非 課 税 売 上 額	6	4,000,000	
資 産 の 諸 減 等 の 対 価 の 額	7	70,979,747		
	課 税 売 上 割 合	8	94.36 %	
課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税込み)	9	22,241,381		
	課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	10	1,297,413	
特 定 課 税 仕 入 に 係 る 支 払 対 価 の 額	11			
	特 定 課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 額	12		
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	13			
	納 税 事 務 の 变 更 に よ る 消 費 税 額 の 調 整	14	1,297,413	
課 税 仕 入 に 係 る 税 額 の 合 計 額	15	1,297,413		

[還付申告明細 1/2] タブ

- ・消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

消費税計算情報 > 申告書選択 > **申告書・付表** > 入力完了 > 会計連動

申告書(一般) 付表1 付表2-(2) **還付申告明細1/2** 還付申告明細2/2

課税期間 28.1.1 ~ 28.12.31 住所 東京都新宿区四谷○-〇〇-〇
△△ビル1F
氏名 OO太郎

1 還付申告となつた主な理由(該当する事項に○印を付してください。)
 輸出等の免税取引の割合が高い
 資本投資(高額な固定資産の購入等)

□ その他

2 課税売上げ額に係る事項
 (1) 主な課税資産の競價等(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	課税年度	取引金額等	取引先の氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
		▼		
		▼		
		▼		
		▼		
		▼		

□ チェック完了

[還付申告明細 2/2] タブ

- ・消費税の還付申告に関する明細書に反映されます。

消費税計算情報 > 申告書選択 > **申告書・付表** > 入力完了 > 会計連動

申告書(一般) 付表1 付表2-(2) **還付申告明細1/2** 還付申告明細2/2

3 課税仕入れに係る事項
 (1) 仕入金額等の明細

区分	分	イ 決 算 額	口 左のうち課税仕入れにならないもの	(イ - 口) 課税仕入高	
事 業 債	仕 入 全 額	1			
	必 要 経 費	2			
	固定資産等の取得価格	3			
	小 計	4			
不 動 産 債	必 要 経 費	5			
	固定資産等の取得価格	6			
	小 計	7			
	仕 入 全 額	8			
必 要 経 費	9				
固定資産等の取得価格	10				
小 計	11				
課 税 仕 入 高 の 合 計 額	12	4. 7. 11 の 合 計 額 を 書 いて く だ さ い。			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額	13	12の金額に対する消費税率 【参考金額】(付表2、付表2-(2)の③の金額)			

□ チェック完了

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.11.2 「簡易課税」の申告書・付表の入力項目

簡易課税の場合に【申告書・付表】ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書(簡易)] タブ

- 消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)に反映されます。

The screenshot shows the 'Declaration Book (Simplified)' tab selected. It displays the following information:

- 纳税人情報 (Taxpayer Information):** 年月日: 平成28年1月1日, 税務署長殿, 東京都新宿区四谷○-○○-○, 納税地: △△ビル1F, (電話番号: 99-9999-9999), (フリガナ: フルカク), (氏名: ○○商店), 又は屋号: (フリガナ: フルカク), (氏名: ○○太郎).
- 申告書登録 (Declaration Book Registration):** 送付不要欄に「要整理番号: 20000001」が記載されている.
- 課税期間分の消費税及び地方消費税の額の算定 (Calculation of consumption tax and local consumption tax amounts for the taxable period):**

課税標準額	1	28,531,000
消費税額	2	1,671,453
貸倒回収に係る消費税額	3	
控除対象仕入税額	4	1,504,307
返還等対価に係る税額	5	
貸倒れに係る税額	6	
控除税額小計	7	1,504,307
- 中間申告 (Mid-period declaration):** 年月日: 平成28年12月31日, 対象期間: 年月日: 平成28年1月1日から平成28年12月31日.
- 割賦基準の適用 (Proportionality principle application):** 各種基準の適用状況が示されている.
- 現金主義会計の適用 (Cash basis accounting application):** 現金主義会計の適用が確認されている.
- 消費税額計算の特例適用 (Exceptional application of consumption tax calculation):** 第1種: 26,531, 第2種: 100.0.

[付表4] タブ

- 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

The screenshot shows the 'Table 4' tab selected. It displays the following information:

課税期間 (Taxable Period)	28.1.1 ~ 28.12.31	氏名又は名称	△△太郎		
区分 (Category)	分 (Sub-category)	税率 3%適用分 A	税率 4%適用分 B	税率 6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課税標準額 (Taxable standard amount)	1		12,891,000	26,531,000	39,522,000
消費税額 (Consumption tax amount)	2		519,840	1,671,453	2,191,293
貸倒回収に係る消費税額 (Consumption tax amount related to write-off recovery)	3				
控除対象仕入税額 (Tax amount of deductible purchase)	4		487,876	1,504,307	1,992,183
返還等対価に係る税額 (Tax amount related to return or compensation)	5				
貸倒れに係る税額 (Tax amount related to write-off)	6				
控除税額小計 (Total deduction tax amount)	7		487,876	1,504,307	1,992,183
控除不足還付税額 (Tax amount for insufficient deduction)	8				
合計 (Total)	9		519,840	1,671,453	2,191,293

[付表5] タブ

- 控除対象仕入税額の計算表に反映されます。
- 課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業(卸売業)」から「第六種事業(不動産業)」まで表示されます。

The screenshot shows the 'Table 5' tab selected. It displays the following information:

課税期間 (Taxable Period)	28.1.1 ~ 28.12.31	氏名又は名称	△△太郎
項目 (Item)	目 (Sub-item)	金額 (Amount)	
課税標準額に對する消費税額	1	1,671,453	
貸倒回収に係る消費税額	2		
売上対価の返還等に係る消費税額	3		
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	1,671,453	
1種類の事業の専業者の場合 4×みなし仕入率 90%	5	1,504,307	
区分 (Category)	事業区分別の課税売上高(税抜き)	左の課税売上高に係る消費税額	
課税売上高に係る事業区分の合計額	6		
第一種事業(卸売業)	7	14	
第二種事業(小売業)	8	15	
第三種事業(製造業等)	9	16	
第四種事業(その他)	10	17	
第五種事業(サービス業等)	11	18	
第六種事業(不動産業)	12	19	
控除対象仕入税額の計算式	20		
原則計算式: 売上額 × 通ずる場合	21		
1種類の事業で 75%以上 4×みなし仕入率	21		

- 課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

課税期間		27・1・1 ~ 27・12・31	氏名又は名称	△△ 太郎
項目				
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	1		全 额	1,671,453
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	2			
売 上 対 値 の 返 減 等 に 係 る 消 費 税 額	3			
控 除 対 象 仕 入 稅 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 消 費 税 額	4			1,671,453
1 種 類 の 事 業 者 の 場 合 4 × み な し 仕 入 率	90%	5		1,504,307
課 税 区 分 別 の 合 計 額				
事 業 区 分 別 の 合 計 額	6		売 上 割 合 %	12
第一種事業（卸売業）	7			13
第二種事業（小売業）	8			14
第三種事業（製造業等）	9			15
第四種事業（その他）	10			16
第五種事業（サービス業等）	11			17
控 除 対 象 仕 入 税 額 の 計 算 式 区 分				
原 則 計 算 を 通 用 す る 場 合	18		算 出 額	
1 種 類 の 事 業 で 75% 以 上 4 × み な し 仕 入 率	19			

[付表5- (2) 1/2] タブ

- 付表5- (2) 控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。
- 課税期間の開始が平成27年4月1日以降の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第六種事業（不動産業）」まで表示されます。

課税期間		28・1・1 ~ 28・12・31	氏名又は名称	△△ 太郎
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課 税 標 準 額 に 対 す る 消 費 税 額	1	519,640	1,671,453	2,191,093
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	2			
売 上 対 値 の 返 減 等 に 係 る 消 費 税 額	3			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	519,640	1,671,453	2,191,093
II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
4 × み な し 仕 入 率 80%	5	467,676	1,504,307	1,971,983
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の割増				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	6			売 上 割 合
第一種事業（卸売業）	7			
第二種事業（小売業）	8			
第三種事業（製造業等）	9			
第四種事業（その他）	10			
第五種事業（サービス業等）	11			
第六種事業（不動産業）	12			
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

- 課税期間の開始が平成27年3月31日以前の場合は、「課税売上高に係る計算」に「第一種事業（卸売業）」から「第五種事業（サービス業等）」まで表示されます。

課税期間		27・1・1 ~ 27・12・31	氏名又は名称	△△ 太郎
I 控除対象仕入税額の計算による消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額 貯蔵倒回収に係る消費税額 売上対価の追還等に係る消費税額 控除対象仕入税額の計算による消費税額	1 2 3 4	519,640 519,640	1,547,595 1,547,595	2,067,235 2,067,235
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
4×みなし仕入率 90%	5	467,676	1,392,835	1,860,511
III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額				
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の割当				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額 第一種事業 (卸売業) 第二種事業 (小売業) 第三種事業 (製造業等) 第四種事業 (その他の) 第五種事業 (サービス業等)	6 7 8 9 10 11			売上割合
(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				

[付表5-(2)2/2] タブ

- 付表5-(2)控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕に反映されます。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
$\frac{4 \times みなし仕入率}{(14 \times 90\% + 15 \times 80\% + 16 \times 70\% + 17 \times 60\% + 18 \times 50\% + 19 \times 40\%)} = 20$				
ロ 特例計算を適用する場合 (イ) 1種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
$\frac{(70/60 \times 80/60 \times 90/60 \times 100/60 \times 110/60 \times 120/60)}{(70+80+90+100+110+120)} = 75\%$	21			
(ロ) 2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 $(70+80)/60 \geq 75\%$	$4 \times \frac{14 \times 90\% + (18-14) \times 80\%}{(70+80)} = 22$			
第一種及び第三種事業 $4 \times \frac{14 \times 90\% + (18-14) \times 70\%}{(70+80)} = 23$				

3.1.11.3 中間申告書の申告書・付表の入力項目

中間申告の場合に【申告書・付表】ナビボタンに表示されるタブの内容は、次のとおりです。

[申告書(第26号様式)] タブ

- 第26号様式の消費税及び地方消費税の中間申告書に反映されます。

納税地	東京都新宿区四谷〇-〇〇-〇 △△ビル1F (電話番号99-9999-9999)	年月日	整理番号	2000001
名	(フリガナ) 張り出さず 姓 ○○商店	税務署長印	前課税期間	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
又は屋号	通 信 日 付 印 印鑑印 番号確認	の年月日	平成 年 月 日	
個人番号	税 年 月 日	前課税期間	545,700	
又は***** 法人番号	の消費税額	中間申告	自平成28年1月1日	
(フリガナ) 張り出さず 代表者氏名	対象期間	至平成28年6月30日	前課税期間	6
又は氏名	月次換算	の消費税額	× 12	
(付記名稱)	納付すべき	272,800		
税理士 署名押印	消費税額			
	内付すべき 方	73,600		
	地方消費税			
	消費税等の 合計納付税額	346,400		

※ 平成26年4月1日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に63分の17を乗じた金額が表示されます。
※ 平成26年3月31日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に100分の25を乗じた金額が表示されます。

[納付すべき地方消費税]

- 平成26年4月1日以後に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に63分の17を乗じた金額が表示されます。
- 平成26年3月31日以前に開始する課税期間の中間申告書は、「納付すべき消費税額(国税分)」に100分の25を乗じた金額が表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.12 マイナス金額発生時の計算および出力

『ネット de 記帳』では、課税売上高より売上対価の返還が大きく、結果として課税売上高がマイナス金額になった場合、国税庁から指示により、特定の項目についてはマイナス金額をゼロに置き換えて印刷します。

マイナス金額が発生した場合の計算方法およびマイナス金額をゼロに置き換える項目について説明します。

-  → 「3.1.12.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法」参照
-  → 「3.1.12.2 簡易課税「付表 4」の計算方法」参照
-  → 「3.1.12.3 簡易課税「付表 5」の計算方法」参照
-  → 「3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）」参照
-  → 「3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

3.1.12.1 簡易課税「付表 5- (2)」の計算方法

簡易課税の「付表 5- (2)」の計算方法について説明します。

- ・「(5) (4) ×みなし仕入率」の計算方法
 - ・ (5) の D 欄は、(4) にみなし仕入率を掛けた計算します。
(例)

$$(5) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times \text{みなし仕入率}$$

$$(5) \text{ D 欄} = 667,793 \times 90\% = 601,013$$

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1	40,000	630,000	670,000
貸倒回収に係る消費税額	2	2,612		2,612
売上対価の返還等に係る消費税額	3		4,819	4,819
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	42,612	625,181	667,793

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
4 × みなし仕入率 90%	5	38,350	562,662	601,013

- 「(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計」の計算方法
 - (6) の A～C 欄は、(7)～(12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
 - (6) の D 欄は、A～C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。
- 「(7)～(12) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細」の計算方法
 - (7)～(12) の D 欄は、A～C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額					
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	6		670,000	30,800,000	31,470,000
第一種事業 (卸売業)	7		950,000	-700,000	250,000
第二種事業 (小売業)	8		1,000,000		1,000,000
第三種事業 (製造業等)	9		2,000,000	31,000,000	33,000,000
第四種事業 (その他)	10		-3,400,000		-3,400,000
第五種事業 (サービス業等)	11		20,000		20,000
第六種事業 (不動産業)	12		100,000	500,000	600,000

- 「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
 - (13) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
 - (13) の D 欄は、(14)～(19) の D 欄がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて合計します。
- 「(14)～(19) 第一種事業（卸売業）～第六種事業（不動産業）」の計算方法
 - (14)～(19) の D 欄は、A～C 欄がマイナス金額の場合、マイナスで合計します。

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細					
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額		13	162,800	1,984,500	2,109,300
第一種事業 (卸売業)		14	38,000	-44,100	-6,100
第二種事業 (小売業)		15	40,000		40,000
第三種事業 (製造業等)		16	80,000	1,953,000	2,033,000
第四種事業 (その他)		17	-136,000		-136,000
第五種事業 (サービス業等)		18	800		800
第六種事業 (不動産業)		19	4,000	31,500	35,500

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

- 「(20) 原則計算を適用する場合」の計算方法

- (20) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$(20) \text{ B 欄} = (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + (15) \text{ B 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄}$$

$$(13) \text{ B 欄} : 120,000 \text{ 円}$$

$$(14) \text{ B 欄} : 0 \text{ 円 } (-40,000 \text{ 円})$$

$$(15) \text{ B 欄} : 120,000 \text{ 円}$$

$$(20) \text{ B 欄} = 80,800 \times ((0 \times 90\% + 120,000 \times 80\%) \text{ (切捨て)} \div 120,000)$$

$$\text{(切捨て)} = 64,640$$

- (20) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(13)～(19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$(20) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + (15) \text{ D 欄} \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

$$(13) \text{ D 欄} : 836,000 \text{ 円}$$

$$(14) \text{ D 欄} : 86,000 \text{ 円}$$

$$(15) \text{ D 欄} : 750,000 \text{ 円}$$

$$(20) \text{ D 欄} = 836,800 \times ((86,000 \times 90\%) \text{ (切捨て)} + 750,000 \times 80\%) \text{ (切捨て)}$$

$$\div 836,000) \text{ (切捨て)} = 678,048$$

③ 控除対象仕入税額の計算式区分の明細				
イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
$\frac{4}{14} \times \frac{み}{90\%} + \frac{5}{15} \times 80\% + \frac{6}{16} \times 70\% + \frac{7}{17} \times 60\% + \frac{8}{18} \times 50\% + \frac{9}{19} \times 40\% = 20$		64,640	617,400	678,048
□ 特例計算を適用する場合				

- (20) 計算方法の(例 1) および(例 2) の計算の元となる金額

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額	1	80,000	756,000	836,000
貸倒回収に係る消費税額	2	800		800
売上対価の返還等に係る消費税額	3			
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	4	80,800	756,000	836,800

(中略)

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事業区分別の合計額	13	120,000	756,000	836,000
第一種事業(卸売業)	14	-40,000	128,000	88,000
第二種事業(小売業)	15	120,000	630,000	750,000
第三種事業(製造業等)	16			
第四種事業(その他)	17			
第五種事業(サービス業等)	18			
第六種事業(不動産業)	19			

- ・「(22)～(36) (口) 2種類の事業で75%以上」の計算方法
 - ・(22)～(36) の A～C 欄は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

(例 1)

$$(22) \text{ B 欄} = (4) \text{ B 欄} \times ((14) \text{ B 欄} \times 90\% + ((13) \text{ B 欄} - (14) \text{ B 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ B 欄}$$

(13) B 欄 : 120,000 円

(14) B 欄 : 0 円 (-40,000 円)

$$(22) \text{ B 欄} = 80,800 \times (0 \times 90\% + (120,000 - 0) \times 80\% \text{ (切捨て)}) \div 120,000 \\ \text{(切捨て)} = 64,640$$

- ・(22)～(36) の D 欄は、貸倒回収に係る消費税額がある場合、または課税売上高より売上対価の返還が大きい事業がある場合は、(14)～(19) の D 欄で計算します。

(例 2)

$$(22) \text{ D 欄} = (4) \text{ D 欄} \times ((14) \text{ D 欄} \times 90\% + ((13) \text{ D 欄} - (14) \text{ D 欄}) \times 80\%) \div (13) \text{ D 欄}$$

(13) D 欄 : 930,500 円

(14) D 欄 : 86,000 円

$$(22) \text{ D 欄} = 931,300 \times (86,000 \times 90\% \text{ (切捨て)} + (930,500 - 86,000) \times 80\% \text{ (切捨て)}) \div 930,500 \text{ (切捨て)} = 753,647$$

(口) 2種類の事業で75%以上		控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
第一種及び第二種事業 (7D+8D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 80\%}{13}$	22		64,640	693,000	753,647
第一種及び第三種事業 (7D+9D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 70\%}{13}$	29				
第一種及び第四種事業 (7D+10D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 60\%}{13}$	24				
第一種及び第五種事業 (7D+11D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 50\%}{13}$	25				
第一種及び第六種事業 (7D+12D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{14 \times 90\% + (13 - 14) \times 40\%}{13}$	26				
第二種及び第三種事業 (8D+9D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 70\%}{13}$	27				
第二種及び第四種事業 (8D+10D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 60\%}{13}$	28		64,640	636,300	708,908
第二種及び第五種事業 (8D+11D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 50\%}{13}$	29				
第二種及び第六種事業 (8D+12D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{15 \times 80\% + (13 - 15) \times 40\%}{13}$	30				
第三種及び第四種事業 (9D+10D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 60\%}{13}$	31				
第三種及び第五種事業 (9D+11D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 50\%}{13}$	32				
第三種及び第六種事業 (9D+12D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{16 \times 70\% + (13 - 16) \times 40\%}{13}$	33				
第四種及び第五種事業 (10D+11D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 50\%}{13}$	34				
第四種及び第六種事業 (10D+12D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{17 \times 60\% + (13 - 17) \times 40\%}{13}$	35				
第五種及び第六種事業 (11D+12D)/BD ≥ 75%	4 × $\frac{18 \times 50\% + (13 - 18) \times 40\%}{13}$	36				

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

- (22) 計算方法の（例1）および（例2）の計算の元となる金額

I 指定対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課 税 標 準 額 に 對 す る 消 費 稅 額	1	80,000	850,500	930,500
貸 倒 回 収 に 關 す る 消 費 稅 額	2	800		800
売 上 対 價 の 返 還 等 に 關 す る 消 費 稅 額	3			
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額	4	80,800	850,500	931,300

(中略)

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率8.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
事 業 区 分 別 の 合 計 額	13	120,000	850,500	930,500
第 一 種 事 業 (卸 売 業)	14	-40,000	126,000	86,000
第 二 種 事 業 (小 売 業)	15	120,000	630,000	750,000
第 三 種 事 業 (製 造 業 等)	16			
第 四 種 事 業 (そ の 他)	17		94,500	94,500
第 五 種 事 業 (サー ビス 業 等)	18			
第 六 種 事 業 (不 動 产 業)	19			

3.1.12.2 簡易課税「付表4」の計算方法

簡易課税の「付表4」の計算方法について説明します。

- 「(7) 控除税額小計」の計算方法

- (7) A～C欄は、(4)がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。
- (7) D欄は、(4)D欄+(5)D欄+(6)D欄で計算します。

控除額	控除対象仕入税額	4		-36,000	567,000	531,000
返還等対価に係る税額		5				
貸倒れに係る税額		6		20,000		20,000
控除税額小計	7			20,000	567,000	551,000

- 「(8) 控除不足還付税額」または「(9) 差引税額」の計算方法

- (9) D欄=(2)D欄+(3)D欄-(7)D欄

区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計D (A+B+C)
課税標準額	1		-1,000,000	10,000,000	9,000,000
消費税額	2		-40,000	630,000	590,000
貸倒回収に係る消費税額	3				
控除額	控除対象仕入税額	4	-36,000	567,000	531,000
返還等対価に係る税額	5				
貸倒れに係る税額	6		20,000		20,000
控除税額小計	7		20,000	567,000	551,000
控除不足還付税額	8		60,000		
差引税額	9			63,000	39,000
合計差引税額	10				39,000

- (9) D欄がマイナス金額の場合、(7)D欄-(2)D欄-(3)D欄の金額を(8)D欄に表示します。(9)D欄には何も表示しません。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.12.3 簡易課税「付表5」の計算方法

簡易課税の「付表5」の計算方法について説明します。

- ・「(6) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の合計」の計算方法
 - ・(6) は、(7)～(12) がマイナス金額の場合、マイナスで計算します。
- ・「(13) 事業区分別の合計」の計算方法
 - ・(13) は、(14)～(19) がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて計算します。

種類 2 上 高に 係る 計 算 以 上	区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額	
		事業区分別の合計額	売上割合%	左の課税売上高に係る消費税額	左の課税売上高に係る消費税額
第一種事業（卸売業）	6	1,480,000	13	94,500	
第二種事業（小売業）	7	1,000,000	87.5	83,000	
第三種事業（製造業等）	8		15		
第四種事業（その他）	9	500,000	33.7	31,500	
第五種事業（サービス業等）	10	-20,000	17	-1,260	
第六種事業（不動産業）	11		18		
	12		19		

3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目（原則課税）

原則課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



→「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

●マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

原則課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 2- (2)

- 「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」のD欄
- 「(7) 資産の譲渡等の対価の額」のD欄

項目	税率 3 %適用分 A	税率 4 %適用分 B	税率 6, 8 %適用分 C	合計 D (A + B + C)
課税売上額（税抜き）	1		-5,000,000	2,000,000
免 稅 売 上 額	2			
非課税資産の輸出等の金額	3			
課税資産の譲渡等の対価の額	4			0
課税資産の譲渡等の対価の額	5			-3,000,000
非課税売上額	6			
資産の譲渡等の対価の額	7			0
課税売上割合				[%]

付表 2

- 「(4) 課税資産の譲渡等の対価の額」
- 「(7) 資産の譲渡等の対価の額」

項目	金額
課税売上額（税抜き）	1 -2,000,000
免 税 売 上 額	2
非課税資産の輸出等の金額	3
課税資産の譲渡等の対価の額	4 0
課税資産の譲渡等の対価の額	5 -2,000,000
非課税売上額	6
資産の譲渡等の対価の額	7 0
課税売上割合	[%]

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）

簡易課税の場合のマイナス金額をゼロに置き換える項目の詳細について説明します。



「3.1.15.4 「簡易課税」の印刷条件設定」参照

●マイナス金額をゼロに置き換えて表示および印刷する項目

簡易課税では以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、ゼロに置き換えて画面表示または申告書を印刷します。

付表 5- (2)

- 「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」のD欄

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
課 税 標 準 領 に 対 す る 消 費 税 額 ①	1		40,000	63,000
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ②	2			
売 上 対 價 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ③			128,000	128,000
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 ④		40,000	-63,000	0

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合計 D (A+B+C)
4 × み な し 仕 入 率 ⑤				

付表 5

- 「(4) 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額」

項 目	金 額
課 税 標 準 領 に 対 す る 消 費 税 額 ①	31,500
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額 ②	
売 上 対 價 の 返 還 等 に 係 る 消 費 税 額 ③	63,000
控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額 ④	0
1種類の事業の専業者の場合 4 × みなし仕入率 ⑤	

●マイナス金額をゼロに置き換えて印刷する項目

簡易課税では、以下の申告書の赤枠内の項目がマイナス金額の場合、画面上は計算結果を確認できるよう、マイナス金額のまま表示します。申告書の印刷では、マイナス金額をゼロに置き換えます。また、印刷条件の設定により、金額確認用としてマイナス金額で印刷することができます。

消費税申告書（簡易課税）

- 参考事項「第1種」～「第6種」の課税売上高

この申告書による消費税の税額の計算		付 計 事 業 区 分	割 計 基 準 の 適 用	延 期 間 分	課 税 期 間 分
課 税 標 準 領 ①	消 費 税 額 ②				
貸倒回収による消費税額 ③					
控除対象仕入税額 ④	1 8 3 8 1 3 8 ⑧				
販 売 等 対 價 に 係 る 税 額 ⑤					
税 貸 倒 に 係 る 税 額 ⑥					
控除対象仕入税額 ⑦	1 8 3 8 1 3 8 ⑧				
控除不足額付税額 ⑨					
差 別 税 額 ⑩	4 5 9 5 0 0 ⑪				
中 間 納 付 税 額 ⑫		0 0 ⑬			
付 代 税 額 ⑭	4 5 9 5 0 0 ⑮				
中 間 納 付 税 額 ⑯		0 0 ⑯			
この申告書による消費税の税額の計算	3 6 4 7 1 0 0 0 ⑰	有	無	31	32
消 費 税 額 ⑱	2 2 9 7 6 7 3 ⑲	有	無	33	34
課 税 標 準 領 ⑳	1 8 3 8 1 3 8 ⑳	有	無	35	36
消 費 税 額 ㉑	9 1 3 ⑳	有	無	37	38
課 税 標 準 領 ㉒	33,312 ㉒	有	無	39	40
消 費 税 額 ㉓	3,324 ㉓	有	無	41	42
課 税 標 準 領 ㉔	0 ㉔	有	無	43	44
消 費 税 額 ㉕	0 ㉕	有	無	45	46
特 別 計 算 適 用 (令 5 7 ㉖)	有	無	47		

付表4

- 「(4) 控除対象仕入税額」のA～D欄
- 「(7) 控除税額小計」のA～D欄

控除対象仕入税額	④	(付表5-12)の②A欄 又は③A欄の金額)	(付表5-12)の②B欄 又は③B欄の金額)	(付表5-12)の②C欄 又は③C欄の金額)	(付表5-12)の②D欄又は③D欄の金額) ※申告書の④欄へ
返還等対価に係る税額	⑤	※付表5-12)の②A欄へ	※付表5-12)の②B欄へ	※付表5-12)の②C欄へ	※付表5-12)の②D欄及び申告書の④欄へ
貸倒れに係る税額	⑥				※申告書の④欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			1,854,720	1,846,816

付表5- (2) 1/2

- 「(4) 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」のA～D欄
- 「(5) (4) ×みなし仕入率」のA～D欄

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	
課税標準額に係る消費税額 ①	(付表4の③A欄) 円	(付表4の③B欄) 円 -9,880	(付表4の③C欄) 円 2,318,400	(付表4の③D欄) 円 2,308,520	
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表4の③A欄) 円	(付表4の③B欄) 円	(付表4の③C欄) 円	(付表4の③D欄) 円	
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表4の③A欄) 円	(付表4の③B欄) 円	(付表4の③C欄) 円	(付表4の③D欄) 円	
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)	④		0	2,318,400	2,308,520

II 1種類の事業の専業者の場合の控除対象仕入税額					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)	⑤	※付表4の③A欄へ 円	※付表4の③B欄へ 円	※付表4の③C欄へ 円	※付表4の③D欄へ 円

- 「(6)～(12) 事業区分別の課税売上高（税抜き）の明細」のD欄
- 「(14)～(19) 第一種事業～第六種事業」のA～D欄

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額					
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	
事業区分別の合計額 ⑥	円	円 -247,619	円 36,800,925	円 36,553,306	売上 割合 %
第一種事業 (卸売業) ⑦				※申告書「事業区分」欄へ %	
第二種事業 (小売業) ⑧		円 -647,619	円 33,312,037	円 32,664,418	89.3
第三種事業 (製造業等) ⑨				※ #	
第四種事業 (その他) ⑩		円 342,857	円 3,324,074	円 3,666,931	10.0
第五種事業 (サービス業等) ⑪		円 57,142	円 164,814	円 221,956	0.6
第六種事業 (不動産業) ⑫				※ #	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細					
項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	合 計 D (A+B+C)	
事業区分別の合計額 ⑬	円 15,999	円 2,318,457	円 2,308,552		
第一種事業 (卸売業) ⑭					
第二種事業 (小売業) ⑮		0	2,098,658	2,072,754	
第三種事業 (製造業等) ⑯					
第四種事業 (その他) ⑰		円 13,714	円 209,416	223,130	
第五種事業 (サービス業等) ⑱		円 2,285	円 10,383	12,668	
第六種事業 (不動産業) ⑲					

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

付表 5- (2) 2/2

・付表 5- (2) の 2 ページ目のすべての項目

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細 イ 原則計算を適用する場合				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分A	税率4%適用分B	税率6.3%適用分C	合計D(A+B+C)
①×みなし仕入率 $\left(\frac{③ \times 90\% + ④ \times 80\% + ⑤ \times 70\% + ⑥ \times 60\% + ⑦ \times 50\% + ⑧ \times 40\%}{⑨} \right) \times ⑩$	円 0	円 0	円 1,809,766	円 1,798,390
ロ 特例計算を適用する場合				
(イ) 1種類の事業で75%以上	税率3%適用分A	税率4%適用分B	税率6.3%適用分C	合計D(A+B+C)
②×(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) × 75% ③×みなし仕入率 (90% ⑨% 70%、 60%、 50%、 40%)	円 0	円 0	円 1,854,720	円 1,846,816
(ロ) 2種類の事業で75%以上				
控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分A	税率4%適用分B	税率6.3%適用分C	合計D(A+B+C)
第一種及び第二種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第一種及び第三種事業 ③+④+⑥+⑦+⑧ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第一種及び第四種事業 ③+④+⑤+⑦+⑧ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第一種及び第五種事業 ③+④+⑤+⑥+⑧ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第一種及び第六種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第二種及び第三種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第二種及び第四種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 1,810,805
第二種及び第五種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 1,799,656
第二種及び第六種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 1,776,077
第三種及び第四種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第三種及び第五種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第四種及び第五種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第四種及び第六種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
第五種及び第六種事業 ③+④+⑤+⑥+⑦ ≥ 75%	円 0	円 0	円 0	円 0
ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額				
項目	税率3%適用分A	税率4%適用分B	税率6.3%適用分C	合計D(A+B+C)
選択可能な計算式区分 (⑩ ~ ⑪) の内から選択した金額	円 0	円 0	円 1,854,720	円 1,846,816

付表 5

- 「(7) ~ (12) 第一種事業～第六種事業」の事業区分別の課税売上高（税抜き）
- 「(14) ~ (19) 第一種事業～第六種事業」の左の課税売上高に係る消費税額

課税 売上 高に 係る 消費 税額 の 計 算 2 種 類 以 上 の	区 分	事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額 円 2,308,074
		合計額 円 36,471,296	売上 割合 % 13	
第一種事業（卸売業） ⑦	※申告書「事業区分」欄へ	% 14		
第二種事業（小売業） ⑧	※ 33,312,037	91.3 15		2,098,658
第三種事業（製造業等） ⑨	※ 0	0 16		0
第四種事業（その他） ⑩	※ 3,324,074	9.1 17		209,416
第五種事業（サービス業等） ⑪	※ 0 18	0 19		0
第六種事業（不動産業） ⑫	※ 0	0 19		0

3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする

『決算業務』 > 『消費税申告書』 > 『申告書・付表』 > 『電子申告チェック』

入力内容が国税電子申告および納税システム（e-Tax）の電子申告データの仕様に適合しているかをチェックする手順について説明します。チェックには、2つの方法があります。

●アプリケーションツールバーの【電子申告チェック】ボタンをクリックする

The screenshot shows the 'Netto de Kiseki' application window. At the top, there's a toolbar with various icons. The second icon from the left is highlighted with a red circle and labeled '1'. Below the toolbar, there's a menu bar with '日常業務' (Daily Business), 'マスター関係登録' (Master Record Registration), '決算業務' (Settlement Business), and 'データ関係' (Data Relation). Under '決算業務', there's a sub-menu '申告書' (Declaration Form). The main area displays a declaration form for 'M460001' (Code: M460001, Name: ○○ 太郎, Period: H28 Year 1/1 ~ 12/31). On the right side of the form, there's a sidebar titled 'チェック完了' (Check Completed) which contains several input fields and dropdown menus. The '電子申告チェック' button is located in the toolbar.



① [電子申告チェック] ボタンをクリックします。

② [チェック開始] ボタンをクリックします。

The screenshot shows a dialog box titled '国税電子申告エラーチェック' (National Electronic Declaration Error Check). It has a toolbar with a question mark icon and a green circular icon. The main area is empty, showing a table with columns: NO, 帳票名 (Form Name), ページ (Page), 項目名 (Item Name), エラー内容 (Error Content), 項目内容 (変更前) (Item Content (Before Change)), and 項目内容 (変更後) (Item Content (After Change)). At the bottom right of the dialog box, there is a button labeled 'チェック開始' (Check Start) which is highlighted with a red circle.

③エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。

The screenshot shows a confirmation dialog box with a title '確認' (Confirmation). It features an info icon and the message 'エラーはありませんでした。' (There were no errors.). At the bottom, there is an 'OK' button which is highlighted with a red circle and labeled '4'.

エラーがある場合 → 「3.1.13.2 電子申告エラーチェック」参照

④ [OK] ボタンをクリックします。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

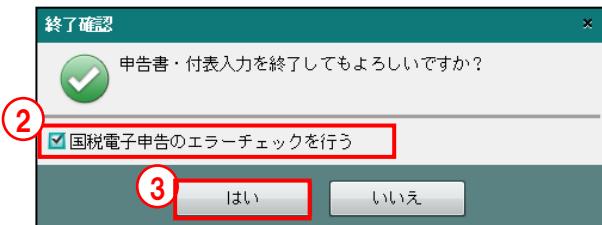
●「終了確認」メッセージで確認する

The screenshot shows the 'Netto de Kiseki' software interface. The main window displays a tax declaration form for the year 2016. The top right corner of the window has a red circle with the number '1' over the close button (X). The interface includes various tabs like '日常業務' (Daily Business), '決算業務' (Financial Accounting), and 'データ関係' (Data Relations). The main area shows tax details such as address, contact information, and tax amounts.



① [X] ボタンをクリックします。

② 「終了確認」メッセージで、[国税電子申告のエラーチェックを行う] にチェックをつけます。



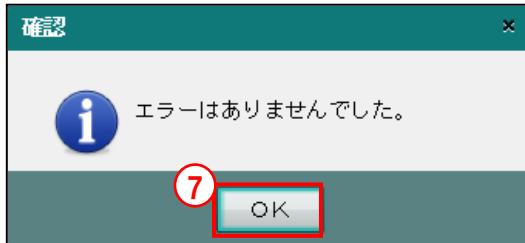
③ [はい] ボタンをクリックします。

④ 「国税電子申告エラーチェック」画面が表示されます。



⑤ [チェック開始] ボタンをクリックします。

⑥エラーが無い場合、次の確認メッセージが表示されます。



[エラーがある場合 ➔ 「3.1.13.2 電子申告エラーチェック」参照](#)

⑦ [OK] ボタンをクリックします。

3 消費税申告書を作成する

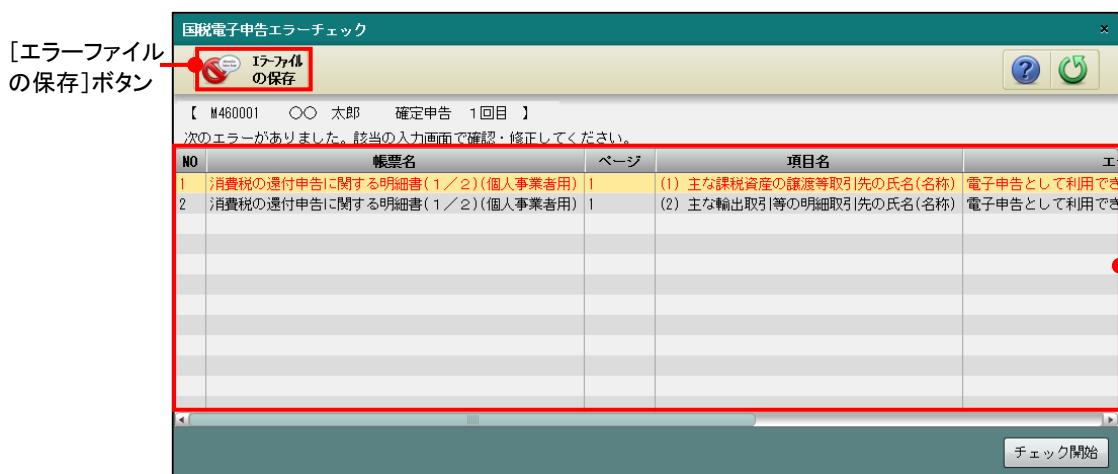
3.1 消費税申告書

3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ

「国税電子申告エラーチェック」画面でチェック処理を行った際、メッセージが表示される場合があります。メッセージの原因および対処方法について説明します。

「エラー」の場合は、文字色が「赤」で表示されます。エラーメッセージの対処方法を確認し、申告書を修正します。エラーがある場合、電子申告はできません。

「警告」の場合は、文字色が「黒」で表示されます。申告書を修正しない場合は、電子申告データの抽出を行うと、チェック結果表示エリアの「項目内容（変更後）」の値で電子申告データが作成されます。



[アプリケーションツールバー]

[エラーファイルの保存] ボタン

- エラー内容をテキストファイルに出力します。

[チェック結果表示エリア]

[NO]

- 連番付番された NO が表示されます。

[帳票名]

- 対象となる帳票名が表示されます。

[ページ]

- 対象となるページが表示されます。

[項目名]

- 対象となる項目名が表示されます。

[エラー内容]

- エラーが発生した原因および電子申告データとして抽出された結果などが表示されます。

[項目内容（変更前）]

- エラーチェック時点で入力されている内容が表示されます。

[項目内容（変更後）]

- エラーの場合、電子申告データとして抽出できない文字が表示されます。
- 警告の場合、電子申告データとして抽出した後に変換される内容が表示されます。

エラー内容	項目内容（変更前）	項目内容（変更後）
電子申告として利用できない値が使用されています。 電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。	岬部 機助 株アイワ工業	使用不可文字：岬 機 株アイワ工業

●エラーメッセージ

メッセージ	原因	対処方法
電子申告として利用できない値が使用されています。	抽出範囲外の値が入力されています。	「項目内容（変更後）」に「使用不可文字：xx」が表示されている場合は、表示された文字を電子申告で使用できる文字に修正します。xxには、入力されている使用不可文字がすべて表示されます。

●警告メッセージ

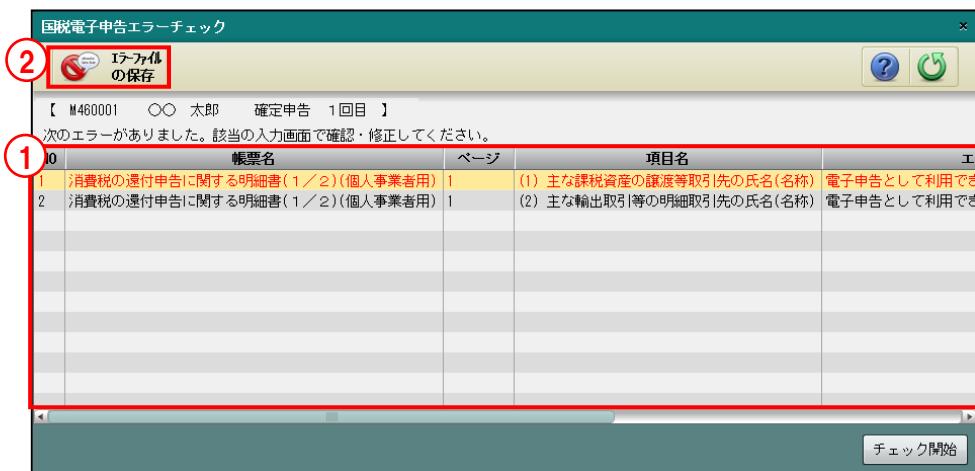
メッセージ	原因	対処方法
電子申告で有効な桁数（〇〇桁）を超えていため切り捨てられます。	抽出可能な桁数（二字数）を超えて内容が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。
電子申告として利用できない文字が含まれているため変更されます。	使用不可である半角カタカナ文字、半角スペースおよび特殊文字が入力されています。	必要に応じて、入力内容を修正します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.13.2 電子申告エラーチェック結果の保存

電子申告エラーチェック結果を保存する手順について説明します。



①国税電子申告エラーチェックでエラーがある場合、『国税電子申告エラーチェック』画面のチェック結果表示エリアにエラーの詳細が表示されます。



→「3.1.13.1 国税電子申告エラーチェックで表示されるメッセージ」

[参照](#)

②エラーの内容をファイルに保存する場合は、[エラーファイルの保存] をクリックします。

③ [保存] ボタンをクリックして、テキストファイルを任意の場所に保存します。

④必要に応じて、エラーとなっている該当画面に戻り、入力内容を確認または修正します。

3.1.14 入力完了にチェックをつける（入力完了ナビボタン）

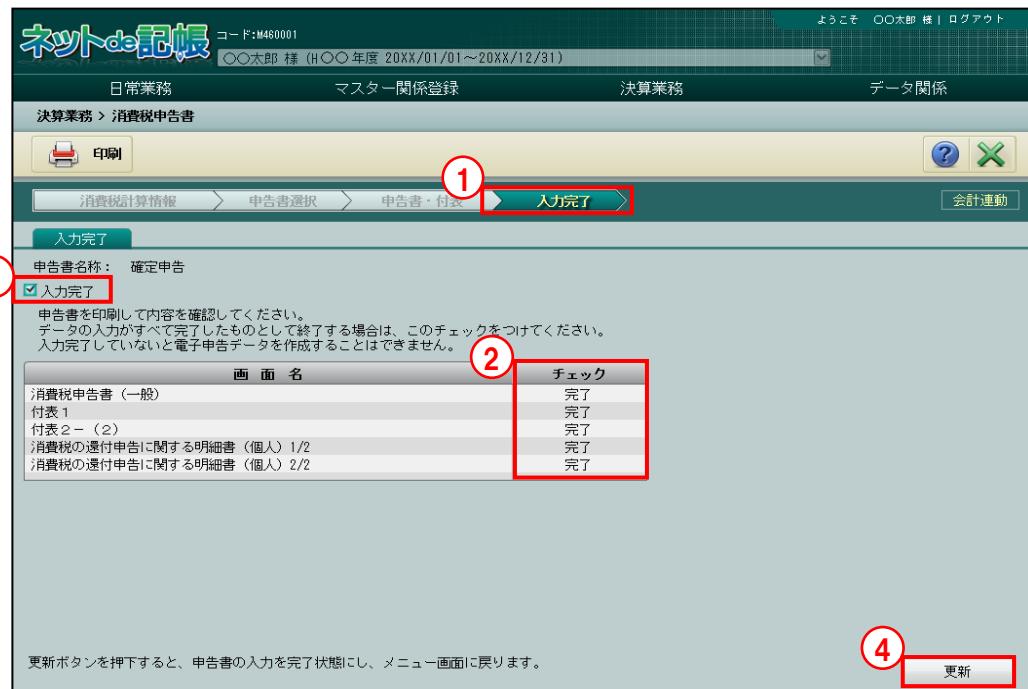
『決算業務』>『消費税申告書』>『入力完了』

すべての申告書および付表の入力が完了したとき、申告書を印刷して内容に問題がないか確認し、「入力完了」にチェックをつけます。

電子申告データを作成する場合は、必ず「入力完了」にチェックをつけます。



「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- ① [入力完了] ナビボタンをクリックします。
- ② チェック欄がすべて「完了」になっていることを確認します。
- ③ [入力完了] にチェックをつけます。
- ④ [更新] ボタンをクリックします。
- ⑤ 次の終了確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



「3.1.13 電子申告データの仕様に適合しているかチェックする」参照



「3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について」参照

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

3.1.14.1 中間申告書の電子申告データ作成について

中間申告書の入力完了時に、電子申告データを任意の中間申告書として作成できるか、通常の中間申告書として作成できるか判定し、作成できる中間申告書に自動で切り替えて電子申告データが作成されます。判定した結果は終了確認メッセージに表示されます。

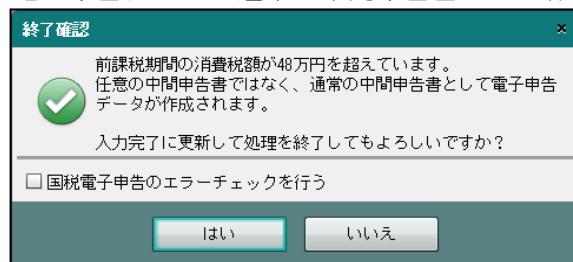
任意の中間申告書を作成する場合は、[消費税計算情報] タブの「中間申告回数」で「任意(年1回)」を選択します。



「3.1.2.1 [消費税計算情報] タブ」参照

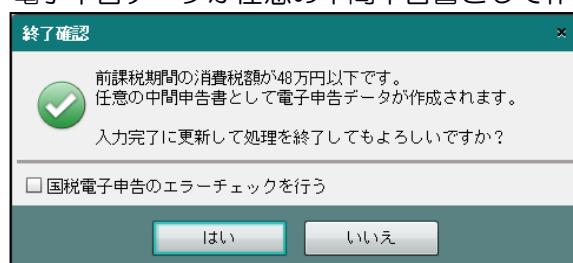
[前課税期間の消費税額が48万円を超えるため任意の中間申告書を作成できない場合]

- ・電子申告データが通常の中間申告書として作成されます。



[前課税期間の消費税額が48万円以下そのため通常の中間申告書を作成できない場合]

- ・電子申告データが任意の中間申告書として作成されます。



月数換算（分母）が12か月未満の場合

月数換算（分母）が12か月未満の場合は、「前課税期間の消費税額」を年換算して判定されます。

3.1.14.2 申告書の参照モード表示

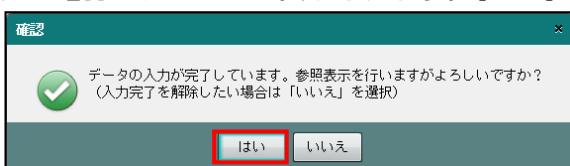
「入力完了」にチェックをつけた後に、申告書を参照モードで表示する手順について説明します。参照モードの場合、決算書を修正することはできません。



[入力完了を解除する](#) ➔ 「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照



- ①入力完了済の申告書は「**申告書選択**」画面の「完了」に「○」が表示されます。
- ②入力完了済の申告書を選択します。
- ③【選択】ボタンをクリックします。
- ④次の確認メッセージが表示されます。[はい] ボタンをクリックします。



[\[いいえ\] を選択した場合](#) ➔

「3.1.14.3 入力完了チェックを解除する」参照

- ⑤「**申告書・付表**」画面が参照モードで表示されます。画面右上に「参照」と表示されます。

3 消費税申告書を作成する

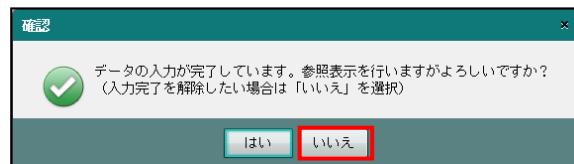
3.1 消費税申告書

3.1.14.3 入力完了チェックを解除する

申告書の「入力完了」を解除して、参照モードから入力モードに変更する手順について説明します。



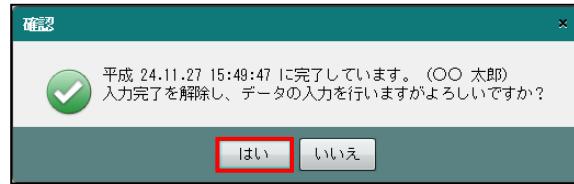
- ①入力完了済の申告書は「**申告書選択**」画面の「完了」に「○」が表示されます。
- ②入力完了済の申告書を選択します。
- ③【選択】ボタンをクリックします。
- ④次のメッセージが表示されます。【いいえ】ボタンをクリックします。



[はい] を選択した場合の画面表示について→

「3.1.14.2 申告書の参照モード表示」参照

- ⑤次のメッセージが表示されます。【はい】ボタンをクリックします。



- ⑥「入力完了」が解除され、「**申告書・付表**」画面が「入力モード」で表示されます。

3.1.15 消費税申告書を印刷する

『決算業務』>『消費税申告書』>『印刷』

消費税申告書の印刷について説明します。

●帳票一覧

印刷できる帳票は、次のとおりです。

	帳票名称	消費税区分		表示	印刷
		原則課税	簡易課税		
申告書・付表税率	消費税及び地方消費税の中間申告書	○	○	○	○
	消費税申告書（一般）	○	—	○	○
	特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書（別表）	○	—	○	○
	消費税申告書（簡易課税）	—	○	○	○
	付表 2	○	—	○	○
	付表 5	—	○	○	○
	付表 1	○	—	○	○
	付表 2- (2)	○	—	○	○
	付表 4	—	○	○	○
	付表 5- (2)	—	○	○	○
消費税の還付申告に関する明細書（法人）1/2、2/2		○	—	○	○
消費税の還付申告に関する明細書（個人）1/2、2/2		○	—	○	○



消費税申告書（一般・簡易課税）の様式について

『ネット de 記帳』では、国税庁ホームページに掲載されている消費税申告書（個人用・法人用共通の様式）を採用しています。

●印刷様式

申告書・付表を白紙で印刷する場合に指定できる印刷様式は、次のとおりです。

印刷様式	OCR 帳票対応	
カラー印刷	税務署のカラーOCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。	○
モノクロ印刷	プリンターに関係なく、モノクロで印刷する場合に選択します。税務署のモノクロOCR 帳票には対応していません。	×
国税様式 (モノクロ)	税務署のモノクロOCR 帳票に対応した様式で印刷する場合に選択します。	○

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

カラー印刷(OCR 帳票対応)

This is a color-printed version of the Consumption Tax Declaration Form (GK0303) for individual taxpayers. It includes a header with the taxpayer's name (西谷), address (東京都新宿区西谷○○○-○), and identification number (△△ビル番号: 03-3000-0001). The form contains several sections of tables showing consumption tax amounts for different categories of expenses. At the bottom right, there is a note indicating it is a copy of the original declaration.

モノクロ印刷

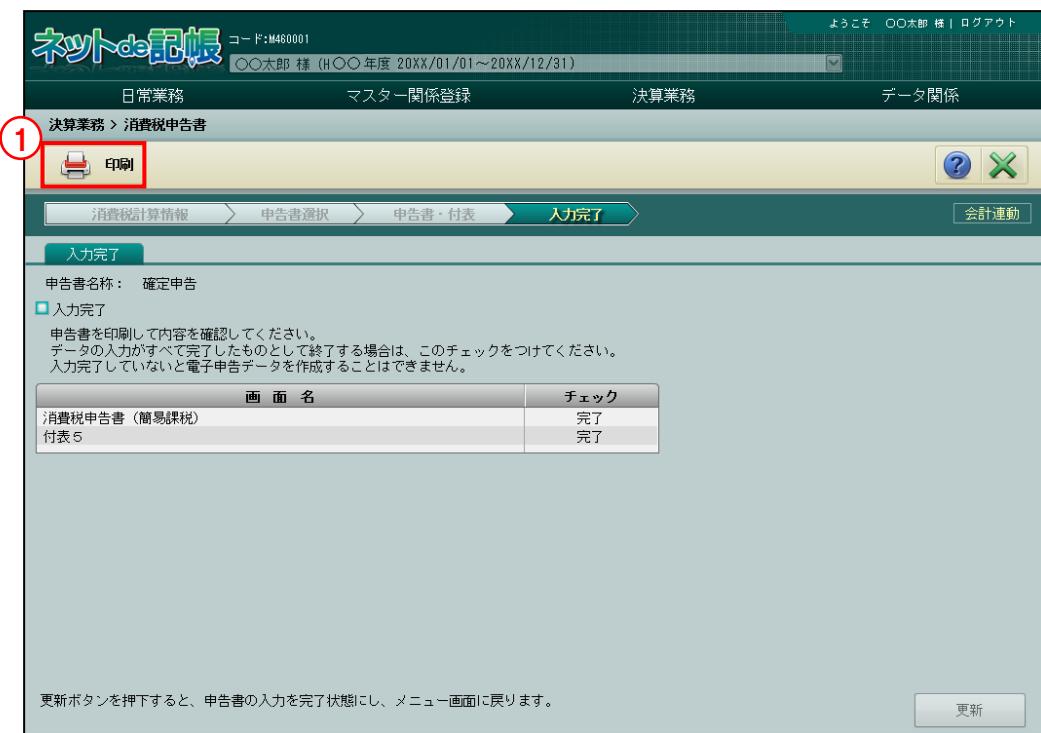
This is a monochrome-printed version of the Consumption Tax Declaration Form (GK0303) for individual taxpayers. The layout and data entries are identical to the color version above, showing the same consumption tax amounts for various expense categories. A note at the bottom right also indicates it is a copy of the original declaration.

国税様式(モノクロ)(OCR 帳票対応)

This is a version of the Consumption Tax Declaration Form (GK0303) styled after the National Tax Office (国税庁) format. It includes a header with the taxpayer's name (西谷), address (東京都新宿区西谷○○○-○), and identification number (△△ビル番号: 03-3000-0001). The form contains tables of consumption tax amounts, with a note at the bottom right stating "This is a copy of the original declaration."

3.1.15.1 消費税申告書出力の詳細説明

申告書および付表を出力する手順について説明します。



① [印刷] ボタンをクリックします。



→「3.1.3.1 「個人番号」未連携のメッセージが表示された場合」参照



→「3.1.3.2 「法人番号」未登録のメッセージが表示された場合」参照

②《印刷条件設定》画面が表示されます。[印刷] ボタンをクリックします。



→「3.1.15.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合」参照

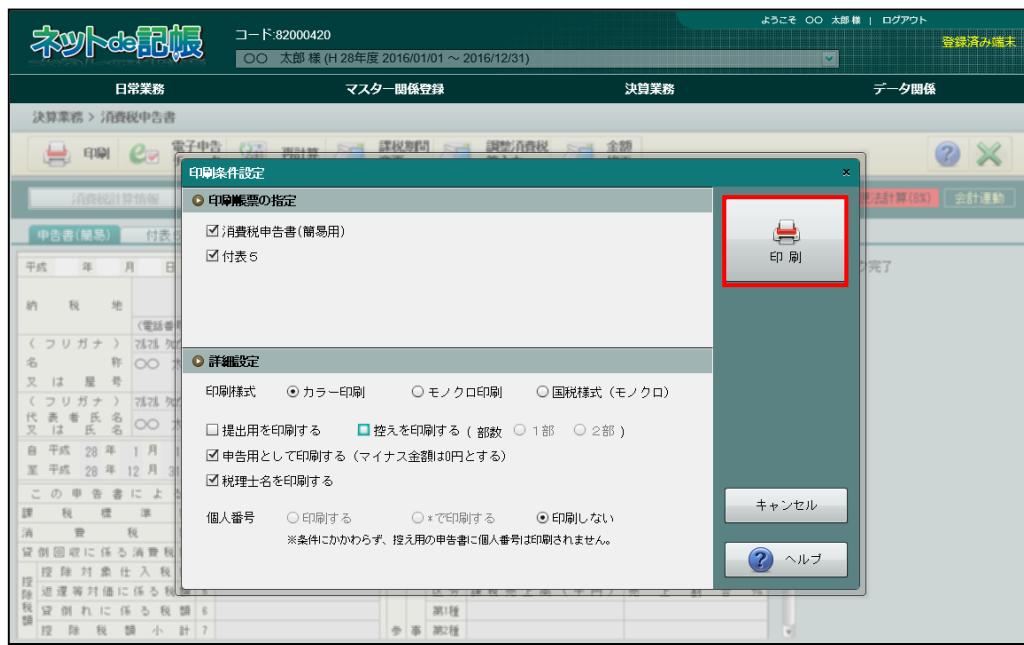
③ [×] ボタンをクリックし、操作を終了します。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

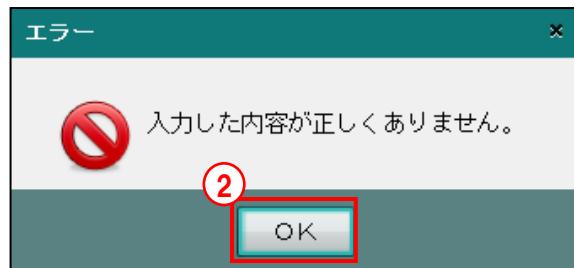
3.1.15.2 [印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合

[印刷] ボタンクリック時にエラーが表示された場合の操作について説明します。



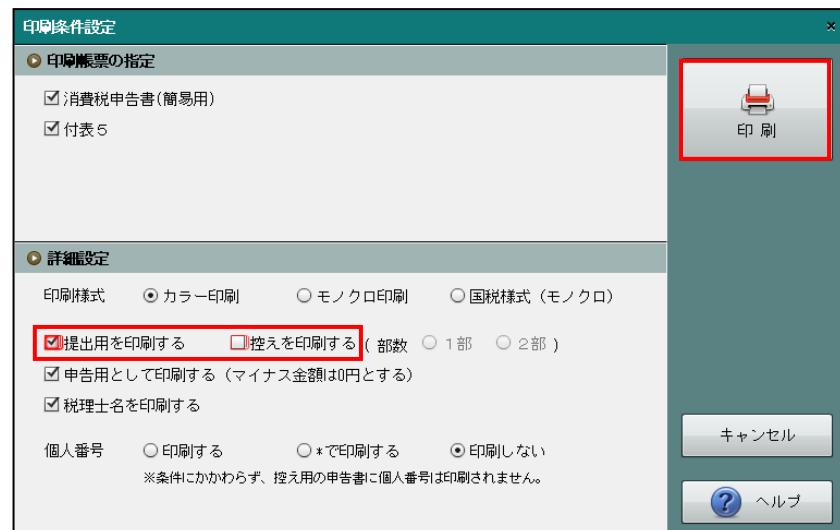
①<印刷条件設定>画面の「詳細設定」の「提出用を印刷する」「控えを印刷する」のいずれにもチェックがついていない場合、[印刷] ボタンをクリックした際に次のエラーメッセージが表示されます。

[印刷帳票の設定] でいずれの帳票にもチェックがついていない場合、次のメッセージが表示されます。



② [OK] ボタンをクリックします。

③正しい印刷条件を設定します。



3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定

原則課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



●印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「消費税申告書(一般用)」および「付表2」は、チェックがついた状態で表示されます。
- ・「消費税の還付報告に関する明細書」は、還付がある場合にチェックがついた状態で表示されます。
- ・「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」は、別表の提出が必要な場合にチェックがついた状態で表示されます。
- ・「付表1」「付表2-(2)」は、消費税率5%の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

●詳細設定

[印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式(モノクロ)」から選択します。



[印刷様式について](#) ➔ 「3.1.15 消費税申告書を印刷する」参照

[提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[控えを印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する(マイナス金額は0円とする)]

- ・マイナス金額を0円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷します。



➔ 「3.1.12.4 マイナス金額をゼロに置き換える項目(原則課税)」参照

- ・チェックがついた状態で表示されます。変更はできません。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

[還付申告明細 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・還付申告明細 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・[印刷帳票] の指定で、「消費税の還付報告に関する明細書」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- ・[個人番号] 欄は、課税期間の開始が平成 28 年 1 月 1 日以降の個人事業者の場合に表示されます。
- ・「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」から選択します。
- ・特定個人情報を扱うための条件を満たしているかにより、[個人番号] 欄の表示状態が異なります。

特定個人情報を扱うための条件と個人番号欄の表示状態

事業者のマイナンバー契約区分	ログインユーザーのマイナンバー連携権限	ログイン端末	個人番号欄の表示状態
税務支援	あり	登録済み端末	「印刷する」「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。 個人番号 <input checked="" type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input type="radio"/> 印刷しない 選択可能
税務支援	あり	登録済み端末以外	「*で印刷する」「印刷しない」が選択できます。 個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input checked="" type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない 選択可能
税務支援なし	なし	登録済み端末	「印刷しない」が選択されています。 個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない 選択済み
税務支援以外	-	-	「印刷しない」が選択されています。 個人番号 <input type="radio"/> 印刷する <input type="radio"/> *で印刷する <input checked="" type="radio"/> 印刷しない 選択済み

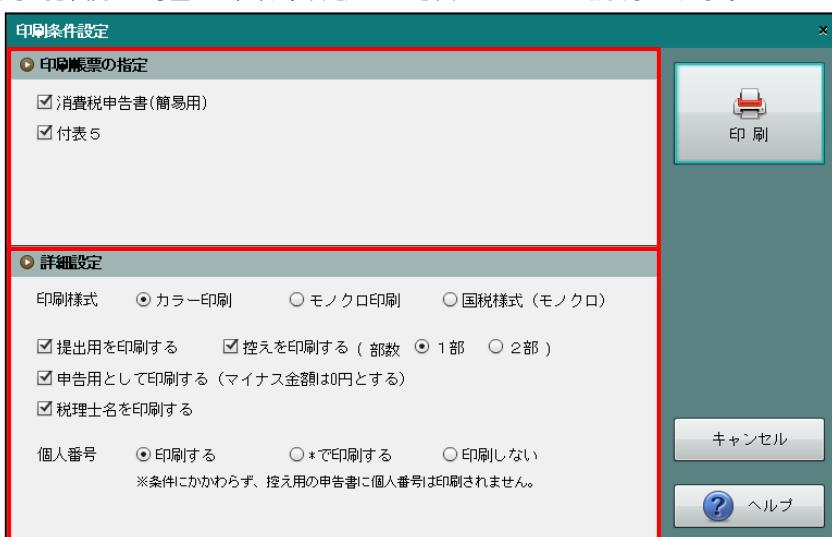
印刷条件ごとの個人番号の印刷イメージ

印刷条件	内容	個人番号欄の印刷イメージ
印刷する	個人番号を印刷します。	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
で印刷する	個人番号をアスタリスク () で印刷します。	* * * * * * * * * * * *
印刷しない	個人番号は印刷しません。	_____

控え用の申告書は、「印刷する」または「*で印刷する」を指定した場合でも個人番号は印刷されません。

3.1.15.4 「簡易課税」の印刷条件設定

簡易課税の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



● 印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「消費税申告書（簡易用）」および「付表 5」は、チェックがついた状態で初期表示されます。
- ・「付表 4」「付表 5- (2)」は、消費税率 5% の発生がある場合にチェックがついた状態で表示されます。

● 詳細設定

[印刷様式]

- ・「カラー印刷」「モノクロ印刷」「国税様式（モノクロ）」から選択します。

[印刷様式について](#) ➔ 「3.1.15 消費税申告書を印刷する」参照

[提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[控えを印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[申告用として印刷する（マイナス金額は 0 円とする）]

- ・マイナス金額を 0 円に置き換えて、申告書および申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。

➔ 「3.1.12.5 マイナス金額をゼロに置き換える項目（簡易課税）」参照

- ・金額確認用として、マイナス金額のままで印刷する場合は、チェックをはずします。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

3 消費税申告書を作成する

3.1 消費税申告書

[付表 5- (2) 2/2 に氏名または名称を印刷する]

- ・付表 5- (2) 2/2 に、氏名または名称を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・[印刷帳票] の指定で、「付表 5- (2)」にチェックがついていると、この項目もチェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

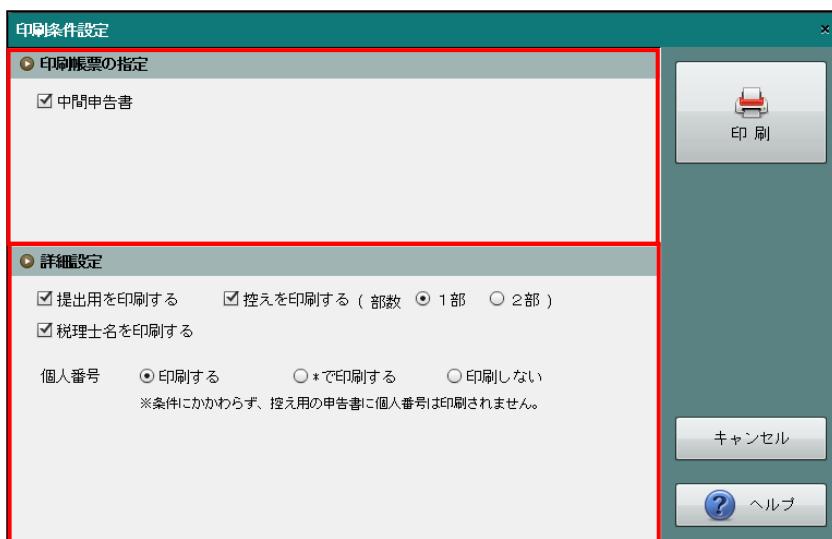
- ・[個人番号] については、原則課税の説明と同様です。



→ 「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

3.1.15.5 中間申告書の印刷条件設定

中間申告書の場合の印刷条件設定の詳細について説明します。



● 印刷帳票の指定

- ・印刷する帳票にチェックをつけます。
- ・「中間申告書」は、チェックがついた状態で初期表示されます。

● 詳細設定

[提出用を印刷する]

- ・申告書を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[控え用を印刷する]

- ・申告書の控えを印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックをつけた場合、印刷部数を「1部」「2部」から選択します。
- ・チェックがついた状態で表示されます。印刷部数は「1部」が選択されています。

[税理士名を印刷する]

- ・税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ・チェックがついた状態で表示されます。

[個人番号]

- ・[個人番号]については、原則課税の説明と同様です。



「3.1.15.3 「原則課税」の印刷条件設定」参照

MEMO

4

付 錄

4.1 索引

4 付録

4.1 索引

か

- 還付金融機関等 43
基本情報 29

さ

- 作成税理士情報 44
申告情報 41
税務署処理欄 41
税理士情報取込 27

な

- 納税地 41

は

- 付記事項 41

ま

- マイナンバー連携権限 20

ら

- ログアウト 16
ログイン 12

MEMO



操作マニュアル
事業者機能
Ⅲ.決算業務編
消費税申告書

第3-a版 平成30年5月30日

(不許複製)